

第4次岡山県廃棄物処理計画（素案）

～持続可能で安心して暮らせる循環型社会へ～

<目 次>

| | |
|----------------------|----|
| 第1章 計画策定の趣旨等 | 1 |
| 第1節 計画策定の趣旨 | 1 |
| 第2節 計画の位置づけ | 2 |
| 第3節 計画の期間 | 4 |
| 第2章 廃棄物対策の基本理念及び基本方針 | 5 |
| 第1節 計画の基本理念 | 5 |
| 第2節 基本方針 | 5 |
| 第3節 基本施策の方向性 | 5 |
| 第3章 一般廃棄物 | 7 |
| 第1節 一般廃棄物の現状と課題 | 7 |
| 第2節 一般廃棄物の将来予測と目標 | 26 |
| 第3節 目標達成等に向けての取組 | 30 |
| 第4章 産業廃棄物 | 43 |
| 第1節 産業廃棄物の現状と課題 | 43 |
| 第2節 産業廃棄物の将来予測と目標 | 58 |
| 第3節 目標達成等に向けての取組 | 64 |
| 第5章 計画の推進 | 73 |
| 第1節 関係者の役割 | 73 |
| 第2節 計画の進行管理 | 77 |

資料編

| | |
|--------------|------|
| 1 制度、施設等の紹介 | 資-1 |
| 2 その他参考資料 | 資-12 |
| 表Ⅰ 廃棄物の資料 | 資-12 |
| 表Ⅱ ごみ処理状況 | 資-15 |
| 表Ⅲ 一般廃棄物処理施設 | 資-18 |
| 表Ⅳ 産業廃棄物処理状況 | 資-23 |

第1章 計画策定の趣旨等

第1節 計画策定の趣旨

我が国では、これまでの数次にわたる「廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和 45 年法律 137 号。以下「廃棄物処理法」という。）」の改正や各種リサイクル法の制定等の対策が行われ、リサイクル率の向上や最終処分量の減少などにおいて、一定の効果がみられたものの、近年、世界的に資源制約が顕在化する中であって、消費者、事業者、行政等の協働のもとで、廃棄物を資源としてこれまで以上活用しながら、持続可能な循環型社会への転換を一層進めることが求められています。

また、東日本大震災の発生等を契機として、環境の保全や安全・安心に関する意識が高まりをみせており、災害の頻発化・激甚化に対応した災害廃棄物処理体制の整備や、廃棄物の不法投棄や不適正処理の是正など、安心な暮らしへの対応が重要となっています。

こうした中、これまで本県では、「循環を基調とした廃棄物再生・処理システムの構築」と「廃棄物の削減による環境への負荷の低減」を基本理念におき、廃棄物処理法及び「国が定める廃棄物の減量その他その適正な処理に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図るための基本的な方針（平成 13 年 5 月環境省告示第 34 号。以下「国の基本方針」という。）」に基づいて、平成 24 年 2 月に第 3 次岡山県廃棄物処理計画（平成 23～27 年度）を策定し、県内における廃棄物の減量化、リサイクル及び適正処理に関する施策を展開してきました。

このたび策定する「第 4 次岡山県廃棄物処理計画」では、第 3 次計画の目標や各施策等の進捗状況を可能な限り最新の情報・データ等を活用して点検を行ったうえで、廃棄物を資源として活用しながら持続可能な社会をつくる必要性や、環境保全と安全・安心に関する意識の高まりを踏まえ、計画の副題を「持続可能で安心して暮らせる循環型社会へ」として、新たな計画期間（平成 28～32 年度）における本県の廃棄物・資源循環に関する行政の基本的方向を定めるとともに、県民、市町村、処理業者など関係者すべての指針とするものです。

第2節 計画の位置づけ

本計画は、国の基本方針に即して定めるもので、「新晴れの国おかやま生き生きプラン（仮称）」、「新岡山県環境基本計画（エコビジョン 2020）」等を上位計画として策定することとします。本計画の位置づけと循環型社会形成推進のための法体系は、次のとおりです。

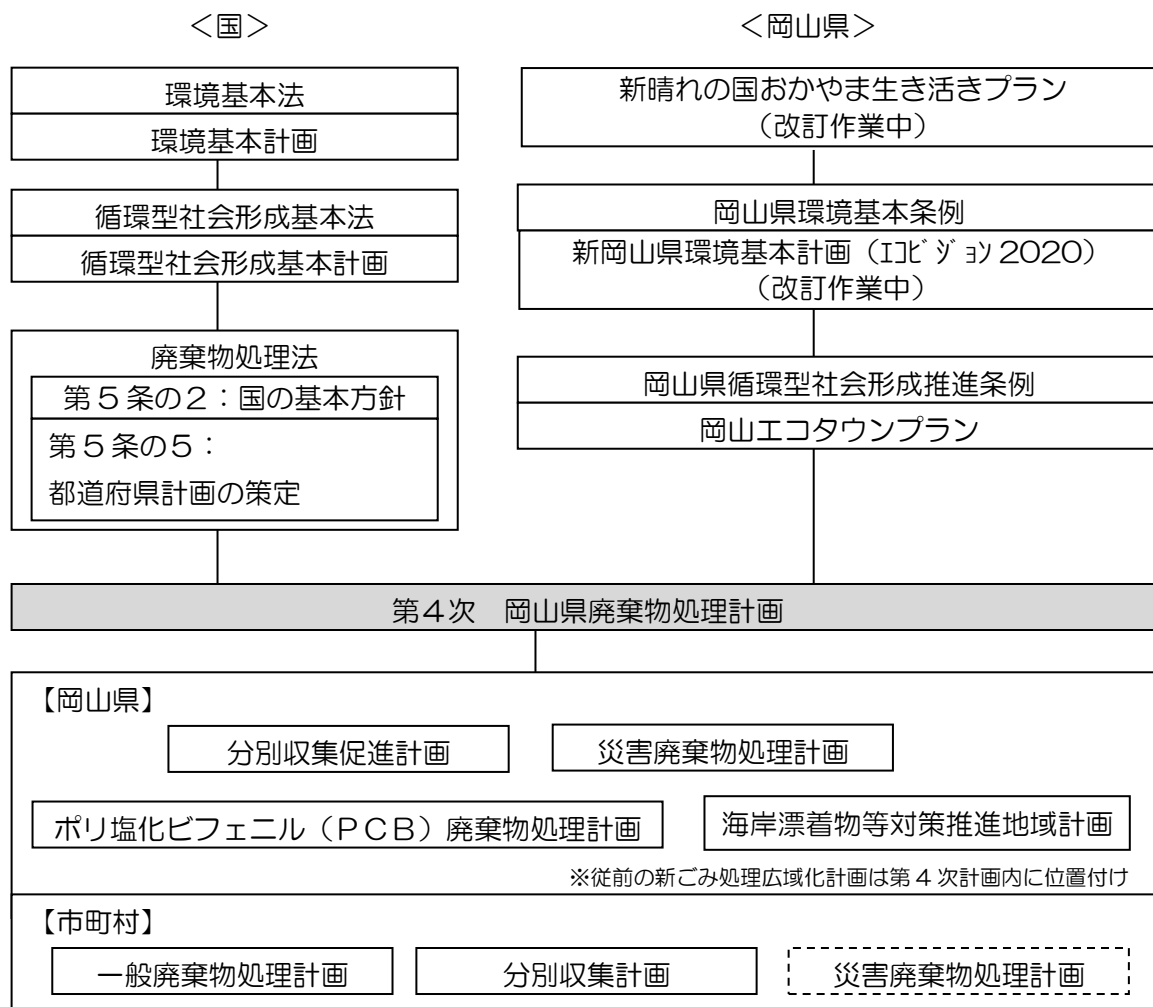
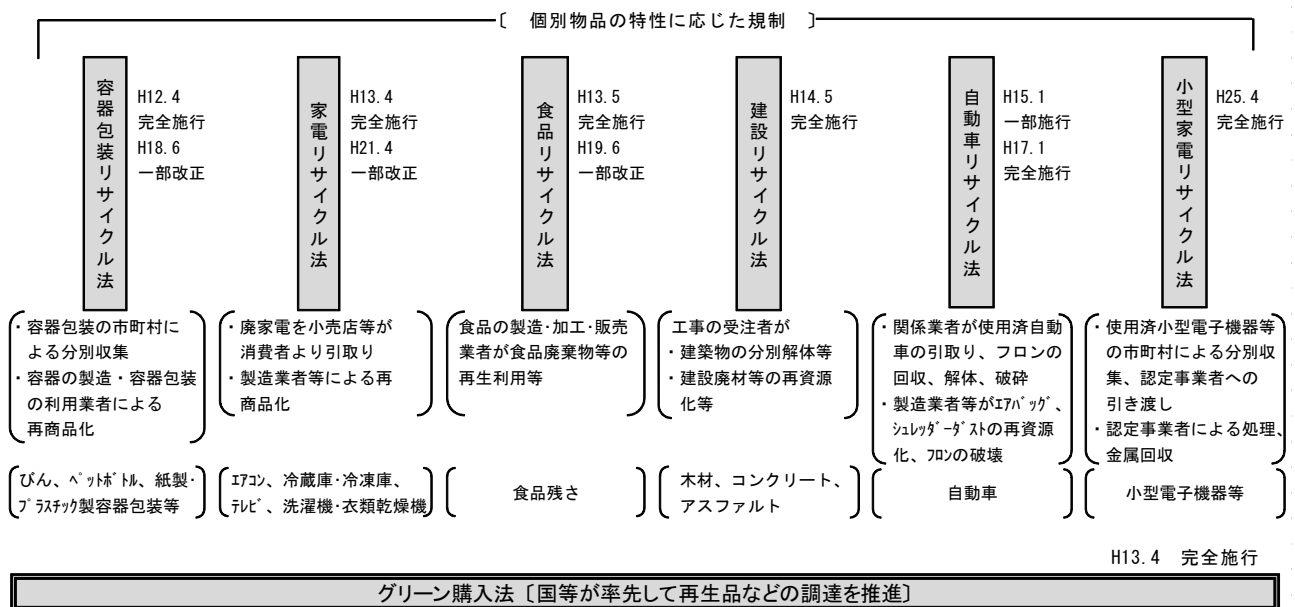
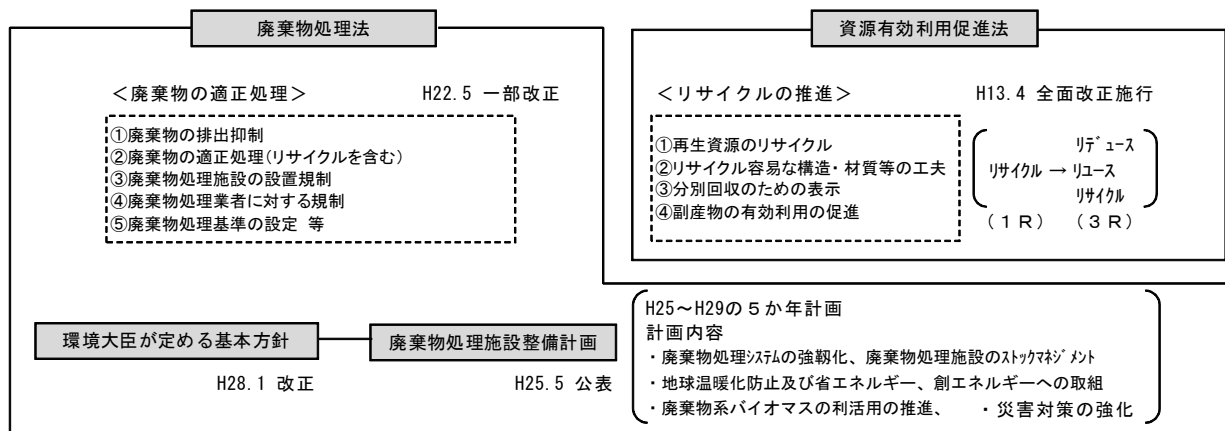
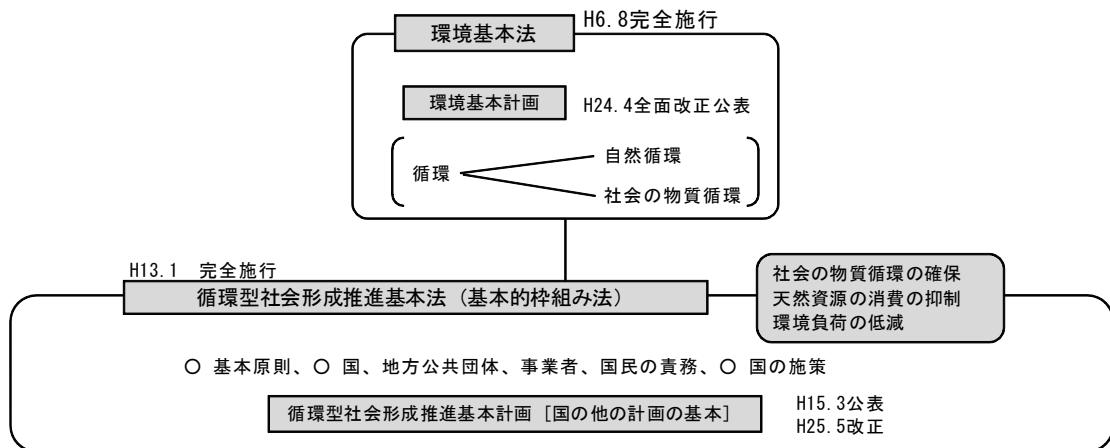


図 1-2-1 廃棄物処理計画の位置付け



出典：「資源循環ハンドブック2016 法制度と3Rの動向」（経済産業省）に一部加筆

図 1-2-2 循環型社会形成推進のための法体系

第3節 計画の期間

本計画の期間は、平成 28（2016）年度を初年度とし、平成 32（2020）年度を目標年度とする5年間とします。

なお、廃棄物を取り巻く社会情勢、法改正など本計画策定の前提となっている条件に大きな変化が生じた場合は、計画期間内であっても必要に応じて、計画の見直しを行うものとします。

第2章 廃棄物対策の基本理念及び基本方針

第1節 計画の基本理念

本計画は、新潟県環境基本計画「エコビジョン 2020」に示された目指すべき姿「より良い環境に恵まれた持続可能な社会」を実現するため、基本目標の1つである「循環型社会の形成」を着実に進めるためのものです。

本計画の基本理念は、第3次計画から引き続き、「循環を基調とした廃棄物再生・処理システムの構築」、「廃棄物の削減による環境への負荷の低減」の2つを柱とします。

- 循環を基調とした廃棄物再生・処理システムの構築
- 廃棄物の削減による環境への負荷の低減

第2節 基本方針

計画の基本理念を実現するため、廃棄物に関する排出者の責務を徹底し、廃棄物の排出抑制、再使用、再生利用、熱回収、適正処理を基本とし、これに計画的な施設整備の促進及び住民、事業者、行政における廃棄物情報の共有化と相互理解、災害廃棄物処理を加えた6つの基本方針のもとに、廃棄物対策を推進します。

1. 排出者の責務の徹底・強化
2. 排出抑制と循環的利用の推進
3. 適正処理の推進
4. 廃棄物処理施設の計画的な整備の促進
5. 廃棄物情報の共有化と相互理解
6. 災害廃棄物の適正かつ円滑・迅速な処理

第3節 基本施策の方向性

1. 排出者の責務の徹底・強化

県民には、廃棄物の発生抑制や再生利用、分別排出などの責務があり、事業者には事業活動によって生じた廃棄物を自らの責任において適正に処理することや再生利用等による減量化などの責務があります。この考え方に基づき、廃棄物対策における排出者の責務の徹底と強化を図ります。

2. 排出抑制と循環的利用の推進

環境への負荷の少ない、循環を基調とした社会経済システム（循環型社会）の形成を着実なものとするため、廃棄物の排出抑制を第一とし、廃棄物（循環資源）については適正な循環的利用（再使用、再生利用、熱回収）を推進します。

3. 適正処理の推進

廃棄物の循環的利用に当たっては、廃棄物処理法をはじめとする関係法令を遵守しながら、適正で環境負荷の少ない処理を推進するとともに、不法投棄等の不適正処理を防止します。

4. 廃棄物処理施設の計画的な整備の促進

排出抑制及び適正な循環的利用を徹底したうえで、なお、適正な循環的利用が行われない廃棄物については、適正な処分を確保することを基本とし、必要な処理施設の計画的な整備を促進します。

5. 廃棄物情報の共有化と相互理解

廃棄物処理に関する透明性を高めるとともに、県民、事業者、行政が循環資源・廃棄物に対する正しい情報を共有するため、情報提供や普及啓発活動等を通じて、廃棄物関連情報の共有化と相互理解を深めます。

6. 災害廃棄物の適正かつ円滑・迅速な処理

地震や津波をはじめとする自然災害に伴い発生する災害廃棄物に対し、適正かつ円滑・迅速な処理を行うことができるよう、適切な処理体制を構築します。

第3章 一般廃棄物

第1節 一般廃棄物の現状と課題

1. ごみ処理の現状と課題

(1) ごみ総排出量

ごみ総排出量は増加傾向にあり、平成 26 年度においては 708 千トンと、平成 21 年度 (693 千トン) に比べ 15 千トン増加しています。

1 人 1 日当たりのごみ排出量も同様な傾向で推移しており、平成 26 年度には 1,000g/人・日と、平成 21 年度 (971g/人・日) に比べ 29g/人・日増加しています。

ごみ総排出量を生活系と事業系別でみると、生活系ごみは平成 21 年度に対して平成 26 年度は 6.5 千トン (1.4%) 減の 472 千トンとほぼ同水準であるのに対し、事業系ごみは平成 21 年度に対して平成 26 年度は 22 千トン (10.3%) 増の 237 千トンと、増加傾向にあります。

表 3-1-1 ごみ総排出量等の推移

| 項目 | | 年度 | H21 | H22 | H23 | H24 | H25 | H26 |
|------------------------------------------|--------------------------------|---------|-----------|-----------|-----------|-----------|-----------|-----------|
| 人 口 | 総人口 (人) | | 1,954,461 | 1,950,043 | 1,937,928 | 1,951,060 | 1,945,873 | 1,939,935 |
| | 計画収集人口 (人) | | 1,953,909 | 1,949,465 | 1,937,356 | 1,950,488 | 1,945,403 | 1,939,856 |
| ご み 総 排 出 量 ¹⁾ | 計画収集量 (t/年) | | 561,226 | 549,848 | 556,713 | 551,739 | 556,429 | 564,022 |
| | 直接搬入量 (t/年) | | 78,241 | 74,586 | 77,533 | 73,935 | 85,642 | 84,410 |
| | 集団回収量 (t/年) | | 53,358 | 50,334 | 46,699 | 48,547 | 46,550 | 59,881 |
| | 合計 (t/年) | | 692,825 | 674,768 | 680,945 | 674,221 | 688,621 | 708,313 |
| | 生活系ごみ (t/年) | | 478,302 | 461,841 | 463,720 | 460,486 | 458,112 | 471,758 |
| | (うち家庭系ごみ ²⁾) (t/年) | | 378,966 | 367,577 | 373,406 | 369,693 | 369,011 | 369,538 |
| 事業系ごみ (t/年) | | 214,523 | 212,927 | 217,225 | 213,735 | 230,509 | 236,555 | |
| 1人1日当たりのごみ排出量 ³⁾ (g/人・日) | | 971.2 | 948.0 | 960.0 | 946.8 | 969.6 | 1,000.3 | |
| うち生活系 (g/人・日) | | 670.5 | 648.9 | 653.8 | 646.6 | 645.0 | 666.3 | |
| (うち家庭系) (g/人・日) | | 531.2 | 516.4 | 526.5 | 519.1 | 519.6 | 521.9 | |
| うち事業系 (g/人・日) | | 300.7 | 299.2 | 306.3 | 300.1 | 324.5 | 334.1 | |

備考： 1) 「ごみ総排出量」は、廃棄物処理法に基づく「廃棄物の減量その他その適正な処理に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図るための基本的な方針」における、「一般廃棄物の排出量 (計画収集量+直接搬入量+集団回収量)」と同様とした。

2) 「家庭系ごみ」は、生活系ごみのうち、資源ごみ量 (集団回収量含む) を除いた量とした。

3) 1人1日当たりのごみ排出量 = (計画収集量+直接搬入量+集団回収量) ÷ 総人口 ÷ 365又は366

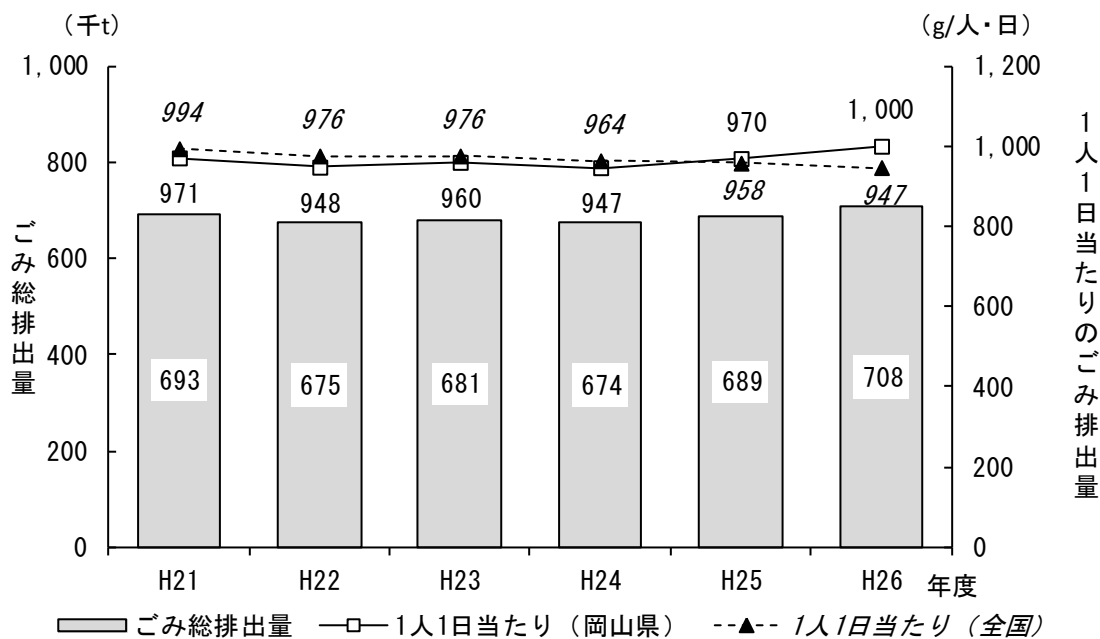


図 3-1-1 ごみ総排出量・1人1日当たりごみ排出量の推移

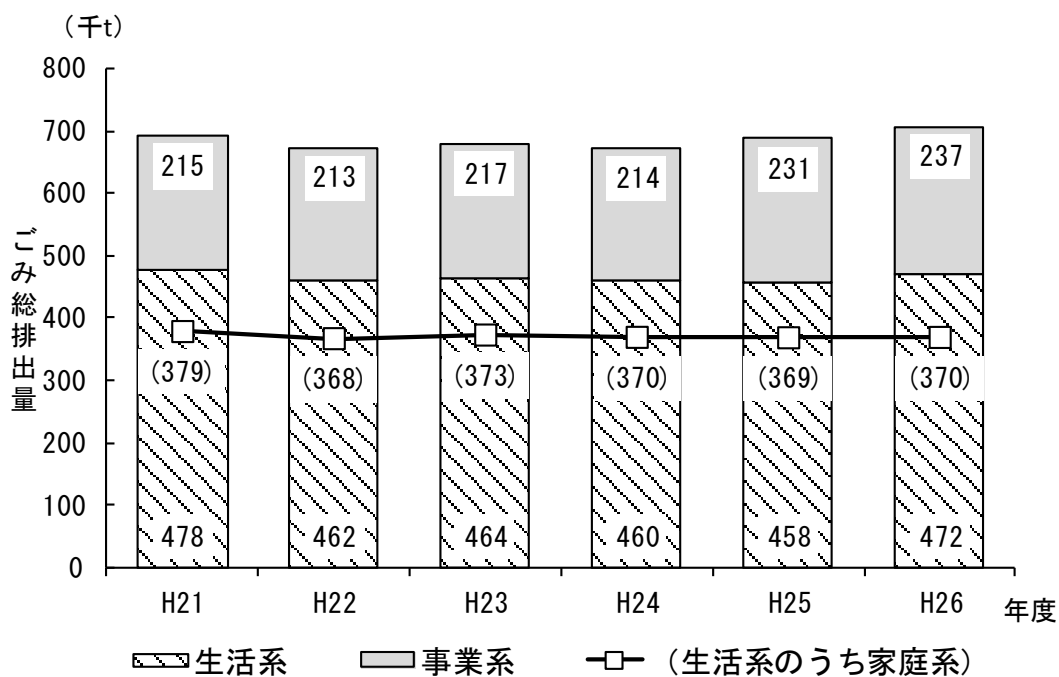


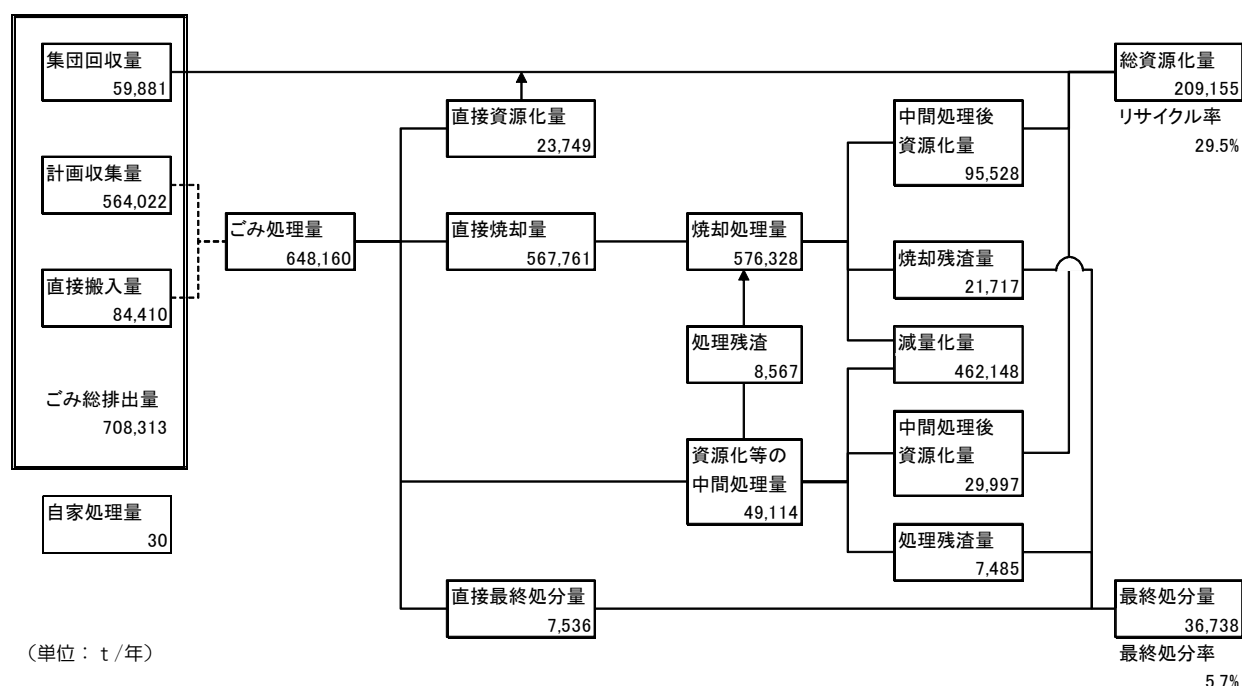
図 3-1-2 生活系・事業系ごみ別排出量の推移

(2) ごみ処理の現状

1) ごみ処理の状況

平成 26 年度における一般廃棄物（ごみ）の総排出量は 708 千トンで、集団回収量を除いたごみ処理量は 648 千トンとなっています。そのうち、直接焼却処理された量が 568 千トン、破碎・選別等により中間処理された量が 49 千トン、直接資源化された量が 24 千トン、中間処理されずに直接最終処分された量が 8 千トンとなっています。

また、総資源化量は、直接資源化量、中間処理後資源化量と住民による集団回収量を合計して 209 千トンとなっています。最終処分量は、直接最終処分量と中間処理後の最終処分量を合計して 37 千トンとなっており、中間処理により減量化された量は 462 千トンとなります。



備考：1) リサイクル率＝（直接資源化量＋中間処理後資源化量＋集団回収量）÷ごみ総排出量×100

2) 最終処分量＝最終処分量÷ごみ処理量×100

3) 「計画収集量＋直接搬入量」と「ごみ処理量（直接資源化量、直接焼却量、資源化等の中間処理量、直接最終処分量の和）」は、計算方法の違いやタイムラグ等があるため、一致しない場合がある。

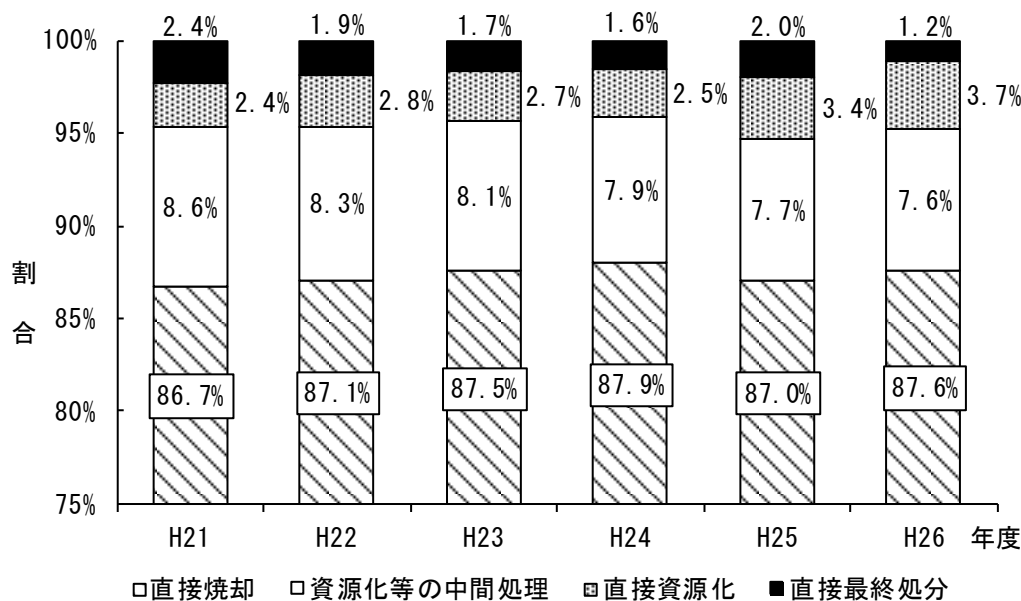
図 3-1-3 一般廃棄物（ごみ）処理のフロー（平成 26 年度）

ごみ処理状況の推移をみると、多少の増減をしながら、直接最終処分及び資源化等の中間処理の割合が減少傾向にある一方で、直接資源化の割合が増加しています。直接焼却の割合は、概ね横ばいで推移しています。

表 3-1-2 ごみ処理状況の推移

（単位：t/年）

| 項目 | 年度 | H21 | H22 | H23 | H24 | H25 | H26 |
|------------|----|---------|---------|---------|---------|---------|---------|
| 直接焼却量 | | 554,269 | 544,368 | 568,869 | 562,684 | 558,193 | 567,761 |
| 資源化等の中間処理量 | | 55,074 | 51,781 | 52,410 | 50,773 | 49,195 | 49,114 |
| 直接資源化量 | | 15,030 | 17,490 | 17,732 | 16,200 | 21,517 | 23,749 |
| 直接最終処分量 | | 15,094 | 11,686 | 10,897 | 10,184 | 12,861 | 7,536 |
| 合計 | | 639,467 | 625,325 | 649,908 | 639,841 | 641,766 | 648,160 |



備考：四捨五入の関係で、合計が合わない場合がある。

図 3-1-4 ごみ処理の割合

2) リサイクルの状況

① 資源化量の推移

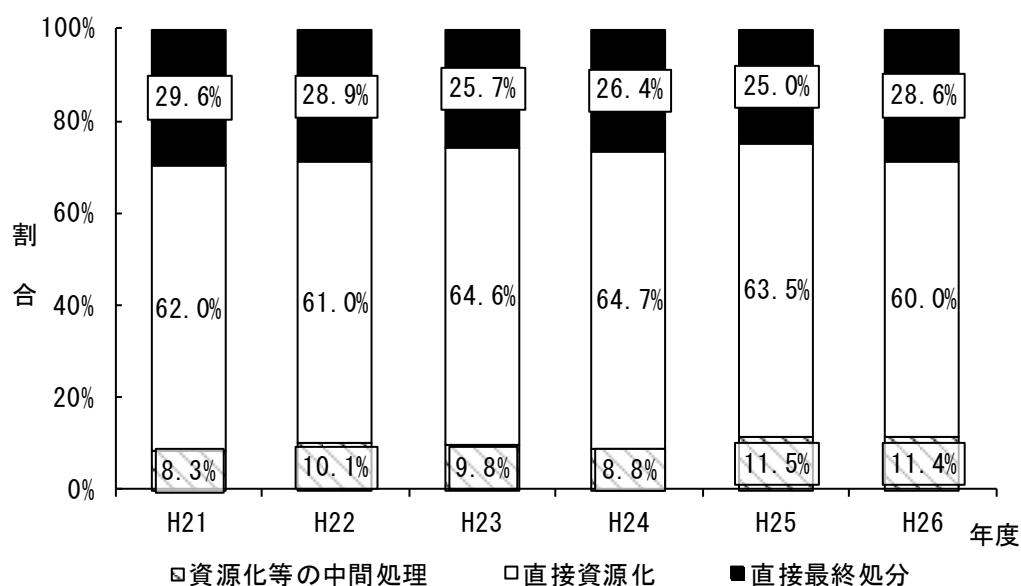
総資源化量は、近年は増加傾向にあり、平成 26 年度の資源化の内訳は、直接資源化量が 24 千トン（総資源化量の 11.4%）、中間処理後資源化量が 126 千トン（同 60.0%）、集団回収量が 60 千トン（同 28.6%）となっています。

表 3-1-3 手法別資源化量の推移

(単位：t/年)

| 項目 \ 年度 | H21 | H22 | H23 | H24 | H25 | H26 |
|-----------|---------|---------|---------|---------|---------|---------|
| 直接資源化量 | 15,030 | 17,490 | 17,732 | 16,200 | 21,517 | 23,749 |
| 中間処理後資源化量 | 111,792 | 106,117 | 117,361 | 118,918 | 118,381 | 125,525 |
| 集団回収量 | 53,358 | 50,334 | 46,699 | 48,547 | 46,550 | 59,881 |
| 合計 | 180,180 | 173,941 | 181,792 | 183,665 | 186,448 | 209,155 |

- 備考：1) 直接資源化量：市町村が収集し、当該市町村の中間処理施設を経ずに再生業者等に直接搬入されるもの
 2) 中間処理後資源化量：市町村が収集し、当該市町村の中間処理施設で処理された後、再生業者等に搬入される者
 3) 集団回収量：住民団体等による回収で、市町村が用具の貸し出し、補助金の交付等により関与しているもの



備考：四捨五入の関係で、合計が合わない場合がある。

図 3-1-5 手法別資源化割合の推移

② 品目別資源化量の推移

平成 26 年度の品目別の資源化量で最も多いのは、その他で 97 千トンが資源化されており、次いで紙類、金属類、ガラス類の順となっています。その他は、ガス化溶融施設の精製合成ガス、溶融スラグ等によるものです。

1 人 1 日当たり品目別資源化量の推移をみると、平成 26 年度の紙類の資源化量は近年に比べかなり増加しています。金属類、ガラス類、ペットボトル、布類は、多少の増減を繰り返しながら、ほぼ横ばい状態が続いています。その他は、概ね増加傾向となっています。

表 3-1-4 品目別資源化量の推移

(単位：t/年)

| 項目 \ 年度 | H21 | H22 | H23 | H24 | H25 | H26 |
|---------|---------|---------|---------|---------|---------|---------|
| 紙類 | 70,831 | 66,697 | 61,901 | 62,326 | 63,717 | 77,491 |
| 金属類 | 12,965 | 12,583 | 12,295 | 11,373 | 13,259 | 12,840 |
| ガラス類 | 11,685 | 11,695 | 11,157 | 11,683 | 11,559 | 11,466 |
| ペットボトル | 2,588 | 3,274 | 3,129 | 3,175 | 3,244 | 3,059 |
| プラスチック類 | 3,606 | 3,043 | 3,379 | 3,365 | 3,250 | 3,359 |
| 布類 | 3,785 | 4,079 | 4,391 | 4,323 | 4,431 | 4,254 |
| その他 | 74,720 | 72,570 | 85,540 | 87,420 | 86,988 | 96,686 |
| 合計 | 180,180 | 173,941 | 181,792 | 183,665 | 186,448 | 209,155 |

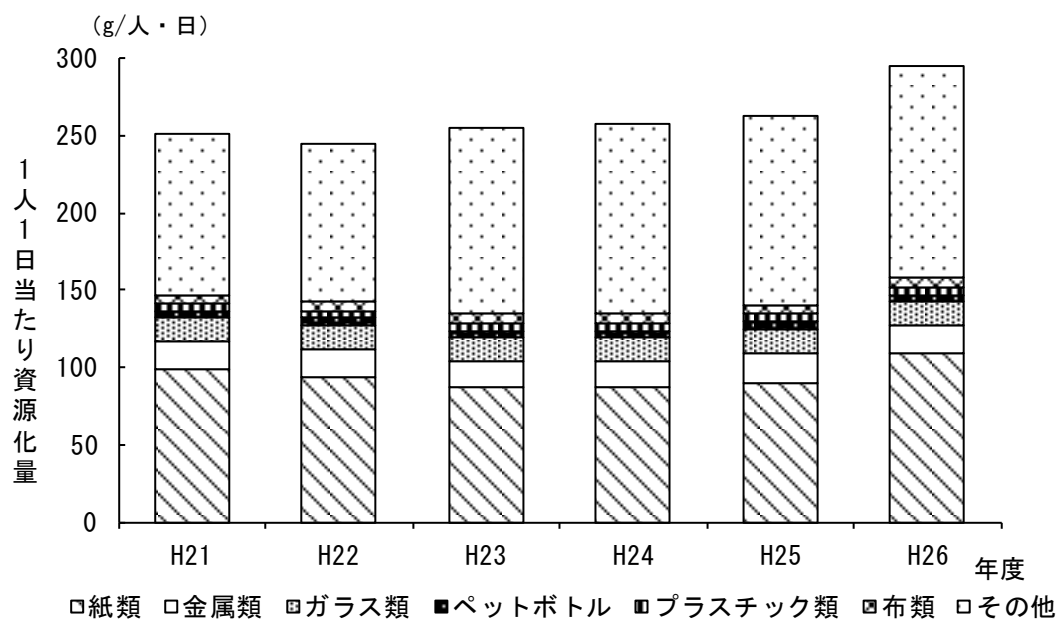
備考：「その他」は、ガス化溶融施設の精製合成ガス、溶融スラグ等である。

表 3-1-5 1人1日当たり品目別資源化量の推移

(単位：g/人・日)

| 項目 | 年度 | H21 | H22 | H23 | H24 | H25 | H26 |
|---------|----|-----|-----|-----|-----|-----|-----|
| 紙類 | | 99 | 94 | 87 | 88 | 90 | 109 |
| 金属類 | | 18 | 18 | 17 | 16 | 19 | 18 |
| ガラス類 | | 16 | 16 | 16 | 16 | 16 | 16 |
| ペットボトル | | 4 | 5 | 4 | 4 | 5 | 4 |
| プラスチック類 | | 5 | 4 | 5 | 5 | 5 | 5 |
| 布類 | | 5 | 6 | 6 | 6 | 6 | 6 |
| その他 | | 105 | 102 | 121 | 123 | 122 | 137 |
| 合計 | | 253 | 244 | 256 | 258 | 263 | 295 |

備考：四捨五入の関係で合計が合わない場合がある。

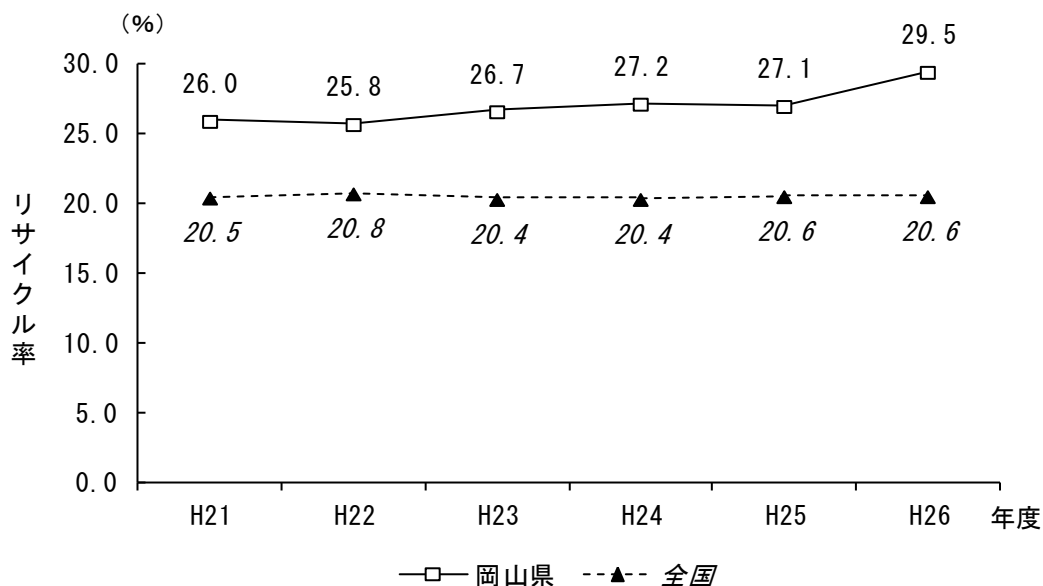


備考：四捨五入の関係で、合計が100%にならない場合がある。

図 3-1-6 1人1日当たり品目別資源化量の推移

③ リサイクル率の推移

リサイクル率は、近年は全国平均を上回っており、また、増加傾向となっています。平成26年度では29.5%と全国第3位の水準で、平成21年度の岡山県実績(26.0%)を3.5ポイント、平成26年度の全国平均(20.6%)を8.9ポイント上回っています。



備考：リサイクル率＝(直接資源化量＋中間処理後資源化量＋集団回収量)÷ごみ総排出量×100

図 3-1-7 リサイクル率の推移

3) 最終処分の状況

① 最終処分量の推移

最終処分量は、年々減少傾向にあり、平成 26 年度の最終処分量は 37 千トンと、平成 21 年度のおおよそ 3 分の 2 まで減少しています。

平成 26 年度 of 最終処分量の内訳は、直接最終処分量が 8 千トン（最終処分量の 20.5%）、焼却残渣埋立量が 22 千トン（同 59.1%）、処理残渣埋立量が 7 千トン（同 20.4%）となっています。

表 3-1-6 手法別資源化量の推移

| 項目 | 年度 | H21 | H22 | H23 | H24 | H25 | H26 |
|---------------|---------------|--------|--------|--------|--------|--------|--------|
| | 直接最終処分量 (t/年) | | 15,094 | 11,686 | 10,897 | 10,184 | 12,861 |
| 焼却残渣埋立量 (t/年) | | 34,263 | 34,635 | 28,253 | 25,318 | 21,833 | 21,717 |
| 処理残渣埋立量 (t/年) | | 7,515 | 7,634 | 7,145 | 7,159 | 7,468 | 7,485 |
| 合計 | (t/年) | 56,872 | 53,955 | 46,295 | 42,661 | 42,162 | 36,738 |
| | (t/日) | 156 | 148 | 126 | 117 | 116 | 101 |

備考：処理残渣＝焼却施設以外の中間処理施設から発生する不燃性の残渣

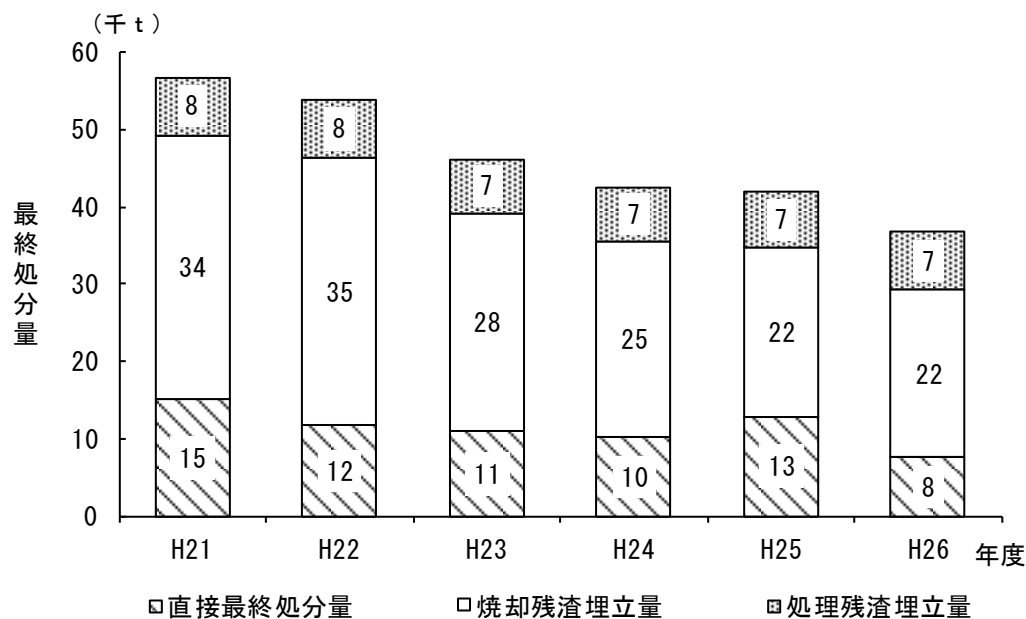
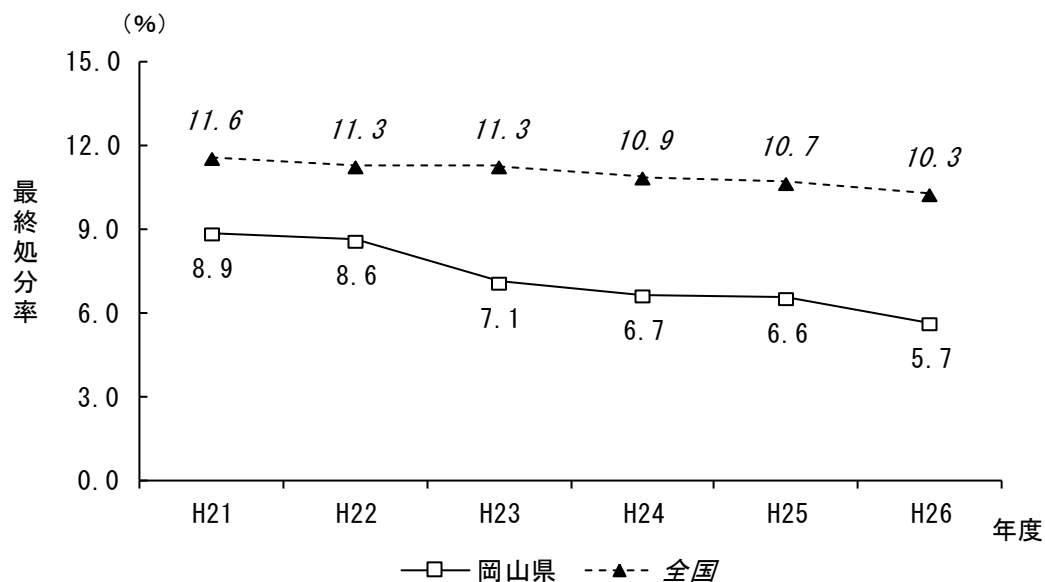


図 3-1-8 手法別資源化割合の推移

② 最終処分率の推移

最終処分率は、近年は全国平均を下回って（最終処分量が少なくなって）おり、また、減少傾向となっています。平成 26 年度では 5.7%と、平成 21 年度の岡山県実績（8.9%）を 3.2 ポイント、平成 26 年度の全国平均（10.3%）を 4.6 ポイント下回っています。



備考：最終処分率＝最終処分量÷ごみ処理量×100

図 3-1-9 最終処分率の推移

(3) ごみ処理施設の設置状況

1) ごみ焼却施設

ごみ焼却施設は平成 27 年度末現在、21 施設で合計 2,851t/日の処理能力を有しています。平成 22 年度と比較すると施設数、合計処理能力ともに減少しています。

表 3-1-7 ごみ焼却施設の設置状況

| 項目 \ 年度 | 施設数 | | | | 合計 | 合計処理能力 (t/日) |
|---------|-------------|---------------|----------------|--------------|----------------|--------------|
| | 施設規模 (t/日) | | | | | |
| | 10未満 | 10以上 100未満 | 100以上 300未満 | 300以上 | | |
| 平成22年度末 | 1 (3.8%) | 15 (57.7%) | 6 (23.1%) | 4 (15.4%) | 26 (100.0%) | 2,907 |
| 平成27年度末 | 0 (0.0%) | 11 (52.4%) | 6 (28.6%) | 4 (19.0%) | 21 (100.0%) | 2,851 |

備考：1) カッコ内は合計施設数に対する割合

2) 倉敷市資源循環型廃棄物処理施設（一般廃棄物分の処理能力303t/日）を含む。

また、ごみ焼却施設は一般に稼働後 15 年～20 年程度が更新時期と言われていますが、平成 27 年度末現在で稼働年数が 21 年以上経過している施設は全 21 施設中 8 施設で、それらの施設の処理能力は合計で 1,123t/日となっています。

表 3-1-8 稼働年数別のごみ焼却施設の状況

| 項目 \ 年度 | 1～5年 | 6～10年 | 11～15年 | 16～20年 | 21年以上 | 合計 |
|--------------|---------------|-------------|----------------|------------------|------------------|-------------------|
| 施設数 | 3 (14.3%) | 0 (0.0%) | 1 (4.8%) | 9 (42.9%) | 8 (38.1%) | 21 (100.0%) |
| 合計処理能力 (t/日) | 206 (7.2%) | 0 (0.0%) | 303 (10.6%) | 1,219 (42.8%) | 1,123 (39.4%) | 2,851 (100.0%) |

備考：1) 稼働年数は平成27年度末現在

2) カッコ内は合計値に対する割合（四捨五入の関係で合計が合わない場合がある。）

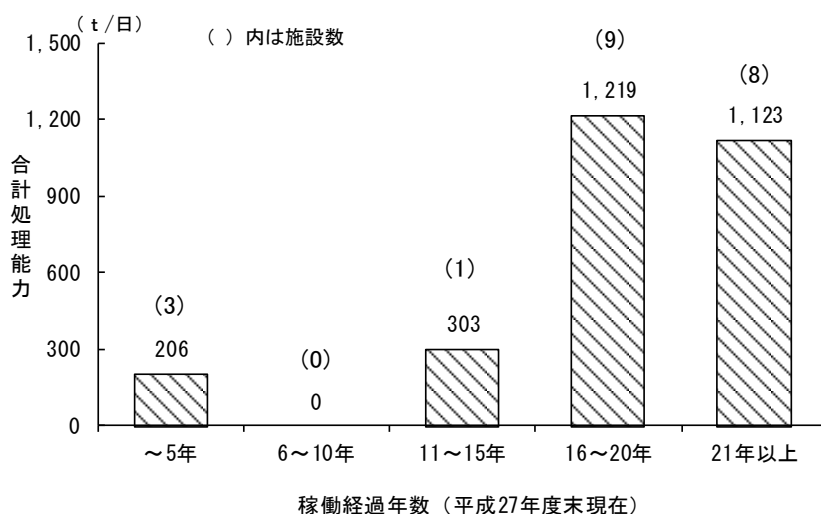


図 3-1-10 稼働年数別のごみ焼却施設

2) 粗大ごみ処理施設及び資源化施設

粗大ごみ処理施設は平成 27 年度末現在、9 施設で合計約 349.05t/日の処理能力を有しています。また、資源化施設は 14 施設で合計 147.45t/日の処理能力を有しており、合計 496.5t/日の処理能力を有しています。

平成 22 年度と比較すると、施設数、処理能力ともに減少しています。

表 3-1-9 粗大ごみ処理施設・資源化施設の設置状況

| 項目 \ 年度 | 施設 | 施設数 | 合計処理能力 (t/日) |
|---------|----------|-----|-----------------|
| 平成22年度末 | 粗大ごみ処理施設 | 9 | 329 |
| | 資源化施設 | 17 | 177.9 |
| | 合計 | 26 | 506.9 |
| 平成27年度末 | 粗大ごみ処理施設 | 9 | 349.05 |
| | 資源化施設 | 14 | 147.45 |
| | 合計 | 23 | 496.5 |

3) 最終処分場

一般廃棄物最終処分場は、平成 27 年度末現在、24 施設が稼働しており、埋立面積は 297 千 m²、全体容量は 2,179 千 m³です。残余容量は 951 千 m³ (平成 26 年度末現在) であり、平成 22 年度末と比較すると 162 千 m³少なくなっています。

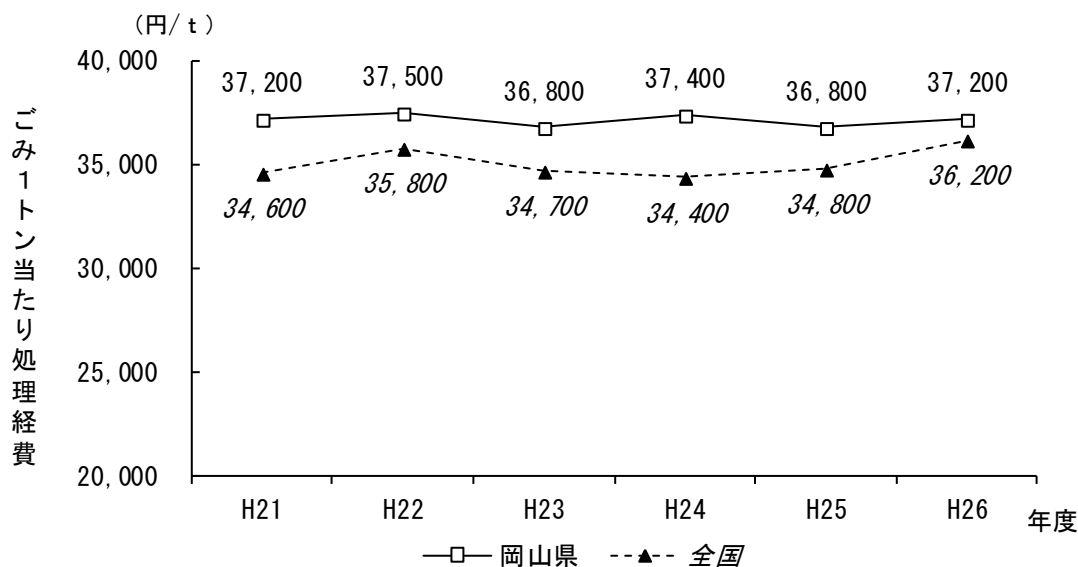
表 3-1-10 最終処分場の設置状況

| 項目 \ 年度 | 施設数 | 埋立面積 (m ²) | 全体容量 (m ³) | 残余容量 (m ³) |
|---------|-----|---------------------------|---------------------------|---------------------------|
| 平成22年度末 | 25 | 324,461 | 2,385,850 | 1,113,503 |
| 平成27年度末 | 24 | 296,554 | 2,179,250 | 951,110 |

備考：平成27年度末の数値のうち「残余容量(m³)」は、平成26年度末現在である。

(4) ごみ処理経費の状況

ごみ 1 トン当たりの処理経費（施設改良費及びその他の費用を除く。）をみると、平成 21 年度以降、概ね横ばいで推移しています。平成 26 年度の処理経費は、ごみ 1 トン当たり 37,200 円であり、岡山県は全国値より若干高い水準となっています。



備考：1) ごみ1トン当たりの処理経費(円/t)＝処理及び維持管理費÷(計画収集量＋直接搬入量)
2) 処理及び維持管理費＝人件費、処理費、車両購入費、委託費、その他の合計

図 3-1-11 ごみ処理経費の推移

(5) ごみ処理広域化の状況

1) ごみ処理広域化計画

ごみ処理の広域化については、平成 9 年 5 月の国からの通知において、ダイオキシン類削減対策、マテリアルリサイクルやサーマルリサイクルの推進等のため、その必要性が位置付けられており、これを受け、本県では平成 10 年 3 月に「岡山県ごみ処理広域化計画」を策定しました。

その後の市町村合併も踏まえて、構成市町村のブロック割の見直し等を行った「新岡山県ごみ処理広域化計画（以下、「新広域化計画」という。）」を平成 19 年 3 月に策定し、現在、県で示している広域ブロックは、以下のようになっています。

表 3-1-11 広域ブロックの枠組み（新広域化計画）

| ブロック名 | 自治体数 | 構成自治体名 |
|--------|------|------------------------------|
| 岡山ブロック | 3 | 岡山市、玉野市、久米南町 |
| 倉敷ブロック | 3 | 倉敷市、総社市、早島町 |
| 西部ブロック | 5 | 笠岡市、井原市、浅口市、里庄町、矢掛町 |
| 高梁ブロック | 5 | 高梁市、新見市、真庭市、吉備中央町、新庄村 |
| 津山ブロック | 7 | 津山市、美作市、鏡野町、美咲町、勝央町、奈義町、西粟倉村 |
| 備前ブロック | 4 | 備前市、瀬戸内市、赤磐市、和気町 |

2) ごみ処理広域化の現状

ごみ処理の広域化の現状としては、岡山県ごみ処理広域化計画が策定された平成9年度末に36施設あった焼却施設は、平成27年度末では21施設と広域化・集約化が一定程度進んでいるほか、岡山ブロックや西部ブロックなど、今後の広域化施設の整備に向けて具体的な検討が進んでいるブロックがあります。

(6) 海ごみの状況

本県の沿岸が面する瀬戸内海は、本州、四国、九州に囲まれ、外洋との海水の循環がされにくい海域（閉鎖性海域）であることから、瀬戸内海における海ごみの多くは、海外から流入したのではなく、周辺の陸域から流れ込んだものだと考えられ、私たち一人ひとりのライフスタイルに密接に関連する問題といえます。また、最近では、マイクロプラスチックについて、有害物質が付着しやすいことや海洋生物が誤摂食しやすいことなどから、生態系を含めた海洋環境へ与える影響が懸念されています。

本県の海ごみのうち、海岸漂着物（海岸に漂着又は散乱しているごみ等）については、アシ等の自然物をはじめ、ペットボトル等のプラスチック、発泡スチロールの破片・かけら類、包装容器等の日常生活系ごみ類、漁具等がみられ、島しょ部には本土側よりも多くの海岸漂着物が確認されています。

漂流ごみ（海洋を漂流しているごみ）については、国の調査によると、水島灘のごみ密度は、瀬戸内海の他海域より低めで、瀬戸内海自体の漂流ごみも、他の海域と比較して少ない状況とみられます。

海底ごみ（海底に堆積したごみ）については、調査が行われた水島灘、牛窓沖での回収量は、愛媛県東部と香川県西部間の海域、広島湾（南）に続き多く、瀬戸内海自体の海底ごみも、他の海域と比較して多いとみられます。

(7) 災害廃棄物

近年、大規模な災害に伴い、災害廃棄物が大量に発生し、その対応が問題となっています。

平成23年3月11日に発生した東日本大震災においては、13道県239市町村において災害廃棄物約2千万トン、津波堆積物約1.1千万トンという、これまでの災害を遙かに上回る廃棄物が発生し、平成26年8月豪雨による広島市での土砂災害、平成27年9月関東・東北豪雨、平成28年5月の熊本地震でも多くの災害廃棄物が発生しました。

災害廃棄物の迅速かつ円滑な処理のためには、事前の備えが重要であり、県では平成28年3月に「岡山県災害廃棄物処理計画」を策定しましたが、今後、市町村計画の策定を促進するなど、災害への備えをさらに充実させていく必要があります。

2. 第3次計画の目標の達成状況

(1) 第3次計画の目標の達成状況の評価

ここでは、第3次岡山県廃棄物処理計画で設定された一般廃棄物処理の目標に対する達成状況を平成26年度実績を用いて評価します。

1) 第3次計画の目標

① 排出抑制の目標

1人1日当たりの排出量を平成27年度において935gとすることを目指す。

② 資源化の目標

リサイクル率を平成27年度において32.7%とすることを目指す。

③ 最終処分量の削減目標

最終処分量を平成27年度において130トン/日とすることを目指す。

2) 達成状況の評価

① 排出量の削減目標

現状（平成26年度実績）におけるごみ排出量は、1人1日当たり1,000gであり、第3次計画の平成27年度目標値である1人1日当たり935gより多くなっています。

② 資源化の目標

現状（平成26年度実績）におけるリサイクル率は29.5%であり、第3次計画の平成27年度目標値であるリサイクル率32.7%より低くなっています。

③ 最終処分量の削減目標

現状（平成26年度実績）における最終処分量は101トン/日であり、第3次計画の平成27年度目標値である最終処分量130トン/日より少なくなっています。

表 3-1-12 第3次計画の目標値と現状

| | | 第3次計画 | | 現状 H26実績 |
|--------|---------|-------|--------|-------------|
| | | H21実績 | H27目標値 | |
| ごみ排出量 | (t/日) | 1,898 | — | 1,941 |
| | (g/人・日) | 971 | 935 | 1,000 |
| 最終処分量 | (t/日) | 156 | 130 | 101 |
| | (g/人・日) | 80 | — | 52 |
| 集団回収量 | (t/日) | 146 | — | 164 |
| | (g/人・日) | 75 | — | 85 |
| リサイクル率 | (%) | 26.0 | 32.7 | 29.5 |

(2) ごみ処理に関する課題

1) ごみ排出量の削減

ごみ総排出量及び1人1日当たりの排出量は、近年は増加傾向を示しています。要因としては、集団回収量の増加など、資源化に寄与しているものもありますが、近年の人口の減少傾向に対しごみ総排出量は増加していることから、今後、県民、事業者、市町村、県が一体となり、より一層の排出抑制に向けた取組を進めていく必要があります。

2) リサイクルの推進

岡山県内では、ガス化溶融施設の稼働による再生利用推進を行っていることもあり、全国と比べても、リサイクル率は高い水準にあります。また、近年でもリサイクル率は増加傾向を示しており、リサイクル推進の取組は順調に進められているものと考えられます。

ただし、平成26年度実績では第3次計画の目標値は達成できておらず、今後も、さらなるリサイクル率の向上に向けた取組を推進していく必要があります。

3) 最終処分量の削減

最終処分量は、年々減少傾向にあり、平成21年度と比較すると、最終処分量はおよそ2/3まで減少しています。岡山県全体の最終処分率は、全国と比べても低くなっており、また、第3次計画の目標値も達成できていることから、最終処分量の削減に関する取組は順調に進められているものと考えます。要因としては、直接最終処分量の減少や、焼却残渣のセメント原料等としての再生利用などが挙げられます。

目標を達成していても、最終処分場の容量確保や延命化の観点から、今後も引き続き、最終処分量を極力削減するための取組を継続していく必要があります。

4) ごみ処理施設の計画的な整備等

一般廃棄物の適正な処理を確保するためには、廃棄物処理施設の計画的な整備が必要です。県は、適正処理の推進、ダイオキシン類の削減、リサイクルの推進、効率的な施設整備等の観点から、平成19年3月に「新岡山県ごみ処理広域化計画」を策定しましたが、引き続き、関係市町村の協議のもとで、循環型社会を形成するための基盤となる施設の整備を推進していく必要があります。

また、新たな施設の整備や改良に当たって、ごみ発電や熱回収等を推進することにより、温室効果ガスの排出抑制など地球温暖化防止に寄与することが求められており、災害時にはエネルギー供給拠点としての機能を発揮することにもつながります。

一方で、廃棄物処理施設のライフサイクルコストを低減するため、効率的な更新整備や保全管理を充実する「ストックマネジメント」の考え方を導入し、廃棄物処理施設の長寿命化について検討していくことが必要です。ごみ焼却施設は一般に稼働後15年～20年程度が更新時期と言われていますが、建物については50年程度の耐用年数を備えており、また、ごみ焼却施設に設置される各種の設備・機器については、20年を経過してもなお、高い健全度を保っている設備・機器等、部分的な補修で健全度を回復することが可能なものも多いことから、ごみ処理施設内の設備・機器の維持管理を適切に行ったうえで、耐用年数の比較的短い重要設備を適切な時期に更新する等の対策を行うことにより、ごみ処理施設全体の耐用年

数の延長を図ることは、地方自治体の財政に関することのみならず、資源・エネルギーの保全及び地球温暖化対策の観点からも重要であると言えます。

さらに、近年では、大規模な災害の発生に対して、廃棄物処理施設において迅速かつ適正な処理を実施できることも重要となっています。

3. し尿処理の現状と課題

(1) 処理形態別人口の推移

処理形態別人口は、公共下水道の普及により公共下水道人口が増加傾向で推移しており、単独処理浄化槽人口、計画収集人口は減少しています。

水洗化率は年々上昇傾向で推移し、平成26年度は87.1%となっていますが、全国値と比べると低い状況です

表 3-1-13 処理形態別人口の推移

(単位：人)

| 項目 | | 年度 | | | | | |
|---------|--------------|-----------|-----------|-----------|-----------|-----------|-----------|
| | | H21 | H22 | H23 | H24 | H25 | H26 |
| 総人口 | | 1,954,461 | 1,950,043 | 1,937,928 | 1,951,060 | 1,945,873 | 1,939,935 |
| 水洗化人口 | 公共下水道人口 | 998,995 | 1,013,166 | 1,037,904 | 1,070,823 | 1,086,780 | 1,103,956 |
| | コミュニティプラント人口 | 477 | 237 | 0 | 0 | 0 | 0 |
| | 合併処理浄化槽人口 | 371,228 | 365,096 | 371,272 | 372,142 | 371,142 | 368,428 |
| | 単独処理浄化槽人口 | 270,912 | 272,240 | 248,412 | 239,071 | 229,234 | 217,382 |
| 非水洗化人口 | 計画収集人口 | 305,149 | 294,393 | 275,333 | 264,862 | 255,015 | 238,338 |
| | 自家処理人口 | 7,700 | 4,911 | 5,007 | 4,162 | 3,702 | 11,831 |
| 水洗化率(%) | | 84.0 | 84.7 | 85.5 | 86.2 | 86.7 | 87.1 |

備考：1) 水洗化率＝水洗化人口÷総人口×100

2) 一部自治体で平成26年度から集計方法を変更したため、自家処理人口が大きく増加している。

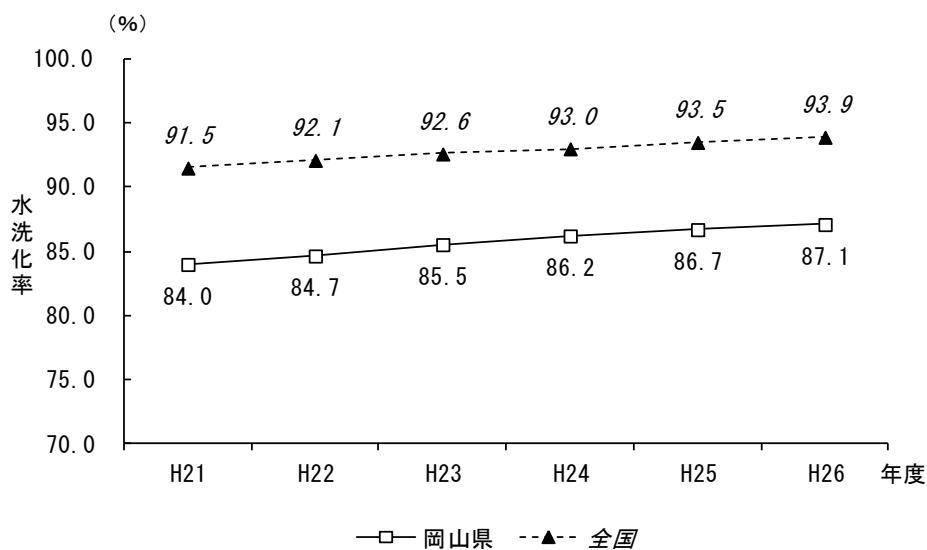


図 3-1-12 水洗化率の推移

(2) し尿等の処理の現状

し尿及び浄化槽汚泥の処理量（自家処理量を除く。）は、減少傾向で推移しており、平成 26 年度では 625 千キロリットルとなっています。

経年的には、処理量全体に占める割合で見ると、し尿は減少、浄化槽汚泥は増加傾向で推移しています。なお、処理量で見ると、近年の人口の減少傾向に伴い、し尿だけでなく、浄化槽汚泥も平成 23 年度以降は減少傾向で推移しています。

表 3-1-14 し尿・浄化槽汚泥処理量の推移

(単位：kL/年)

| 項目 | 年度 | H21 | H22 | H23 | H24 | H25 | H26 |
|-----|-------|---------|---------|---------|---------|---------|---------|
| 処理量 | | 705,281 | 694,284 | 686,610 | 656,478 | 643,942 | 625,188 |
| | し尿 | 266,869 | 249,822 | 238,831 | 223,206 | 214,922 | 202,058 |
| | 浄化槽汚泥 | 438,412 | 444,462 | 447,779 | 433,272 | 429,020 | 423,130 |

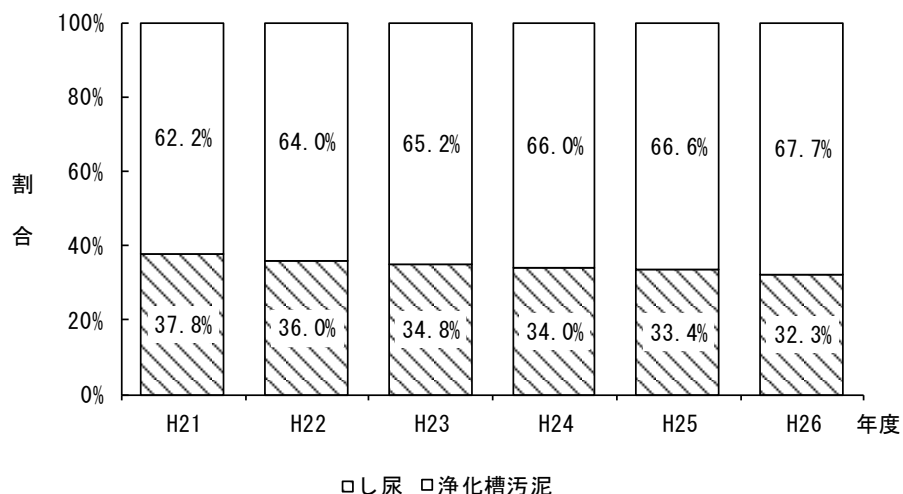


図 3-1-13 し尿・浄化槽汚泥処理量の割合

平成 26 年度における処理状況は、処理量全体の 95.7%がし尿処理施設で処理され、残りが下水道投入によって処理されています。

表 3-1-15 し尿・浄化槽汚泥の処理状況（平成 26 年度）

| 項目 | 年度 | し尿処理施設 (kL) | 下水道投入 (kL) | 合計 (kL) |
|-------|----|-------------|------------|---------|
| し尿 | | 196,723 | 5,335 | 202,058 |
| 浄化槽汚泥 | | 401,535 | 21,595 | 423,130 |
| 合計 | | 598,258 | 26,930 | 625,188 |
| 構成比 | | 95.7% | 4.3% | 100.0% |

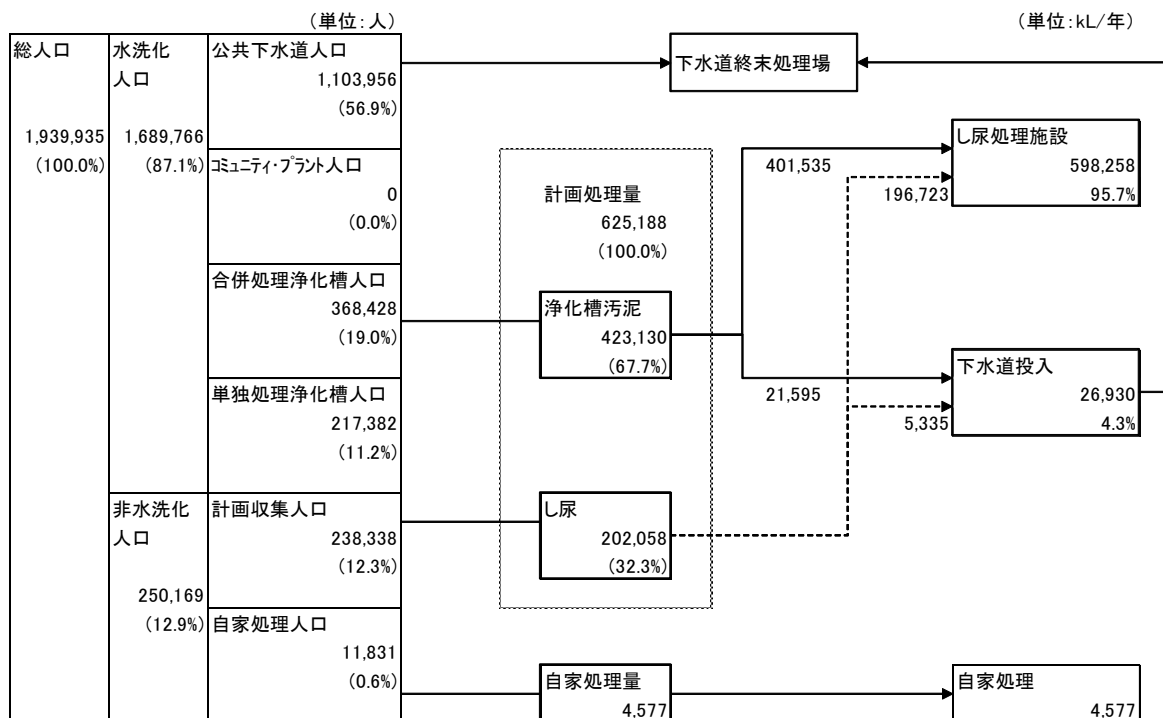


図 3-1-14 し尿・浄化槽汚泥処理のフロー（平成 26 年度）

(3) し尿処理施設の設置状況

し尿処理施設は平成 27 年度末現在、21 施設で合計 2,079kL/日の処理能力を有しています。また、し尿処理施設は一般に稼働後 15 年～20 年程度が更新時期といわれていますが、平成 27 年度末現在で稼働年数が 21 年を経過している施設は全 21 施設中 18 施設（83.6%）で、それらの施設の処理能力は合計で 1,737kL/日となっています。

表 3-1-16 し尿処理施設の設置状況

| 項目 \ 年度 | 施設数 | 合計処理能力 (kL/日) |
|---------|-----|---------------|
| し尿処理施設 | 21 | 2,079 |

備考：平成27年度末現在

表 3-1-17 稼働年数別のし尿処理施設の状況

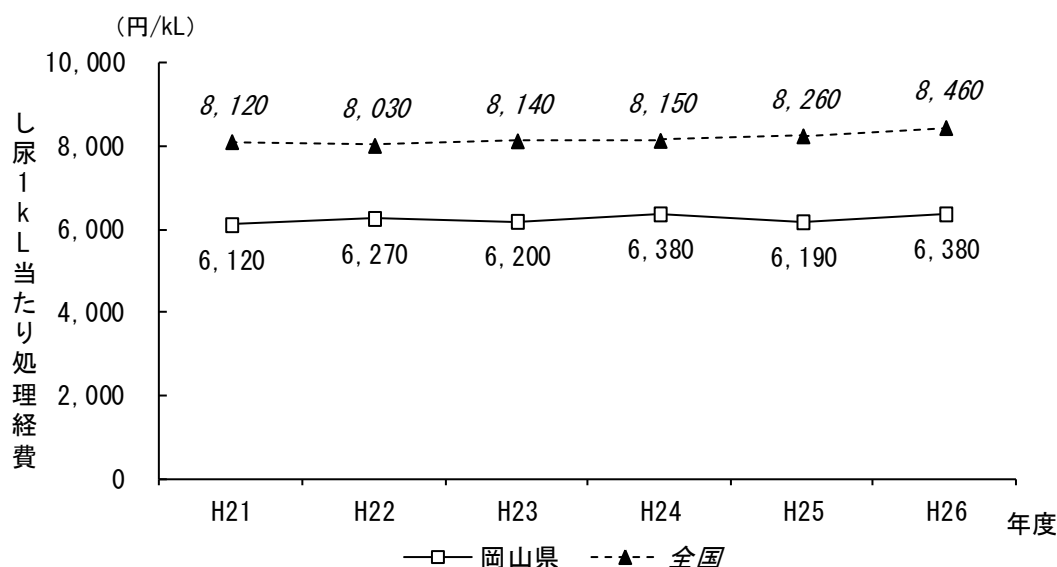
| 項目 \ 年度 | 1～5年 | 6～10年 | 11～15年 | 16～20年 | 21年以上 | 合計 |
|---------------|----------|-----------|-----------|------------|---------------|----------------|
| 施設数 | 0 (0.0%) | 1 (4.8%) | 1 (4.8%) | 1 (4.8%) | 18 (85.7%) | 21 (100.0%) |
| 合計処理能力 (kL/日) | 0 (0.0%) | 90 (4.3%) | 72 (3.5%) | 180 (8.7%) | 1,737 (83.6%) | 2,079 (100.0%) |

備考：1) 稼働年数は平成27年度末現在

2) カッコ内は合計値に対する割合（四捨五入の関係で合計が合わない場合がある。）

(4) し尿処理経費の状況

し尿及び浄化槽汚泥 1 キロリットル当たりの処理経費（施設改良費及びその他の費用を除く。）を経年的にみると、ほぼ横ばい傾向で推移しており、平成 26 年度で 6,380 円/kL と全国値（8,460 円/kL）に比べて低い経費となっています。



備考：1) し尿1kL当たりの処理経費（円/kL）＝処理及び維持管理費÷計画処理量
2) 処理及び維持管理費＝人件費、処理費、車両購入費、委託費、その他の合計

図 3-1-15 し尿処理経費の推移

(5) し尿処理に関する課題

1) 汚水処理施設の整備

水洗化率は着実に向上していますが、さらなる生活環境の改善や公共用水域の水質保全を図るため、引き続き、下水道や合併処理浄化槽の整備促進を図るとともに、生活雑排水が処理されない単独処理浄化槽については、合併処理への転換を図るなど、汚水処理施設の整備を推進していく必要があります。

2) し尿処理施設の老朽化

市町村におけるし尿処理施設は、稼働年数が 21 年を経過している施設が全 21 施設中 18 施設あり、老朽化が懸念される状況です。今後の施設整備に当たっては、し尿・浄化槽汚泥の衛生的な処理の確保とともに、循環型社会の形成に寄与するため、処理過程で排出される汚泥等の有効利用などを考慮した施設とする必要があります。

第2節 一般廃棄物の将来予測と目標

1. ごみ総排出量の将来予測

(1) 将来予測の方法

計画目標年度を平成 32 年度として、次の方法により、ごみ量の将来予測を行いました。

1) 生活系ごみ排出量の将来予測

第3章で整理した平成 21 年度～平成 26 年度の生活系ごみ（集団回収を含む。）の 1 人 1 日当たり排出量実績を基に、過去からの傾向（トレンド）が将来も同様に続くものとして、トレンド法により予測（将来予測人口に 1 人 1 日当たり排出量を乗じることにより全体量を予測）することを基本としましたが、年度ごとの実績に大きな変動があり傾向線による将来予測値の信頼性が低い結果となったため、採用が困難と判断し、将来の生活系ごみ排出量は、最新年度である平成 26 年度実績と同じ原単位で推移するものとした。

2) 事業系ごみ排出量の将来予測

事業系ごみ排出量は、平成 25 年度以降、実績の集計方法を変更した自治体があったため、1 日当たり排出量実績が大きく増加しています。このため、平成 24 年度以前の実績とは傾向が大きく異なっていることから、将来の事業系ごみ排出量は、最新年度である平成 26 年度実績と同じ原単位で推移するものとした。

(2) ごみ総排出量の将来予測結果

過去のごみ量の推移を基に、岡山県における将来のごみ量の予測を行った結果は、次のとおりです。

将来人口が減少する見込みであるため、平成 32 年度のごみ総排出量は平成 26 年度実績に比べて約 18 千トン減少する見込みです。

表 3-2-1 ごみ総排出量の将来予測結果

| 項目 | 年度 | 実績 | | | | | | 予測値 |
|---------------|---------|-----------|-----------|-----------|-----------|-----------|-----------|-----------|
| | | H21 | H22 | H23 | H24 | H25 | H26 | H32 |
| 人口 | (人) | 1,954,461 | 1,950,043 | 1,937,928 | 1,951,060 | 1,945,873 | 1,939,935 | 1,867,744 |
| 生活系ごみ排出量 | (千 t/年) | 478.3 | 461.8 | 463.7 | 460.5 | 458.1 | 471.8 | 454.2 |
| （うち、家庭系ごみ排出量） | (千 t/年) | 379.0 | 367.6 | 373.4 | 369.7 | 369.0 | 369.5 | 354.5 |
| 事業系ごみ排出量 | (千 t/年) | 214.5 | 212.9 | 217.2 | 213.7 | 230.5 | 236.6 | 236.6 |
| 合計（ごみ総排出量） | (千 t/年) | 692.8 | 674.8 | 680.9 | 674.2 | 688.6 | 708.3 | 690.8 |

備考：1) 生活系ごみ排出量は集団回収量を含む。

2) 「ごみ総排出量」は、廃棄物処理法に基づく「廃棄物の減量その他その適正な処理に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図るための基本的な方針」における、「一般廃棄物の排出量（計画収集量＋直接搬入量＋集団回収量）」と同様とした。

3) 「家庭系ごみ」は、生活系ごみのうち、資源ごみ量を除いた量とした。

4) 四捨五入の関係で合計が合わない場合がある。

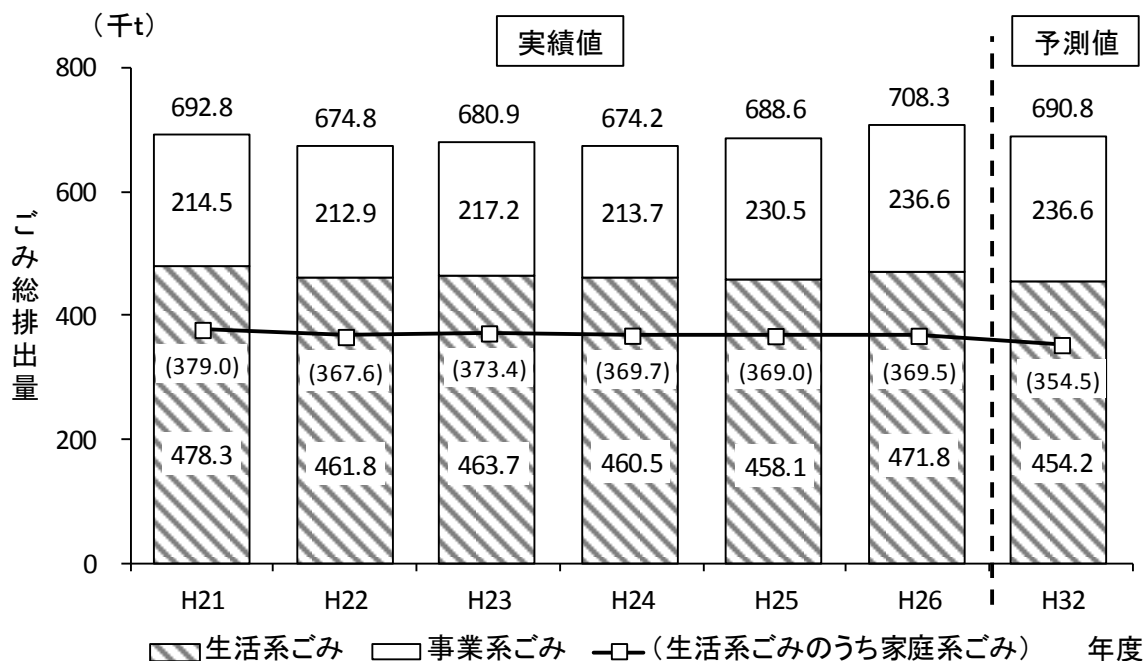


図 3-2-1 ごみ総排出量の将来予測結果

2. ごみ処理の将来予測

現状のごみ処理が継続されると仮定して、計画目標年度の平成 32 年度における処理量の予測を行うと、下表のとおりとなります。

表 3-2-2 ごみ処理の将来予測

| 項目 | 年度 | 実績 | | | | | | 予測値 | |
|---------------------|---------|-----------|-----------|-----------|-----------|-----------|-----------|-----------|-------|
| | | H21 | H22 | H23 | H24 | H25 | H26 | H32 | |
| 人口 | (人) | 1,954,461 | 1,950,043 | 1,937,928 | 1,951,060 | 1,945,873 | 1,939,935 | 1,867,744 | |
| ごみ総排出量 | (千 t/年) | 692.8 | 674.8 | 680.9 | 674.2 | 688.6 | 708.3 | 690.8 | |
| | (t/日) | 1,898.2 | 1,848.7 | 1,860.5 | 1,847.2 | 1,886.6 | 1,940.6 | 1,892.5 | |
| | (g/人・日) | 971.2 | 948.0 | 960.0 | 946.8 | 969.6 | 1,000.3 | 1,013.2 | |
| 1人1日当たり 家庭系ごみ排出量 | (g/人・日) | 531.2 | 516.4 | 526.5 | 519.1 | 519.6 | 521.9 | 520.0 | |
| 処理・ 処分量 | 資源化量 | (千 t/年) | 180.2 | 173.9 | 181.8 | 183.7 | 186.4 | 209.2 | 204.0 |
| | | (t/日) | 493.6 | 476.6 | 496.7 | 503.2 | 510.8 | 573.0 | 558.8 |
| | | (g/人・日) | 252.6 | 244.4 | 256.3 | 257.9 | 262.5 | 295.4 | 299.2 |
| | 最終処分量 | (千 t/年) | 56.9 | 54.0 | 46.3 | 42.7 | 42.2 | 36.7 | 35.8 |
| | | (t/日) | 155.8 | 147.8 | 126.5 | 116.9 | 115.5 | 100.7 | 98.2 |
| | | (g/人・日) | 79.7 | 75.8 | 65.3 | 59.9 | 59.4 | 51.9 | 52.6 |
| リサイクル率 | (%) | 26.0 | 25.8 | 26.7 | 27.2 | 27.1 | 29.5 | 29.5 | |

備考：1) ごみ総排出量＝計画収集量＋直接搬入量＋集団回収量

2) 「家庭系ごみ」は、生活系ごみのうち、資源ごみ量を除いた量とした。

3) 資源化量＝直接資源化量＋中間処理後資源化量＋集団回収量

4) リサイクル率＝資源化量÷ごみ総排出量×100

5) 1人1日当たり生活系ごみ排出量＝生活系ごみ量（資源化量を除く）÷人口÷365(366)×10⁶

3. 一般廃棄物の減量化の目標

国の基本方針において示されている現状の目標値及び第3次計画の目標値は以下のとおりです。

表 3-2-3 国の基本方針における一般廃棄物の目標値

| ■一般廃棄物の減量化の目標 | |
|---------------------|----------------------------|
| ごみ総排出量 | H24比-12% |
| リサイクル率 | 27% |
| 最終処分量 | H24比-14% |
| 1人1日当たり 家庭系ごみ排出量 | 500g/人・日 ※資源ごみ、集団回収量を除く |

表 3-2-4 第3次計画の目標値

| | |
|--------|-----------|
| ごみ排出量 | 935 g/人・日 |
| リサイクル率 | 32.7% |
| 最終処分量 | 130 t/日 |

以上の目標値と本県の状況を踏まえ、次のとおり目標値を設定します。

(1) 排出抑制の目標

平成32年度における1人1日当たり排出量を935gとすることを目指します。
(うち、1人1日当たり家庭系ごみ排出量は500g)

国の目標値は、平成24年度から平成32年度の8年間で排出量を約12%削減することとされています。

本県における排出抑制の目標としては、平成26年度の実績(708.3千t/年)を基準とし、国の目標値の6年分相当を削減することとして、637.4千t/年(1人1日当たり排出量に換算すると935g)を目標とします。

また、ごみ排出量のうち、家庭系ごみ排出量に関する国の目標値は500g/人・日となっていることから、家庭系ごみ排出量についてはこれを目標値とします。

(2) 資源化の目標

平成32年度におけるリサイクル率を32.7%とすることを目指します。

国の目標値は、平成32年度に再生利用率27%であり、岡山県では平成26年度実績(29.5%)において既に上回っていますが、第3次計画で設定した目標(32.7%)の達成には至っていないことから、引き続きリサイクル率32.7%を目標とします。

(3) 最終処分量の削減目標

平成 32 年度における最終処分量を 86.5t/日とすることを目指します。

国の目標値は、平成 24 年度から平成 32 年度の 8 年間で排出量を約 14%削減することと なっていますが、排出抑制及び資源化の目標を踏まえ、86.5t/日まで最終処分量を削減するこ とを目標とします。

以上の一般廃棄物の減量化の目標と関係数値を整理すると次のとおりになります。

表 3-2-5 一般廃棄物の減量化の目標と関係数値

| 項目 | | 年度 | 実績 | | 目標値 |
|---------------------|-------|---------|-----------|-----------|-----------|
| | | | H21 | H26 | H32 |
| 人口 | | (人) | 1,954,461 | 1,939,935 | 1,867,744 |
| ごみ総排出量 | | (千 t/年) | 692.8 | 708.3 | 637.4 |
| | | (t/日) | 1,898.2 | 1,940.6 | 1,746.3 |
| | | (g/人・日) | 971.2 | 1,000.3 | 935.0 |
| 1人1日当たり 家庭系ごみ排出量 | | (g/人・日) | 531.2 | 521.9 | 500.0 |
| 処理・ 処分量 | 資源化量 | (千 t/年) | 180.2 | 209.2 | 208.4 |
| | | (t/日) | 493.6 | 573.0 | 571.1 |
| | | (g/人・日) | 252.6 | 295.4 | 305.7 |
| | 最終処分量 | (千 t/年) | 56.9 | 36.7 | 31.6 |
| | | (t/日) | 155.8 | 100.7 | 86.5 |
| | | (g/人・日) | 79.7 | 51.9 | 46.3 |
| リサイクル率 | | (%) | 26.0 | 29.5 | 32.7 |

第3節 目標達成等に向けての取組

1. 排出者の責務の徹底・強化

(1) 排出者の自主的な取組の推進

廃棄物の減量化やリサイクルを推進するため、県民は、再生品の使用、ごみの発生の少ない商品の購入等、ごみを出さないライフスタイルを実践することが必要です。また、事業系ごみを排出する事業者は、自らの責任において適正に処理を行うことが原則です。

主 な 取 組

- 県は、生活系及び事務系一般廃棄物の排出抑制とリサイクルの推進に向けての自主的な取組が促進されるよう、各種広報媒体や、消費者団体・経済団体などの連携組織等を通じて、県民・事業者への啓発や情報提供を実施します。また、市町村に、県内の排出状況や有効な取組事例等の情報を提供し、地域住民への啓発活動を支援します。
- 「もったいない」をキーワードとして、3R（発生抑制、再使用、再生利用）について県民一人ひとりの意識改革と実践活動を促すためにフォーラム等を開催し、「おかやま・もったいない運動」を推進します。
- エコな取組や3Rを促進するコンテストなどを通じて、優れた取組を表彰し、広く県民に紹介することによって、環境にやさしいエコなライフスタイルへの転換を促進します。
- 事業系ごみを多量に排出する事業者は、自ら処理計画を作成し、減量化・資源化に取り組んでいくものとし、市町村はそれを積極的に指導するよう、県は市町村に対し助言等の技術的援助を行います。

(2) リサイクル関連法に対する理解と協力

一般廃棄物関係のリサイクル制度として、容器包装に係る分別収集及び再商品化の促進等に関する法律（以下「容器包装リサイクル法」という。）、特定家庭用機器再商品化法（以下「家電リサイクル法」という。）、使用済小型電子機器等の再資源化の促進に関する法律（以下「小型家電リサイクル法」という。）、食品循環資源の再生利用等の促進に関する法律（以下「食品リサイクル法」という。）、使用済自動車の再資源化等に関する法律（以下「自動車リサイクル法」という。）が施行されていますが、こうした制度によりリサイクルを進めるには、廃棄物を適切に分別し、決められたルートで回収することが大切であり、排出者の理解と協力が必要です。

主 な 取 組

- 市町村において、県の第8期分別収集促進計画（平成29年度～33年度）及び市町村分別収集計画を踏まえた容器包装廃棄物の分別収集が円滑に進むよう、県は市町村に対し助言や情報提供を行います。
- 資源の有効な利用の促進に関する法律（以下「資源有効利用促進法」という。）、容器包装リサイクル法、家電リサイクル法、食品リサイクル法、自動車リサイクル法、小型家電リサイクル法の趣旨・目的に即した一般廃棄物のリサイクルの推進に向け、市町村と連携して、県民及び関係事業者に対する制度の周知を図ります。

2. 排出抑制と循環的利用の推進

(1) 目標設定による排出抑制等の推進

国の基本方針や本計画には一般廃棄物の目標を掲げています。

各市町村において、これら目標を勘案しつつ、地域の実情に応じた目標を設定し、県民・事業者・市町村が協力して、目標達成に向けた取組を実施していくことが重要です。

主 な 取 組

- 一般廃棄物処理計画の策定（改訂）及び目標値の設定によって、関係者が実施すべき具体的な行動や目標等が明らかとなり、ごみの排出抑制やリサイクル等が一層推進できることから、県は市町村における一般廃棄物処理計画の策定等に対し、技術的な援助に努めます。

(2) 総合的な推進体制の強化

ごみの排出抑制やリサイクルを推進するため、県は各種制度の確立や体制づくりを進めてきたところです。既存の体制・制度を活用するとともに、新たな体制・制度の構築に向けた取組が必要です。

主 な 取 組

- 県は、資源の循環的利用の観点から、環境部局と産業部局等の関係部局との連携体制を強化するとともに、市町村との連絡会議の実施等により、協力して対策の推進に努めます。また、「エコパートナーシップおかやま」の活動などを通じて、県民団体や事業者団体、環境NPOとの協働にも努めます。

(3) 事業者（製造事業者、流通販売事業者、資源回収事業者）の取組の推進

ごみの排出抑制やリサイクルをさらに推進するためには、事業者の協力が不可欠であり、事業者はこれらの取組が自らの社会的責任であるとの認識のもと、リサイクルしやすい製品の開発、自らのリサイクル活動、再生品の利用促進等に努める必要があります。

主 な 取 組

- 県は、市町村とともに、各事業者に対して次のような取組を要請します。
 - ア 製造事業者は、ごみの発生が少ない製品やリサイクルしやすい製品の製造に努めるとともに、その容器包装についても最小限に抑えるよう努めます。
 - イ 流通販売事業者、商品の販売に係る容器包装を最小限に抑えるよう努め、可能な場合は無包装、それができない場合でも極力簡易包装に努めるとともに、資源回収への積極的な協力、排出量を増加させないような商品の販売、再生品の販売拡大に向けた積極的な取組を行います。また、排出者が環境に配慮した消費活動が実践できるような商品・情報の提供に努めます。
 - ウ 製造業者、流通販売業者は、製品・商品の輸送に当たっては、繰り返し使える容器等の使用に努めます。
 - エ 資源回収事業者は、行政と連携して資源回収ルート形成や拡大に努めます。

(4) マイバッグ運動の推進

レジ袋は、商品を店舗から自宅に運ぶ比較的短時間の使用のために大量に製造され捨てられ

ています。「買い物にマイバッグを持参して、レジ袋を受け取らない」という誰にでも簡単にできることを実践することで、レジ袋に係るごみを削減できます。

マイバッグ運動は、ごみの減量化やリサイクルを推進するとともに、県民一人ひとりが、ごみ減量化の必要性を自覚し、使い捨てのライフスタイルを見直す機会とする運動で、身近に取り組めるごみ減量化に向けた実践活動です。

| 主 な 取 組 |
|---------|
|---------|

- | |
|---------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| <ul style="list-style-type: none"> ○ 消費者の立場から実践できる環境にやさしい象徴的な取組として、買物でマイバッグを持参し、レジ袋や包装を断る「マイバッグ運動」を、「岡山県ごみゼロ社会プロジェクト推進会議」を中心に、各種団体、事業者、行政が一体となって展開します。 ○ 事業者と消費者・環境団体等、行政（県・市町村）とが協働して、毎月10日を「岡山県統一ノーレジ袋デー」と定めて、買い物の際に「レジ袋を受けとらないようにする運動」を展開し、レジ袋削減に対する県民意識の向上に取り組みむとともに、レジ袋の無料配布中止やレジ袋辞退者へのポイント付与や割引制度など、レジ袋削減の効果的な取組の検討を促します。 |
|---------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|

(5) 食品ロス削減の促進

新規

家庭における食品由来の廃棄物のうち、食べ残しや、賞味期限切れなどによって調理されないまま捨てられるもの、可食部分を残したまま捨てられるものなど、まだ食べられるのに捨てられてしまう、いわゆる「食品ロス」が問題となっています。

食品ロスの発生を抑制するため、食品ロスに対する県民や事業者の意識を高め、消費活動を見直し、食べ物のむだをなくしていくことが必要です。

| 主 な 取 組 |
|---------|
|---------|

- | |
|------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| <ul style="list-style-type: none"> ○ 食品ロスを減らすためのライフスタイル（買いすぎない、食材を使い切る、食べ切る、余った食材の調理法等）について情報提供や啓発を行い、排出抑制に努めます。 ○ 県は、市町村に対し、家庭系食品ロスの発生量の把握状況について確認するとともに、家庭系ごみの発生抑制がより一層推進されるよう、家庭系食品ロスの実態把握や住民への啓発活動への助言等の技術的支援を行います。 ○ 飲食店等の事業者に対し、来店者への食べきりの声かけなど、食品ロスを減らすための取組への協力を呼びかけ、市町村と連携した削減を目指します。また、期間を定めたキャンペーンを展開し、食品ロス削減に対する県民意識の向上に取り組みます。 |
|------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|

(6) 家庭から排出される不用品等の利活用の促進

家庭から排出されるごみの中には、新製品への買い替え、サイズが合わなくなった、使用する年齢に合わなくなったなどの理由で、まだ使える製品が含まれていることがあります。使えるものがごみとして排出されることは、ごみ排出量の増加のみならず、その処理によって環境負荷やコストも増大することから、こうしたごみの排出を極力抑制することが必要です。

家庭で不用になったものでも、他の家庭で利用できるものであれば、リユースの取組を行うことによって、家庭から排出されるごみの排出量の削減につなげていくことが重要です。

| 主 な 取 組 |
|---------|
|---------|

- | |
|--------------------------------------------------------------------------------------------|
| <ul style="list-style-type: none"> ○ 3Rを推進するためのイベント等を通じて、不用品のリユースについて啓発します。 |
|--------------------------------------------------------------------------------------------|

(7) 経済的手法の導入

ごみ処理の有料化は、県内の市町村においても導入が進められており、一定の減量効果が確認されています。ごみ処理の有料化などの経済手法の導入は、ごみ排出量に応じた費用負担の公平化やごみ問題に対する県民・事業者の意識改革の観点から推進していく必要があります。

主 な 取 組

- 県は、市町村に対して、生活系ごみ処理の有料化や、事業系ごみ処理手数料の適正化に関する情報提供を行うとともに、必要な助言を行います。

(8) 家電リサイクルの促進

拡充

廃家電製品（エアコン、ブラウン管式及び液晶・プラズマ式テレビ、冷蔵庫・冷凍庫、洗濯機・衣類乾燥機）は、家電リサイクル法に基づき、消費者による適正な排出と費用の負担、小売業者による排出者からの引取りと製造業者等への引渡し、製造業者等による小売業者などからの指定引取場所における引取りと家電リサイクルプラントにおける再商品化等の推進が行われています。

また、金・銀・銅などの有用金属のほか、特定の国に偏在するレアメタルなどを含む小型家電製品等は「都市鉱山」と呼ばれ、循環資源としての有効利用が期待されており、平成 25 年 4 月に施行された小型家電リサイクル法に基づき、各市町村で回収に向けた取組の実施や検討が行われています。

こうしたリサイクル法に基づいた、家電製品の回収が行われることにより、金属資源の有効利用及び廃棄物の適正な処理につながります。

主 な 取 組

- 家電リサイクル法や小型家電リサイクル法の趣旨・目的に則して、有用金属等の循環資源としての有効利用を促進するため、市町村、県民及び関係事業者に対する制度の周知を図り、リサイクルを推進します。
- 過去に購入した小売業者が存在せず、同種の製品の買替えでもないため、小売業者に引取義務が課せられていない「特定家庭用機器廃棄物」について、すべての市町村において、小売業者や一般廃棄物収集運搬許可業者と連携した回収体制を早急に構築できるよう、県は市町村に対し助言や情報提供を行います。
- 小型家電リサイクルについては、県は市町村の回収取組状況について把握するとともに、さらなる資源化を図るため、8割を超える市町村で回収体制を構築できるよう、技術的助言等を行っていきます。

(9) 再生品等の使用促進

拡充

再生品の使用促進を図るためには、事業者の主体的な取組により、魅力的で、かつ、市場競争力のある再生品が開発・販売され、それが県民・事業者へ広くPRされることが重要です。

また、製品やサービスを購入する際に、環境を考慮して、必要性をよく考え、環境への負荷ができるだけ少ないものを選んで購入することを「グリーン購入」と言います。グリーン購入は、消費生活など購入者自身の活動を環境にやさしいものにするだけでなく、供給側の企業に環境負荷の少ない製品開発を促すことで、経済活動全体を変えていく可能性を有しています。

主 な 取 組

- リサイクル製品の需要を喚起するため、県、事業者、県民が取り組むべき事項等を定めた「岡山県再生品の使用促進に関する指針」の周知徹底を図るとともに、新たな製品等に対応した製品の種類や品目の拡充を行いながら、再生品等の普及を図ります。
- 県における環境に配慮した製品やサービスの調達方針である「岡山県グリーン調達ガイドライン」に基づき、県が率先してグリーン調達に努めます。
- 県内で生産されているリサイクル製品等を「岡山県エコ製品」として認定・公表し、県ホームページや各種広報媒体などを活用して県民や事業者に対してこれらの製品を積極的にPRするとともに、イベントや展示会において製品とともに優れた活用事例を紹介するなどして使用促進を図ります。また、機能、用途、デザイン面などの高付加価値化、リサイクル技術の高度化による低価格化など、市場競争力の高いリサイクル製品の開発に取り組む事業者を支援します。

(10) 集団回収活動等の推進

自治会や学校等で実施されている集団回収活動は、再生利用の推進のほか、環境教育の場としても重要な役割を担っていることから、市町村は実施団体に対して積極的な支援を行っていく必要があります。また、民間事業者や資源回収業者の協力による資源化物の回収も、分別と再資源化の推進のための取組として進められています。

主 な 取 組

- 県は、市町村に対して、集団回収活動に対する支援の拡充や民間事業者等の協力などによって分別と再資源化が推進されるよう助言等の技術的援助を行います。

(11) 焼却灰等の再生利用促進

焼却施設から排出される焼却灰等の再生利用が実施されています。高温で焼却灰等を溶融し、生成した溶融スラグを土木資材等として活用する方法の他、セメント原料としての利用や、高温で焼成処理した後に人工砂として再生利用する技術などがあり、リサイクルの推進や最終処分量削減にもつながるため、積極的に推進していく必要があります。

主 な 取 組

- 県は、溶融スラグの利用促進を図るとともに、市町村や事業者に対し助言・技術的援助を行います。
- 県は、焼却灰等の再生利用について、市町村に情報提供を行うとともに、再生利用促進のための手法や技術について調査・研究を行ってまいります。

(12) 廃棄物系バイオマスの利活用等

県内の市町村や事業者において、使用済み食用油を回収し、軽油の代替燃料であるBDF（バイオディーゼルフューエル）として利用する取組や、生ごみの肥料化といった取組が進められているほか、生ごみと有機性汚泥の液肥化といった取組についても検討が進められています。使用済み食用油の他、生ごみ、木くず等の廃棄物系バイオマスの利活用は、循環型社会の形成とともに、温室効果ガスの排出削減による地球温暖化対策にも有効であることから、その推進を図っていくことが必要です。

主 な 取 組

- 県は、廃棄物系バイオマスの利活用に関する情報を市町村に提供するとともに、市町村が廃棄物系バイオマスの利活用に係る取組を推進しようとする際、助言・技術的援助を行います。

(13) リサイクル処理対象物の拡充

新規

現在、埋立処分されている物の中にも、技術的にリサイクル可能なものもあり、経済性も踏まえた上で、これらの再資源化を進める必要があります。

主 な 取 組

- 電池類など、埋立処分されているものの、技術的にリサイクル可能な物について、市町村にリサイクル事例の情報提供や助言等を行い、可能な限り再資源化が行われるよう努めます。

3. 適正処理の推進

(1) 再生・処理システムの見直し

我が国は、世界のどこの国もこれまで経験したことがない超高齢社会を迎えるとともに、人口の継続的な減少が続く人口減少社会に入っており、単独世帯の増加によるごみの排出量・組成への影響も勘案しながら、一人暮らしの高齢者世帯の増加による所定のごみ収集場所へのごみ出しの困難化、在宅医療廃棄物の増加なども考慮して、処理システムを見直していくことが必要となっています。

また、再生・処理システムの見直しに当たっては、生活環境の保全や公衆衛生の観点に加え、循環型社会と低炭素社会の実現も大切な観点であり、循環型社会形成推進基本法では、廃棄物等の発生抑制とともに、適正な循環的な利用（再使用、再生利用、熱回収）の促進を求めています。一般廃棄物の処理責任を負う市町村にあっては、廃棄物処理システムを循環型社会の概念に適したものに変わっていくとともに、県民の廃棄物処理に対する不安を解消していくため、安全で信頼性の高い処理技術を導入していく必要があります。

主 な 取 組

- 県は、市町村がごみ処理基本計画の策定等を通じて、長期的・総合的な視点に立って再生・処理システムを見直しできるように、技術的支援を行うとともに、高齢化や単独世帯の増加に対応した先行処理システムについて、事例等の情報収集、市町村への提供等を行います。
- できる限り廃棄物の排出抑制を行った上で、排出されたものはできるだけリユース（再使用）、リサイクル（再生利用）し、資源として使用できないものは熱回収する等、県民、事業者、行政がそれぞれの立場で、適正な循環的な利用及び処分に取り組んでいくものとします。
- 特に市町村においては、ごみ処理施設の整備に当たって新処理技術の導入により、より高度な資源化等のできる施設を導入して、最終処分量をできるだけ減らすとともに、環境保全対策に配慮した安全で信頼性の高い処理技術の導入促進を図ることとし、県はその施設整備に当たって情報提供、市町村間の調整その他の技術的援助を行います。

(2) ダイオキシソ類排出の削減

ダイオキシソ類については、排出削減対策の推進により一定の成果が上がっています。さらなる排出削減には施設の集約等を促進していくことが必要です。

主 な 取 組

- 市町村によるごみ処理施設の整備に当たっては、ごみ処理の広域化による施設の集約やダイオキシソ類の環境への排出を可能な限り抑制できる技術を導入するなど、ダイオキシソ類のより一層の削減に取り組むよう助言します。

(3) 水銀廃棄物の適正処理の確保

新規

「水銀に関する水俣条約」（平成 25 年 10 月）が採択され、「水銀による環境の汚染防止に関する法律」（平成 27 年 6 月）が制定されています。

市町村は、水銀使用廃製品を適正に分別・回収することにより、これらの廃棄物や廃棄物処理法等の改正により特別管理一般廃棄物に指定された「廃水銀」等が、適正に処理されるようにしていく必要があります。

また、大気汚染防止法等の改正により、市町村の焼却施設は、水銀排出施設として指定され、排出ガス中の水銀濃度について排出基準が適用されることから、焼却する廃棄物の中に水銀使用廃製品が混入しないよう、分別回収を徹底することが必要です。

主 な 取 組

- 県では、水銀使用廃製品等の適正な分別回収や処理について、市町村に対し助言等の技術的援助を行います。

(4) 焼却灰等の適正処理の確保

市町村は、区域内の一般廃棄物処理計画を定め、それに従って一般廃棄物の処理を行うこととされています。また、焼却灰等の一般廃棄物の処理を民間事業者に委託する場合についても、市町村は最終処分が完了するまでの適正な処理を確保する必要があります。

主 な 取 組

- 県は、市町村による一般廃棄物の処理及び処理体制の整備について必要な助言・技術的援助を行います。
- 現在最終処分場を有しない市町村に対しては、引き続き市町村による処理体制の整備を助言していきます。

(5) 不法投棄等の不適正処理の防止

拡充

不法投棄等の環境犯罪は、地域の環境保全に悪影響を及ぼすことから、防止策を講じるとともに、早期発見できるシステムを構築することが必要です。

主 な 取 組

- 県は、市町村が取り組んでいる不法投棄等の不適正処理に対する監視・指導体制について、必要な助言・技術的援助を行います。
- 違法な不用品回収業者については、市町村と連携し、県民への注意喚起や実態の把握に努めるとともに、地域のパトロールや業者への立入調査、処理の適正指導等を実施します。

(6) 海ごみ対策の推進

拡充

瀬戸内海のごみの多くが、日常生活から出たごみや心ないポイ捨て等により海に流れ込んだものであることから、海ごみの状況、その原因、環境への懸念等に係る普及啓発を県全域を対象に実施し、不法投棄の防止やごみの発生抑制を促す必要があります。また、市町村と連携し、民間団体等が進める自主的な海ごみ回収活動を促進します。

| 主 な 取 組 |
|---------|
|---------|

- | |
|---------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| <ul style="list-style-type: none"> ○ 県は、「岡山県海岸漂着物等対策推進地域計画」に基づき、海岸管理者等、国、県、市町村、民間団体、地域住民、事業者、学術機関等が適切な役割分担のもと、連携・協力して海岸漂着物等の対策を推進します。また、県と市町村が海ごみ問題に関する共通認識を持って、県内の海ごみの発生抑制及び回収処理の推進を図るため、岡山県海ごみ対策県市町村連絡調整会議により、情報共有等を図ります。 ○ 全県下を対象とした、海ごみ対策啓発展示会の開催や、広報媒体等を活用した普及啓発を通じて海ごみの現状を周知するとともに、日常生活から出るごみの3Rの促進やポイ捨ての防止など、自然環境保全のためのマナー・モラルの向上を図り、海ごみの発生抑制につなげていきます。 ○ 漁業者、漁業協同組合、沿岸市、県で構築した海底ごみの処理体制を継続するとともに、市町村が行う海ごみ回収・処理・発生対策事業に対して支援を行い、さらなる取り組みの拡大を目指します。 |
|---------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|

(7) 地域の環境美化運動の推進

新規

岡山県をきれいで美しい地域として誇れるよう、ボランティア等による地域の環境美化活動を促進することが必要です。

| 主 な 取 組 |
|---------|
|---------|

- | |
|-----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| <ul style="list-style-type: none"> ○ 環境保全団体や民間ボランティア団体等が行う地域の清掃活動や、落書き消去活動等の環境美化運動の促進を図ります。 ○ 不法投棄を誘発しないように、公共の場所等をはじめ地域の美化に努めることとし、クリーンアップ作戦、環境美化活動（アダプト事業）など、ボランティア等による清掃活動を推進します。 ○ スマートフォン・アプリを活用したごみ拾い活動の「見える化」により、地域美化活動へのより多くの方々の参加を促すことを検討します。 |
|-----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|

4. 廃棄物処理施設の計画的な整備の促進

(1) ごみ処理施設の整備促進

一般廃棄物の適正な処理を確保するためには、資源回収や地球温暖化防止の観点を踏まえ、地域循環型社会を形成する基盤となるような廃棄物処理施設の計画的な整備を促進していく必要があります。

| 主 な 取 組 |
|---------|
|---------|

- | |
|--------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| <ul style="list-style-type: none"> ○ ごみ処理施設、リサイクル施設、最終処分場等の基盤的施設の整備については、国の基本方針に示される目標を踏まえ、より高度なエネルギー回収や資源化が可能な施設が整備さ |
|--------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|

れ、最適な事業形態の選択が行われるよう、県は助言等の技術的援助を行います。

- 市町村が廃棄物処理施設を整備するに当たり、国からの財政支援制度である循環型社会形成推進交付金をはじめとした各種交付金制度が有効に活用されるよう、市町村に周知を行います。また、交付金を活用する市町村に循環型社会形成推進地域計画の策定及び実施について必要な助言等の技術的援助を行います。

(2) ごみ処理の広域化の促進

新規

老朽化したごみ焼却施設が増加する一方で、人口の減少や廃棄物の排出抑制の取組などにより、市町村が中間処理・最終処分する一般廃棄物の量は長期的に減少していくことが見込まれます。また、ダイオキシン類の排出削減の観点に加えて、廃棄物発電等の実施により地球温暖化防止に寄与する上でも施設の大規模化は必要となります。平成 25 年に閣議決定された国の廃棄物処理施設整備計画においても、広域的な視野に立った施設整備等が自治体に求められており、県で示してきた「新広域化計画」の考え方と取組は、今後も受け継いでいくことが適当です。

関係市町村の主体的な協議を促すため、県が協議のフレームとして示してきたブロック割については、本計画の目標年度である平成 32 年度のごみ焼却量の見込みや関係市町村の検討状況も踏まえて、引き続き次のとおりとします。

<ブロック割>

| ブロック名 | 自治体数 | 構成自治体名 |
|--------|------|------------------------------|
| 岡山ブロック | 3 | 岡山市、玉野市、久米南町 |
| 倉敷ブロック | 3 | 倉敷市、総社市、早島町 |
| 西部ブロック | 5 | 笠岡市、井原市、浅口市、里庄町、矢掛町 |
| 高梁ブロック | 5 | 高梁市、新見市、真庭市、吉備中央町、新庄村 |
| 津山ブロック | 7 | 津山市、美作市、鏡野町、美咲町、勝央町、奈義町、西粟倉村 |
| 備前ブロック | 4 | 備前市、瀬戸内市、赤磐市、和気町 |

主 な 取 組

- ごみ処理の広域化が計画的に進むよう、廃棄物処理法に関する国の基本方針や廃棄物処理施設整備計画などの考え方を踏まえながら、①排出抑制を基本とした広域化の推進、②適正処理の確実な推進、③マテリアルリサイクル及びエネルギー回収の推進、④最終処分場の確保、⑤公共事業費の縮減を基本として、県は市町村の総合調整に努めるとともに、市町村に対し助言等の技術的援助を行います。

(3) し尿処理施設の整備促進

生活環境の改善や公共用水域の水質保全を図るためには、污水处理施設を効率的かつ効果的に整備する必要があります。県は下水道、集落排水、合併処理浄化槽等の污水处理施設整備を適切な役割分担のもと、計画的に整備するための長期的な指針として「クリーンライフ 100 構想」を策定しています。

し尿処理施設については、し尿等の衛生的な処理を確保するため、必要な処理体制の維持等を図っていく必要があります。また、し尿処理施設の整備に当たっては、処理過程で排出され

る汚泥等の有効利用を考慮した施設を推進していく必要があります。

主 な 取 組

- 県は、市町村においてクリーンライフ 100 構想を踏まえた各污水处理施設の整備事業（下水道事業、集落排水事業及び浄化槽事業）が促進されるよう助言を行います。
- し尿処理施設の整備については、し尿、浄化槽汚泥のほかに生ごみ等の有機性廃棄物を併せて処理し、資源回収を行う汚泥再生処理センター等の整備が推進されるよう、県は助言・技術的援助を行います。

（4）地球温暖化防止に配慮した施設整備等

近年の廃棄物の処理には、適正処理の確保とともに、温室効果ガスの排出抑制など地球温暖化防止への配慮が求められており、新たな施設の整備や改良に当たっては、ごみ発電や熱回収などを推進していく必要があります。

また、生ごみ、木くず、し尿処理汚泥、浄化槽汚泥等の廃棄物系バイオマスの利活用は、循環型社会の形成とともに、温室効果ガスの排出削減により地球温暖化対策にも資することから、その推進を図っていくことが必要です。

主 な 取 組

- 市町村における新たな施設整備や施設の改良に当たっては、エネルギー回収の高効率化を推進するため、ごみの焼却について、発電施設の設置された施設での処理の拡大を図っていくことが、廃棄物処理法の基本方針の中で取組の一つとして示されています。本県でも、国の基本方針にしたがい、広域的な施設整備等によって、ごみ発電を積極的に取り入れた施設・設備の導入が行われるよう、市町村に対して、助言・技術的支援を行います。
- 市町村におけるし尿・浄化槽汚泥の処理施設の整備にあたっては、メタン・リン回収、たい肥化等の施設による資源回収が行われるよう、県は市町村の実情を踏まえた上で適切な助言・技術的援助を行います。
- 県は、市町村による生ごみ、木くず等の廃棄物系バイオマスの利活用への取組を推進する観点から、必要な助言・技術的支援を行います。

（5）廃棄物処理施設の長寿命化・延命化

廃棄物処理施設は他の都市施設と比較すると建設に高額な費用を要する上、施設全体として耐用年数が短い特徴があります。一方で、地方公共団体の財政状況は厳しい状況にあり、既存の廃棄物処理施設を有効利用するため、施設の機能を効率的に維持することが急務となっています。

こうした状況を踏まえ、国では、「廃棄物処理施設長寿命化総合計画作成の手引き」において、廃棄物処理施設の長寿命化を図り、そのライフサイクルコストを低減することを通じ、効率的な更新整備や保全管理を充実する「ストックマネジメント」の導入を推進しています。

主 な 取 組

- 県は、市町村に対して廃棄物処理施設の長寿命化総合計画の策定について助言・技術的指導を行います。
- 市町村における廃棄物処理施設の長寿命化総合計画の策定及び基幹的設備改良事業の実施にあたっては、循環型社会形成推進交付金をはじめとした各種交付金制度が有効に活用さ

れ、施設の計画的かつ効率的な維持管理や更新が推進されるよう助言・技術的支援を行います。

5. 廃棄物情報の共有化と相互理解

(1) 情報提供の推進

県民や事業者への説明責任や廃棄物処理をめぐる課題の共有等の面から、各主体における情報の共有は重要な課題となっています。多くの情報を分かりやすい表現で県民や事業者に伝えていくことが重要です。

| 主 な 取 組 |
|---------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| <ul style="list-style-type: none"> ○ 岡山県循環資源総合情報支援センターでは、インターネット等を活用して情報交換の円滑化を図ります。 <ul style="list-style-type: none"> ア 企業間における循環資源に関する情報交換 イ 事業者及び県民への廃棄物等の発生抑制並びに適正な循環資源の循環的な利用及び処分に資する情報提供 ウ 循環型社会の形成に関する事業者及び県民の意識の向上を図るために必要な情報提供 ○ 県では、公式フェイスブック「ごみゼロ・プロジェクト」を公開し、SNS を活用して広く県民に向けた 3R に関する情報の発信を行っており、今後もさらなる情報の拡充を図ります。(https://www.facebook.com/okayama.pref.gomizero) |

(2) 環境教育・環境学習の推進

県民や事業者が環境に配慮した行動を実践することは、環境保全や循環型社会形成において重要な要素であり、環境教育や環境学習を県全体で推進していくことが重要です。

| 主 な 取 組 |
|-----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| <ul style="list-style-type: none"> ○ 学校・公民館、自治会・子ども会など幅広い年齢層を対象に環境学習出前講座を開催するとともに、環境セミナー等の各種普及啓発イベントを実施しながら、環境学習を通じて、自ら進んで環境に配慮した行動を実践する人づくりを進めます。 ○ 環境学習機材を装備した移動環境学習車を活用し、県内各地で子どもや地域住民等に対する環境学習を行います。 ○ 環境問題を身近な問題としてとらえるため、資源循環を推進している先進的企業や廃棄物処理施設等を訪問し、見学・体験する環境学習エコツアーを実施します。 ○ 子どもたちが、身近な環境問題について正しい認識を持ち、自然観察やリサイクル活動などに取り組めるよう、こどもエコクラブや水辺の生きもの学習など、地域における子どもたちの自主的な環境学習や実践活動を支援します。 ○ 環境学習を重点的に行う学校をスーパーエンバイロメントハイスクールに指定し、カリキュラムの開発、大学の研究機関との効果的な連携方策等について研究を推進し、課題に気付き、その解決に積極的に取り組むことのできる人材の育成を図ります。 ○ NPO 等の環境団体で構成する環境学習協働推進広場において、環境学習にかかる意見交換等を進めながら、それぞれの取組を高めるとともに、協働で取り組む活動の推進に努めます。 ○ 地域社会において環境学習を担う人材を育成するため、NPO 等環境団体、事業者、大学な |

どとの協働による研修事業等を実施するとともに、育成した人材や専門的知識を有する人材等が、地域や学校において広く積極的に活用されるよう、必要な情報提供や体制づくりに努めます。

- 環境負荷低減活動を通じて、自らの環境に多雨する影響を認識し、その改善に向けた取組を継続して行う県民や事業者を会員登録する「アースキーパーメンバーシップ」について、会員の拡充や取組意欲の向上を図ります。

(3) 循環型社会づくりに向けた一般廃棄物処理システムの指針等の活用

市町村が分別収集区分や処理方法等の一般廃棄物処理システムの変更や新規導入を図る際には、変更や新規導入の必要性和環境負荷面、経済面等に係る利点を、住民や事業者に対して明確に説明することが求められます。

一般廃棄物の処理に関する事業のコスト分析手法や有料化、分別収集区分・適正な循環的利用・適正処分の考え方などについては、「一般廃棄物会計基準」、「一般廃棄物処理有料化の手引き」、「市町村における循環型社会づくりに向けた一般廃棄物処理システムの指針」等が示されており、地域の実情に応じた循環型社会の形成に向けた最適な処理システムの構築を図っていく必要があります。

主 な 取 組

- 県は、市町村に対し、一般廃棄物処理システムの指針等の活用を促し、地域の実情に応じた最適な廃棄物処理システムの構築を図っていくよう助言・技術的援助に努めます。

6. 災害廃棄物の適正かつ円滑・迅速な処理

(1) 災害廃棄物処理計画の策定及び対応体制の整備

新規

台風や地震などの災害に際しては、従来発生する生活ごみとともに、災害によって発生した災害廃棄物の処理を行う必要があります。発災後、適正かつ円滑・迅速に災害廃棄物の処理を進め、地域住民の生活環境を速やかに回復するために、災害廃棄物処理計画を策定しておくことが重要です。

主 な 取 組

- 県は、災害発生に備えて平常時に実施する事務、災害発生後の応急対応段階で実施する事務、復旧・復興段階で実施する事務の内容等をまとめた「岡山県災害廃棄物処理計画」に基づき、それぞれの場面に応じた具体的な対応準備を行います。
- 県は、市町村に対し、市町村が策定する災害廃棄物処理計画について必要な助言等の技術的援助を行います。また、県と市町村の計画の整合が図れるよう、処理計画作成後においても、継続的に点検・更新を行います。
- 災害の発生に備え、平時から災害廃棄物に対応するための仮置場の選定や必要となる資材の備蓄、職員に対する教育訓練など、市町村における対応体制整備のための技術的支援を行います。
- 災害発生時には、国、市町村、関係団体等と連携を図りながら、情報の収集に努めます。

(2) 県内における災害廃棄物処理連携体制の整備

新規

大規模災害等においては、災害時及び災害復旧時の迅速かつ計画的な対応が必要であり、単

独市町村での処理が困難な場合があることから、関係機関等との連携体制を確保しておくことが重要であり、また、一般廃棄物処理施設だけでなく、産業廃棄物処理施設の協力支援が不可欠です。

| 主 な 取 組 |
|---------------------------------------------------------------------------------------------|
| ○ 県内の広域的な連携体制が円滑に機能するよう、県は、平時から県内市町村、一般社団法人岡山県産業廃棄物協会、岡山県環境整備事業協同組合等との協力体制の確認や対応内容の精査を図ります。 |
| ○ 平時から地域における災害対応力（災害時協力可能量：収集運搬能力、ストックヤード貯留可能量、焼却処理能力、埋立処分残余容量等）の実態把握に努め、市町村にも情報提供します。 |
| ○ 県内市町村及び関係団体の参加により、広域的な災害廃棄物処理が必要となる場合の連携体制の訓練を実施し、抽出された課題をもとに、災害廃棄物処理計画等に反映していきます。 |
| ○ 県においても災害廃棄物の仮置場候補地として利用可能な県有地を選定し、利用条件等を整理して、連携した処理に備えます。 |
| ○ 災害発生時には、災害廃棄物の処理について、「岡山県及び県内各市町村の災害時相互応援協定」に基づき、県内市町村間における協力・支援の調整を行います。 |
| ○ また、市町村の被害状況、災害廃棄物の発生量等を勘案して、市町村による処理が困難と認められた場合は、災害廃棄物の処理に関する事務を受託し、県が処理を代行します。 |

（3）県外を含めた災害廃棄物処理連携体制の整備

新規

南海トラフ巨大地震などに代表される巨大災害の発生によって、県内での災害廃棄物処理が困難となる場合には、中国ブロックといった地域単位や、より広い地域単位での連携体制の確立が必要となってきます。

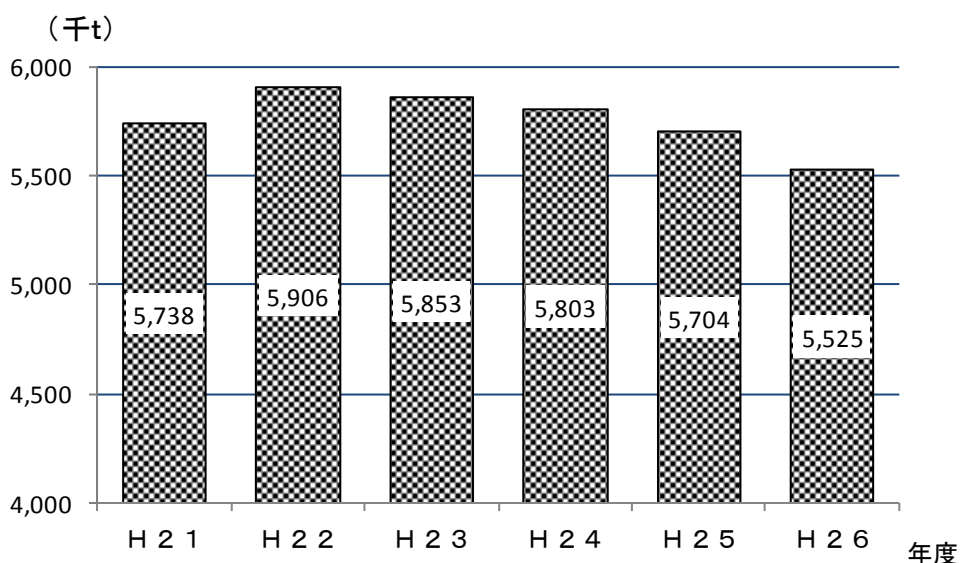
| 主 な 取 組 |
|--------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| ○ 県域を越えた広域体制については、平時から、「全国都道府県における災害時等の広域応援に関する協定」、「中国・四国地方の災害等発生時の広域支援に関する協定」、「中国5県災害等発生時の広域支援に関する協定」及び兵庫県との「災害時の相互応援に関する協定書」に基づき、広域的な協力・支援の調整を行います。 |
| ○ 中国地方では、中国四国地方環境事務所により「災害廃棄物対策中国ブロック協議会」が設置され、岡山県も構成員として参画しています。協議会を通して検討された事項や、作成された計画等について、各市町村に対して情報提供を行うとともに、ブロック内の他県とも連携し、ブロック間における処理体制の整備を図ります。 |
| ○ 県や地域ブロック間のみならず、災害時応援協定などを基に、災害廃棄物処理について必要な連携を図ります。 |

第4章 産業廃棄物

第1節 産業廃棄物の現状と課題

1. 排出量の現状と課題

産業廃棄物の排出量（農業を除く）は、平成 22 年度に一度増加しましたが、その後は減少する傾向にあります。平成 26 年度は 5,525 千トンで、第3次計画の基準年度である平成 21 年度（5,738 千トン）と比べると、約 213 千トン（3.7%）の減少となっています。



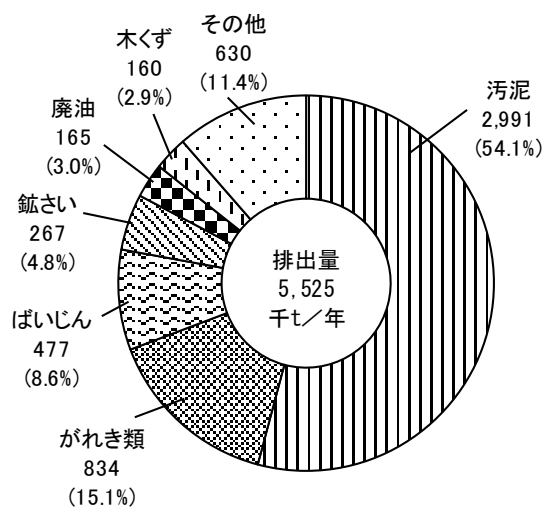
備考：平成 22～25 年度は簡易調査

図 4-1-1 産業廃棄物排出量の推移

(1) 産業廃棄物の排出量

① 種類別排出量

平成 26 年度の排出量を種類別にみると、汚泥が 2,991 千トン（排出量の 54.1%）で最も多く、次いでがれき類が 834 千トン（同 15.1%）、ばいじんが 477 千トン（同 8.6%）、鉱さいが 267 千トン（同 4.8%）、廃油が 165 千トン（同 3.0%）、木くずが 160 千トン（同 2.9%）等となっており、この 6 種類で全体の 88.5%を占めています。



備考：図中の数値は四捨五入の関係で合計が合わない場合がある。

図 4-1-2 種類別排出量

平成 21 年度と比べると、排出量全体では減少していますが、廃油、がれき類、木くず、鋳さいなど、種類によっては増加しているものもあります。

表 4-1-1 種類別排出量の比較

(単位:千t/年)

| 種類 | 年度 | H21 | | H26 | | 増減率 (%) |
|---------|----|-------|--------|-------|--------|------------|
| | | | 構成比(%) | | 構成比(%) | |
| 合 計 | | 5,738 | 100.0 | 5,525 | 100.0 | -3.7 |
| 汚 泥 | | 3,329 | 58.0 | 2,991 | 54.1 | -10.2 |
| が れ き 類 | | 647 | 11.3 | 834 | 15.1 | 28.9 |
| ば い じ ん | | 632 | 11.0 | 477 | 8.6 | -24.5 |
| 鋳 さ い | | 229 | 4.0 | 267 | 4.8 | 16.6 |
| 廃 油 | | 105 | 1.8 | 165 | 3.0 | 57.1 |
| 木 く ず | | 131 | 2.3 | 160 | 2.9 | 22.1 |
| そ の 他 | | 665 | 11.6 | 630 | 11.4 | -5.3 |

② 業種別排出量

排出量を業種別にみると、製造業が 2,961 千トン（排出量の 53.6%）で最も多く、次いで電気・水道業が 1,569 千トン（同 28.4%）、建設業が 874 千トン（同 15.8%）、鋳業が 45 千トン（同 0.8%）等となっており、この 4 業種で全体の 98.6%を占めています。

排出量の多い上位 3 業種について、平成 21 年度と比べると、電気・水道業、建設業は増加、製造業は減少しています。

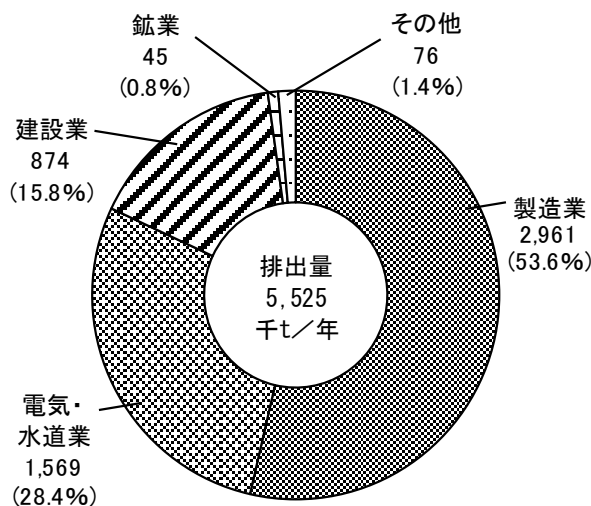


図 4-1-3 業種別排出量

表 4-1-2 業種別排出量の比較

(単位:千t/年)

| 業種 | 年度 | H21 | | H26 | | 増減率 (%) |
|-------------|----|-------|--------|-------|--------|------------|
| | | | 構成比(%) | | 構成比(%) | |
| 合 計 | | 5,738 | 100.0 | 5,525 | 100.0 | -3.7 |
| 製 造 業 | | 3,403 | 59.3 | 2,961 | 53.6 | -13.0 |
| 電 気 ・ 水 道 業 | | 1,104 | 19.2 | 1,569 | 28.4 | 42.1 |
| 建 設 業 | | 803 | 14.0 | 874 | 15.8 | 8.8 |
| 鋳 業 | | 270 | 4.7 | 45 | 0.8 | -83.3 |
| そ の 他 | | 158 | 2.8 | 76 | 1.4 | -51.9 |

(2) 特別管理産業廃棄物の排出量

平成 26 年度の特別管理産業廃棄物の排出量は 57.8 千トン（産業廃棄物量の内数）、これを種類別にみると、廃酸が 18.0 千トン（排出量の 31.1%）で最も多く、次いで、廃アルカリが 15.1 千トン（同 26.2%）、廃油が 15.0 千トン（同 26.0%）、感染性廃棄物が 6.7 千トン（同 11.7%）、特定有害産業廃棄物（主に汚泥、廃石綿等）が 2.9 千トン（同 5.0%）となっています。

また、業種別では、製造業が 46.6 千トン（同 80.6%）で、その大部分を占めています。

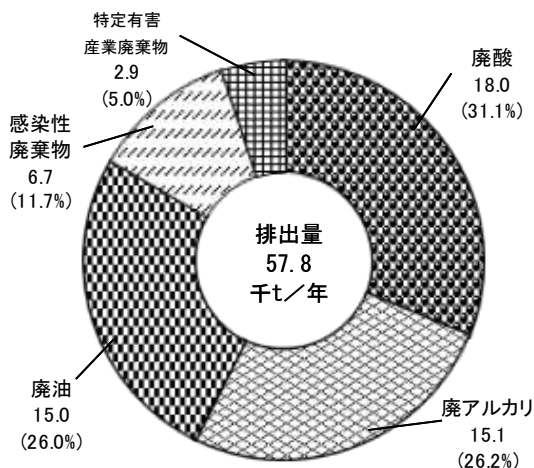
排出量の種類を平成 21 年度と比べると、特定有害産業廃棄物（78.9 千トン：主にばいじん）や廃油などが大きく減少したことから、全体的に減少に転じています。

表 4-1-3 特別管理産業廃棄物の比較

(単位:千t/年)

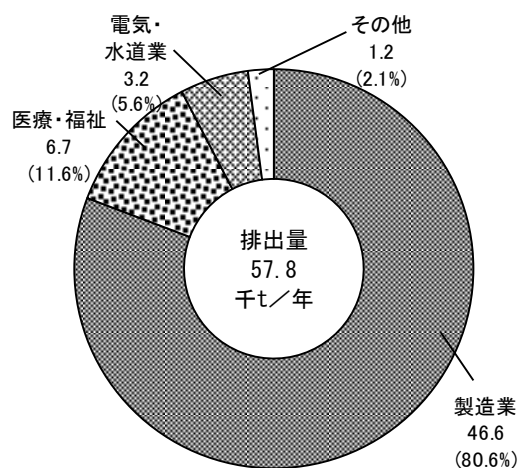
| 区分 | 年度 | H21 | | H26 | | 増減率(%) |
|-----------|----|-------|--------|-------|--------|--------|
| | | | 構成比(%) | | 構成比(%) | |
| 産業廃棄物 | | 5,738 | 100.0 | 5,525 | 100.0 | -3.7 |
| 特別管理産業廃棄物 | | 152.5 | 2.7 | 57.8 | 1.0 | -62.1 |
| 廃酸 | | 16.7 | 10.9 | 18.0 | 31.1 | 7.8 |
| 廃アルカリ | | 15.8 | 10.4 | 15.1 | 26.2 | -4.4 |
| 廃油 | | 31.6 | 20.7 | 15.0 | 26.0 | -52.5 |
| 感染性廃棄物 | | 9.6 | 6.3 | 6.7 | 11.7 | -30.2 |
| 特定有害産業廃棄物 | | 78.9 | 51.7 | 2.9 | 5.0 | -96.3 |

備考：特別管理産業廃棄物は、産業廃棄物の内数。四捨五入の関係で合計が合わない場合がある。



備考：図中の数値は四捨五入の関係で合計が合わない場合がある。

図 4-1-4 種類別排出量



備考：図中の数値は四捨五入の関係で合計が合わない場合がある。

図 4-1-5 業種別排出量

2. 処理の現状

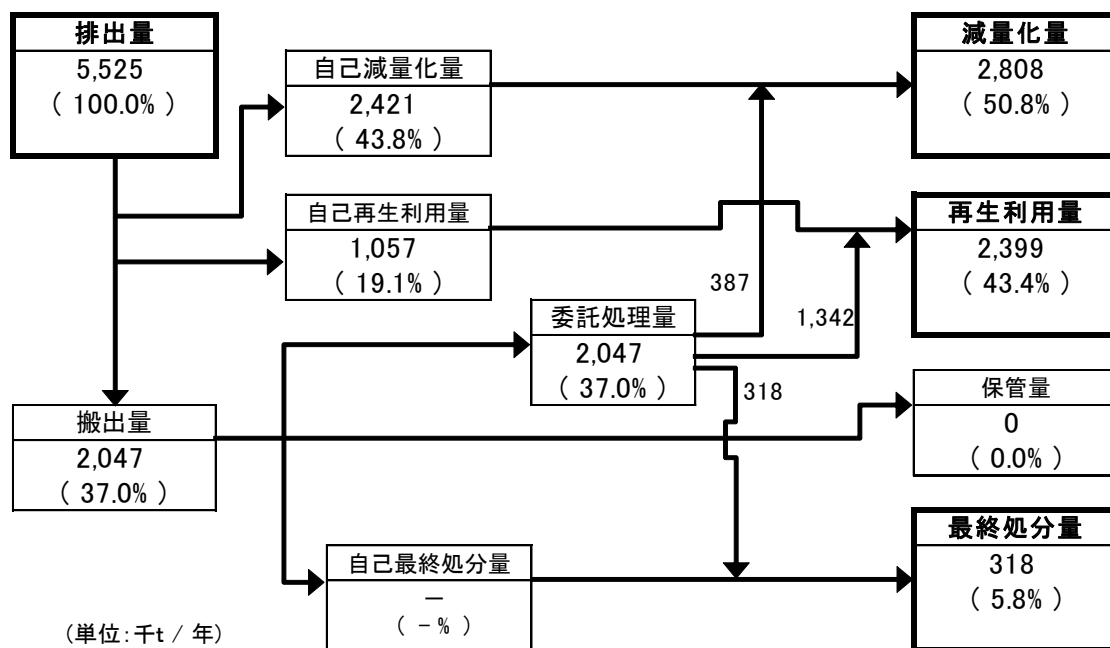
平成 26 年度における産業廃棄物の処理状況は、図 4-1-6 のとおりです。

県内で生じた産業廃棄物の排出量 5,525 千トンのうち、排出事業者自らの中間処理による減量化量は 2,421 千トン（排出量の 43.8%）、再生利用量は 1,057 千トン（同 19.1%）で、これらを除いた搬出量（処理を目的に事業場等から搬出した産業廃棄物量）は 2,047 千トン（同 37.0%）となっています。

搬出量のほとんどは処理業者等によって処理（委託処理量：2,047 千トン）されており、委託処理後の内訳をみると、中間処理による減量化量が 387 千トン（委託処理量の 18.9%）、再生利用量が 1,342 千トン（同 65.6%）、最終処分量が 318 千トン（同 15.5%）となっています。

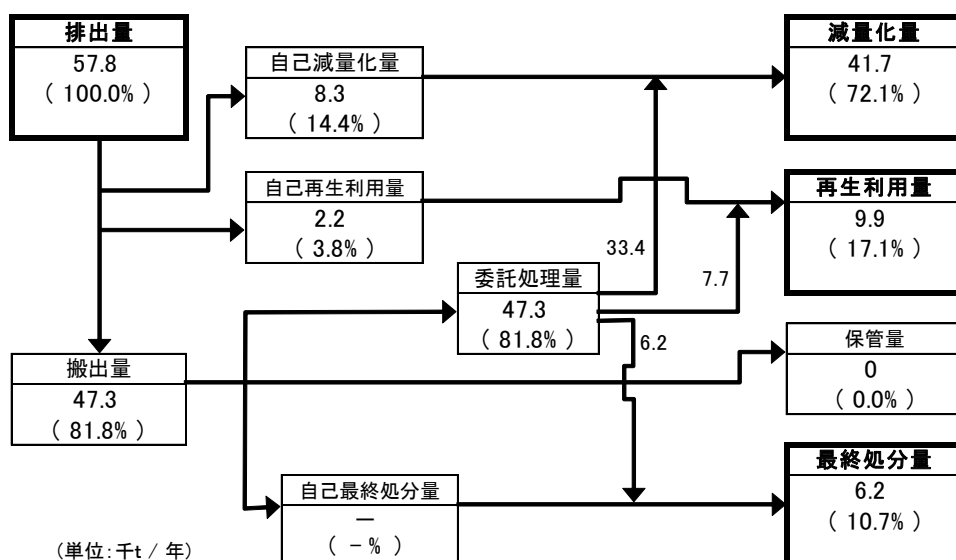
産業廃棄物の排出量及び処理の流れをまとめると、排出量 5,525 千トンは、脱水や焼却等の中間処理によって 2,808 千トン（排出量の 50.8%）が減量化され、2,399 千トン（同 43.4%）が再生利用されており、318 千トン（同 5.8%）が埋立によって最終処分されています。

一方、特別管理産業廃棄物の処理状況については、図 4-1-7 のとおりです。



備考：図中の数値は、四捨五入の関係で合計が合わない場合がある。

図 4-1-6 産業廃棄物の排出及び処理状況の概要



備考：図中の数値は、四捨五入の関係で合計が合わない場合がある。

図 4-1-7 特別管理産業廃棄物の排出及び処理状況の概要

(1) 中間処理による減量化の現状

中間処理による減量化量は、県全体で 2,808 千トン、これを種類別にみると、汚泥が 2,438 千トン（減量化量の 86.8%）で大部分を占めており、以下、廃油が 126 千トン（同 4.5%）、廃プラスチック類が 44 千トン（同 1.6%）等となっています。

また、業種別にみると、電気・水道業が 1,476 千トン（同 52.6%）で最も多く、次いで、製造業が 1,224 千トン（同 43.6%）等となっています。

表 4-1-4 減量化量の比較

(単位: 千t/年)

| 項目 | 年度 | H21 | | H26 | | 増減率 (%) |
|---------|----|-------|---------|-------|---------|---------|
| | | 量 | 構成比 (%) | 量 | 構成比 (%) | |
| 減 量 化 量 | | 3,291 | 100.0 | 2,808 | 100.0 | -14.7 |
| 自己減量化量 | | 2,706 | 82.2 | 2,421 | 86.2 | -10.5 |
| 委託減量化量 | | 585 | 17.8 | 387 | 13.8 | -33.8 |

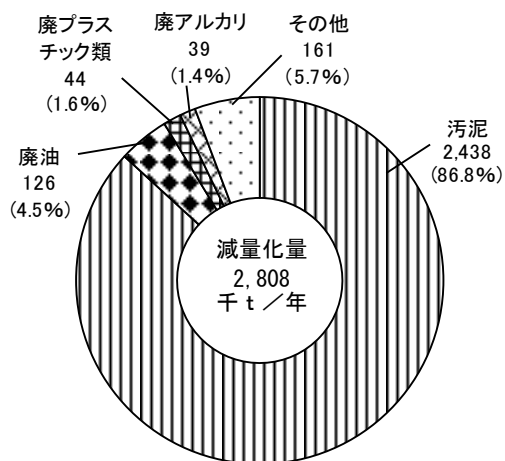


図 4-1-8 種類別減量化量

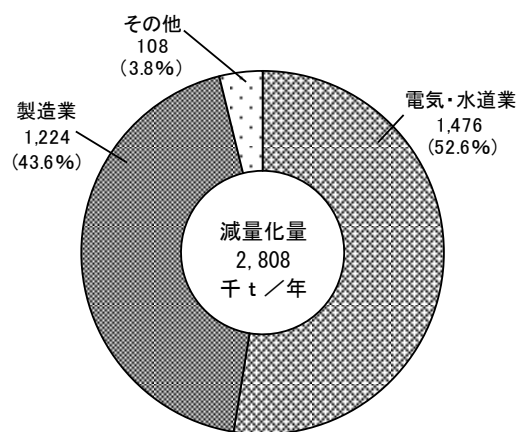


図 4-1-9 業種別減量化量

(2) 再生利用の現状

再生利用された量は、県全体で 2,399 千トン、これを種類別にみると、がれき類が 751 千トン（再生利用量の 31.3%）で最も多く、次いで汚泥が 481 千トン（同 20.0%）、ばいじんが 458 千トン（同 19.1%）、鉱さいが 161 千トン（同 6.7%）、木くずが 131 千トン（同 5.5%）、金属くずが 98 千トン（同 4.1%）、廃プラスチック類が 83 千トン（同 3.5%）等となっています。

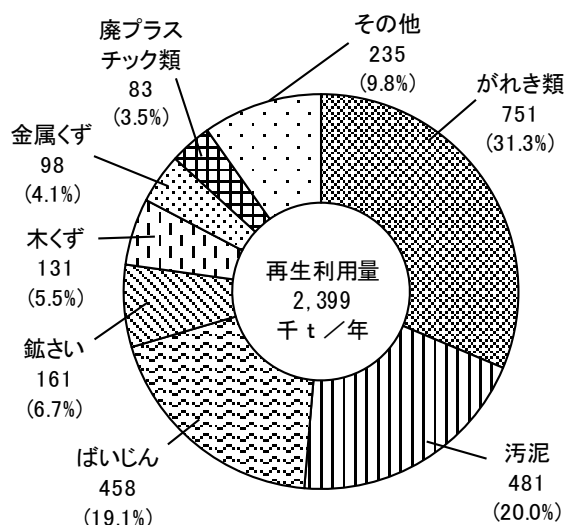
業種別でみると、製造業が 1,503 千トン（同 62.7%）で最も多く、次いで建設業が 731 千トン（同 30.5%）、電気・水道業が 81 千トン（同 3.4%）となっています。

表 4-1-5 再生利用量の比較

(単位: 千t/年)

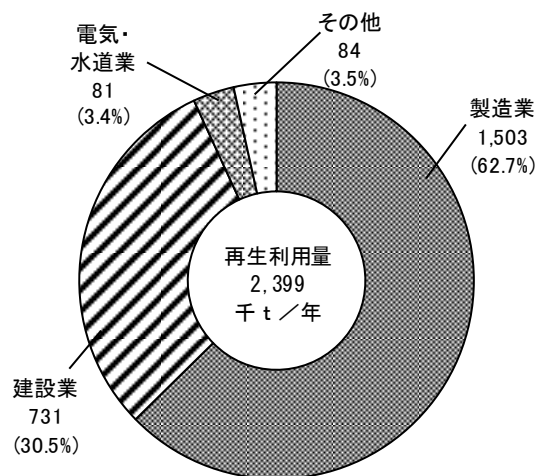
| 項目 | 年度 | H21 | | H26 | | 増減率 (%) |
|----------|----|-------|---------|-------|---------|------------|
| | | 量 | 構成比 (%) | 量 | 構成比 (%) | |
| 再生利用量 | | 2,107 | 100.0 | 2,399 | 100.0 | 13.9 |
| 自己再生利用量 | | 730 | 34.7 | 1,057 | 44.1 | 44.8 |
| 委託再生利用量 | | 1,376 | 65.3 | 1,342 | 55.9 | -2.5 |
| がれき類 | | 596 | 28.3 | 751 | 31.3 | 26.0 |
| 汚泥 | | 225 | 10.7 | 481 | 20.0 | 113.8 |
| ばいじん | | 563 | 26.7 | 458 | 19.1 | -18.7 |
| 鉱さい | | 197 | 9.3 | 161 | 6.7 | -18.3 |
| 木くず | | 111 | 5.3 | 131 | 5.5 | 18.0 |
| 金属くず | | 95 | 4.5 | 98 | 4.1 | 3.2 |
| 廃プラスチック類 | | 56 | 2.7 | 83 | 3.5 | 48.2 |
| その他 | | 264 | 12.5 | 235 | 9.8 | -11.0 |

備考：四捨五入の関係で合計が合わない場合がある。



備考：図中の数値は四捨五入の関係で合計が合わない場合がある。

図 4-1-10 種類別再生利用量



備考：図中の数値は四捨五入の関係で合計が合わない場合がある。

図 4-1-11 業種別再生利用量

(3) 最終処分の現状

最終処分量は、県全体で318千トンとなっています。

最終処分量を処理主体別で見ると、全てが処理業者等による委託最終処分量（318千トン）で、排出事業者による自己最終処分量はゼロとなっています。

最終処分量を種類別にみると、鉱さいが94千トン（最終処分量の29.7%）で最も多く、次いでガラス・コンクリート・陶磁器くずが54千トン（同17.1%）、燃え殻が41千トン（同13.1%）、汚泥が41千トン（同12.8%）、がれき類が31千トン（同9.6%）、廃プラスチック類が22千トン（同6.8%）等となっています。

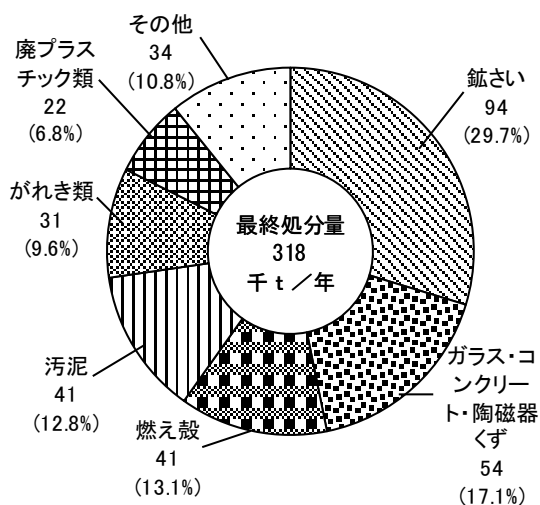
また、業種別では、製造業が233千トン（同73.5%）で最も多く、次いで建設業が63千トン（同19.8%）、電気・水道業が12千トン（同3.8%）等となっています。

表 4-1-6 最終処分量の比較

(単位:千t/年)

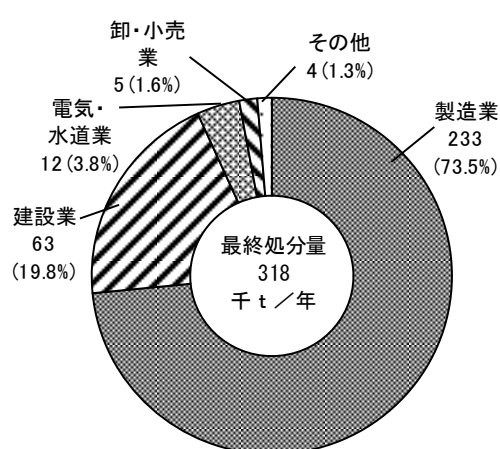
| 項目 | 年度 | | H26 | | 増減率 (%) |
|----------|-----|--------|-----|--------|------------|
| | H21 | 構成比(%) | H26 | 構成比(%) | |
| 最終処分量 | 335 | 100.0 | 318 | 100.0 | -5.1 |
| 自己最終処分量 | 41 | 12.2 | 0 | 0.0 | -100.0 |
| 委託最終処分量 | 294 | 87.8 | 318 | 100.0 | 8.2 |
| 鉱さい | 45 | 13.4 | 94 | 29.7 | 108.9 |
| ガラス陶磁器くず | 44 | 13.1 | 54 | 17.1 | 22.7 |
| 燃え殻 | 38 | 11.3 | 41 | 13.1 | 7.9 |
| 汚泥 | 68 | 20.3 | 41 | 12.8 | -39.7 |
| がれき類 | 41 | 12.2 | 31 | 9.6 | -24.4 |
| 廃プラスチック類 | 26 | 7.8 | 22 | 6.8 | -15.4 |
| その他 | 73 | 21.8 | 34 | 10.8 | -53.4 |

備考：四捨五入の関係で合計が合わない場合がある。



備考：図中の数値は四捨五入の関係で合計が合わない場合がある。

図 4-1-12 種類別最終処分量



備考：図中の数値は四捨五入の関係で合計が合わない場合がある。

図 4-1-13 業種別最終処分量

3. 広域移動の現状

(1) 県外への搬出状況

平成 26 年度における県内の産業廃棄物の排出量は 5,525 千トン、このうち県外へ搬出され、処理された産業廃棄物（県外搬出量）は 452 千トンで、排出量の 8.2%となっています。県外搬出量の処理内訳をみると、中間処理が 443 千トン（県外搬出量の 98.0%）で大部分を占めており、最終処分は 9 千トン（同 2.0%）となっています。

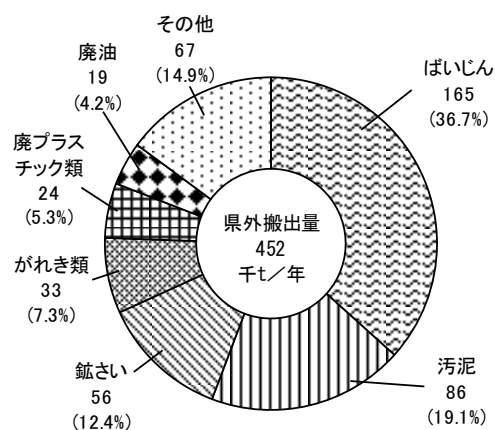
平成 21 年度と比較すると、県外搬出量については中間処理、最終処分のいずれも減少しています。

表 4-1-7 県外搬出量の処理状況 (単位:千t/年)

| 区分 | | 年度 | H21 | H26 |
|------|----------|----|-----|-----|
| 処理内訳 | 中間処理 | | 601 | 443 |
| | 最終処分 | | 44 | 9 |
| | 合計 | | 645 | 452 |
| 種類内訳 | ばいじん | | 186 | 165 |
| | 汚泥 | | 225 | 86 |
| | 鉱さい | | 85 | 56 |
| | がれき類 | | 8 | 33 |
| | 廃プラスチック類 | | 18 | 24 |
| | 廃油 | | 27 | 19 |
| | その他 | | 95 | 67 |
| | 合計 | | 645 | 452 |

備考：産業廃棄物実態調査結果（H21、H26 年度）をもとに集計。数値は四捨五入の関係で合計が合わない場合がある。

また、種類別にみると、ばいじんが 165 千トン（同 36.7%）で最も多く、以下、汚泥が 86 千トン（同 19.1%）、鉱さいが 56 千トン（同 12.4%）、がれき類が 33 千トン（同 7.3%）、廃プラスチック類が 24 千トン（同 5.3%）、廃油が 19 千トン（同 4.2%）等となっています。



備考：図中の数値は四捨五入の関係で合計が合わない場合がある。

図 4-1-14 種類別の県外搬出量

(2) 県内への搬入状況

平成 26 年度に県内に搬入され、処理された産業廃棄物（県内搬入量）は 711 千トンで、処理の内訳をみると、中間処理が 551 千トン（県内搬入量の 77.5%）、最終処分は 160 千トン（同 22.5%）となっています。

平成 21 年度と比較すると、県内搬入量は中間処理、最終処分のいずれも増加に転じています。

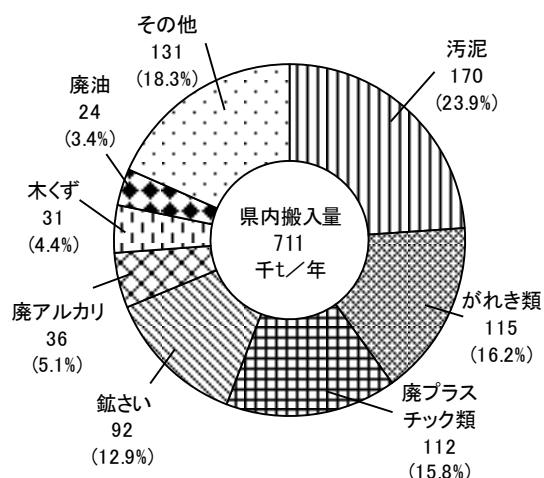
表 4-1-8 県内搬入量の処理状況

(単位:千t/年)

| 区分 | | 年度 | H21 | H26 |
|------|----------|----|-----|-----|
| | | | | |
| 処理内訳 | 中間処理 | | 418 | 551 |
| | 最終処分 | | 157 | 160 |
| | 合計 | | 574 | 711 |
| 種類内訳 | 汚泥 | | 135 | 170 |
| | がれき類 | | 94 | 115 |
| | 廃プラスチック類 | | 58 | 112 |
| | 鋳さい | | 54 | 92 |
| | 廃アルカリ | | 49 | 36 |
| | 木くず | | 12 | 31 |
| | 廃油 | | 37 | 24 |
| | その他 | | 136 | 131 |
| | 合計 | | 574 | 711 |

備考：環境省「廃棄物の広域移動対策検討調査及び廃棄物等循環利用量実態調査」（平成 21、26 年度実績）をもとに集計。数値は四捨五入の関係で合計が合わない場合がある。

また、種類別にみると、汚泥が 170 千トン（同 23.9%）で最も多く、以下、がれき類が 115 千トン（同 16.2%）、廃プラスチック類が 112 千トン（同 15.8%）、鋳さいが 92 千トン（同 12.9%）、廃アルカリが 36 千トン（同 5.1%）、木くずが 31 千トン（同 4.4%）、廃油が 24 千トン（同 3.4%）等となっています。



備考：図中の数値は四捨五入の関係で合計が合わない場合がある。

図 4-1-15 種類別の県内搬入量

4. 産業廃棄物処理施設等の状況

(1) 処理業者の許可状況

平成 26 年度末現在の処理業の許可業者数（件数）は、県全体で 4,396（産業廃棄物処理業：3,844、特別管理産業廃棄物処理業：552）となっています。

なお、産業廃棄物及び特別管理産業廃棄物の収集運搬業許可の合理化に関する廃棄物処理法の改正が施行された平成 23 年度以降の許可業者件数の推移をみると、収集運搬業はやや減少する傾向にありますが、その他は概ね横ばいで推移しています。

表 4-1-9 産業廃棄物処理業の許可状況

(単位:件数)

| 区分 | | 年度 | H22 | H23 | H24 | H25 | H26 |
|-----------|-------------|-----------|---------------|---------------|---------------|-------------|-------------|
| 産業廃棄物 | 収集運搬業 | | 6,806 (4,292) | 3,624 (935) | 3,549 (762) | 3,487 (610) | 3,496 (496) |
| | 処 分 業 | 中間処理 | 355 (215) | 344 (199) | 343 (200) | 330 (187) | 334 (190) |
| | | 最終処分 | 9 (6) | 6 (3) | 9 (6) | 5 (3) | 5 (3) |
| | | 中間処理・最終処分 | 11 (8) | 10 (7) | 10 (7) | 10 (7) | 9 (7) |
| | | 小 計 | 7,181 (4,521) | 3,984 (1,144) | 3,911 (975) | 3,832 (807) | 3,844 (696) |
| 特別管理産業廃棄物 | 収集運搬業 | | 946 (595) | 542 (166) | 548 (142) | 520 (101) | 528 (80) |
| | 処 分 業 | 中間処理 | 21 (16) | 21 (16) | 21 (16) | 22 (17) | 22 (17) |
| | | 最終処分 | 2 (1) | 2 (1) | 2 (1) | 2 (1) | 2 (1) |
| | | 中間処理・最終処分 | 0 (0) | 0 (0) | 0 (0) | 0 (0) | 0 (0) |
| | | 小 計 | 969 (612) | 565 (183) | 571 (159) | 544 (119) | 552 (98) |
| 合 計 | | | 8,150 (5,133) | 4,549 (1,327) | 4,482 (1,134) | 4,376 (926) | 4,396 (794) |

備考：（ ）内は、岡山市及び倉敷市の許可件数（内数）を示す。

(2) 処理施設の設置状況

平成 26 年度末現在の処理施設の設置数は、県全体で 481（中間処理施設：444、最終処分場：37）となっています。

処理施設の種別では、木くず、がれき類の破碎施設が 238 で最も多く、以下、汚泥の脱水施設が 51、産業廃棄物の焼却施設が 41、廃プラスチック類の破碎施設 39 等となっています。

平成 22 年度以降の施設数の推移をみると、産業廃棄物の焼却施設、汚泥の脱水施設、廃プラスチック類の破碎施設、安定型処分場については、やや減少する傾向、その他の施設では概ね横ばいとなっています。

表 4-1-10 産業廃棄物処理業の許可状況

(単位:施設数)

| 施設の区分 | 施設の種類 | H22 | H23 | H24 | H25 | H26 |
|--------|---------------|-----------|-----------|-----------|-----------|-----------|
| 中間処理施設 | 汚泥の脱水施設 | 55 (38) | 54 (38) | 51 (38) | 51 (38) | 51 (38) |
| | 汚泥の乾燥施設 | 8 (3) | 9 (3) | 9 (3) | 9 (3) | 9 (3) |
| | 汚泥の焼却施設 | 20 (17) | 21 (17) | 21 (17) | 21 (17) | 20 (16) |
| | 廃油の油水分離施設 | 8 (6) | 9 (6) | 9 (6) | 8 (6) | 8 (6) |
| | 廃油の焼却施設 | 18 (15) | 18 (14) | 18 (14) | 18 (14) | 18 (14) |
| | 廃プラスチック類の破砕施設 | 42 (31) | 42 (31) | 40 (30) | 39 (29) | 39 (31) |
| | 廃プラスチック類の焼却施設 | 19 (14) | 19 (14) | 17 (14) | 17 (14) | 16 (13) |
| | 木くず、がれき類の破砕施設 | 239 (138) | 239 (138) | 237 (137) | 236 (137) | 238 (137) |
| | コンクリート固型化施設 | 0 (0) | 0 (0) | 0 (0) | 0 (0) | 0 (0) |
| | シアンの分解施設 | 2 (2) | 2 (2) | 2 (2) | 2 (2) | 2 (2) |
| | 廃PCB等の焼却施設 | 1 (0) | 1 (0) | 1 (0) | 2 (1) | 2 (1) |
| | 産業廃棄物の焼却施設 | 47 (36) | 45 (33) | 45 (34) | 43 (34) | 41 (33) |
| | 小計 | 459 (300) | 459 (296) | 450 (295) | 446 (295) | 444 (294) |
| 最終処分場 | 安定型処分場 | 28 (17) | 24 (13) | 23 (12) | 21 (12) | 21 (13) |
| | 管理型処分場 | 17 (7) | 19 (9) | 19 (10) | 18 (10) | 16 (10) |
| | 小計 | 45 (24) | 43 (22) | 42 (22) | 39 (22) | 37 (23) |
| 合計 | | 504 (324) | 502 (318) | 492 (317) | 485 (317) | 481 (317) |

備考：() 内は、岡山市及び倉敷市の施設数(内数)を示す

県内における最終処分場の残存容量については、平成 26 年度末現在で 3,544 千 m^3 となっています。これを平成 26 年度の最終処分実績(県外発生 of 産業廃棄物を含む県内最終処分量の合計)をもとに県内の最終処分場の残余年数をみると、約 8.7 年となります。

なお、県では、平成 18 年度に事業主体である財団法人岡山県環境保全事業団と連携し、倉敷市水島沖に公共関与による管理型最終処分場(公共関与臨海部新処分場)の整備を進め、平成 21 年 4 月から供用を開始しています。

表 4-1-11 最終処分場の残余年数の推計

(平成26年度末)

| 区分 | 最終処分量 (千t/年) A | 残存容量 (千 m^3) B | 残余年数 (年) B/A |
|----------|----------------------|-------------------------|--------------------|
| 県内の最終処分場 | 408 | 3,544 | 8.7 |

備考：1) tと m^3 の換算比を1とする

2) 最終処分量は、県外から搬入される産業廃棄物を含む

5. 産業廃棄物処理施設等の状況

(1) 処理業者等に対する監視・指導

不法投棄や不適正処理等を防止するため、平成26年度に県全体で12,428件の立入検査を実施しています。対象事業者別では、PCB保管事業者が589件で、PCB保管事業者を除く排出事業者が9,557件、処理業者が2,063件等となっています。

表 4-1-12 立入検査の実施状況

| 区分 | | 年度 | | | | |
|--------------|-------|-----------------|-----------------|-----------------|-----------------|-----------------|
| | | H23 | H24 | H25 | H26 | H27 |
| 立入検査件数 | | 11,292 (10,159) | 14,353 (13,169) | 11,229 (10,241) | 11,762 (10,614) | 12,428 (11,145) |
| PCB を除く | 排出事業者 | 8,373 (7,968) | 10,699 (10,254) | 8,834 (8,455) | 9,734 (9,187) | 9,557 (8,968) |
| | 処理業者 | 2,567 (2,136) | 3,360 (2,875) | 2,118 (1,744) | 1,755 (1,359) | 2,063 (1,633) |
| | 公共団体 | 8 (0) | 18 (0) | 7 (0) | 0 (0) | 0 (0) |
| PCB排出(保管)事業者 | | 344 (55) | 276 (40) | 270 (42) | 273 (68) | 589 (325) |

備考：()内は、岡山市及び倉敷市の件数(内数)を示す

(2) 不法投棄等の防止対策

県では、県民局において、市町村等関係者と連携して監視指導を実施するとともに、監視が手薄になる夜間・休日における監視業務の民間委託や産業廃棄物監視指導員を配置するなど、不法投棄等の防止や早期発見・早期対応に努めています。

一方、県内における産業廃棄物の不法投棄については、表 4-1-13 に示すとおりです。

表 4-1-13 産業廃棄物の不法投棄件数等の状況

| 区分 | | 年度 | | | | |
|--------|--|-----|-----|-----|-------|-----|
| | | H23 | H24 | H25 | H26 | H27 |
| 投案件数 | | 3 | 0 | 2 | 3 | 0 |
| 投棄量(t) | | 203 | 0 | 88 | 1,240 | 0 |

備考：表中の数値は、1件当たりの投棄量が10t以上のもの(岡山市及び倉敷市を含む)。ただし、特別管理産業廃棄物を含む事案は、10t未満のものも含んでいる

(3) 県外産業廃棄物の事前協議

県外産業廃棄物の県内への搬入については、県外の排出事業者から県等に対して事前協議を行う制度を設けています。

事前協議に当たっては、廃棄物の種類、処理量、発生工程等を記述させるとともに、廃棄物の種類によっては有害物質等の分析証明書の添付も求め、安全性等の確認を行っています。

6. 第3次計画の目標の達成状況

ここでは、第3次岡山県廃棄物処理計画で設定された産業廃棄物処理の目標に対する達成状況について、平成26年度実績を用いて評価します。

(1) 第3次計画の目標

① 排出抑制の目標

平成27年度における排出量をおおむね6,000千トンとすることを旨とする。

② 再生利用量の目標

平成27年度におけるリサイクル率を39.1%とすることを旨とする。

③ 最終処分量の目標

平成27年度における最終処分量を305千トンとすることを旨とする。

(2) 達成状況の評価

① 排出抑制

現状（平成26年度実績）の排出量は5,525千トン、計画基準年度の平成21年度（5,738千トン）に比べて3.7%の減少となっており、このままの状況で推移すれば、第3次計画の目標値（平成27年度：6,000千トン）は達成する見込みです。

なお、排出量は、経済的要因による影響も大きいと考えられることから、その動向に留意する必要があります。

② 再生利用量

現状（平成26年度実績）のリサイクル率は43.4%、平成21年度（36.7%）に比べると6.6ポイント高い水準です。また、第3次計画の目標値（平成27年度：39.1%）に対しても4.3ポイント上回っており、このままの状況で推移すれば、リサイクル率は達成する見込みです。

③ 最終処分量

現状（平成26年度実績）の最終処分量は318千トン、平成21年度（335千トン）に比べると5.1%（17千トン）減少していますが、第3次計画の目標値（平成27年度：305千トン）には届いておらず、目標達成が厳しい状況です。

表 4-1-14 第3次計画の目標と現状

| 項目 | 年度 | 第3次計画 | | 現状 |
|-------|--------|----------|----------|----------|
| | | H21実績 | H27目標値 | H26実績 |
| 排出量 | (千t/年) | 5,738 | 6,000 | 5,525 |
| | | (100.0%) | (100.0%) | (100.0%) |
| 再生利用量 | (千t/年) | 2,107 | 2,346 | 2,399 |
| | | (36.7%) | (39.1%) | (43.4%) |
| 最終処分量 | (千t/年) | 335 | 305 | 318 |
| | | (5.8%) | (5.1%) | (5.8%) |

備考：1) 網掛け部分が目標値である。

2) ()内は、排出量に対する割合を示す。

7. 産業廃棄物処理に関する課題

(1) 排出抑制と循環的利用の促進と最終処分量の一層の削減

第3次計画の目標の達成状況については、排出量、リサイクル率は達成できる見込みとなっていますが、最終処分量については、目標の達成が厳しい状況です。

なお、達成見込みの排出量については、事業者の取組によるものだけでなく、地域の経済的な要因も影響しているものと推察されることから、今後の景気動向にも留意しつつ、引き続きリデュース（排出抑制）、リユース（再使用）及びリサイクル（再生利用）のいわゆる3Rを促進し、最終処分量の一層の削減に努める必要があります。また同時に、3Rでは、2R（リデュース・リユース）の取組を強化するとともに、リサイクルについては、リサイクル製品等の付加価値向上による需要喚起や、新技術の導入によるリサイクル対象物の拡充などにより、質にも着目したさらなるリサイクル率の向上を目指すことが重要です。

(2) 排出事業者責任の徹底

事業活動に伴って生じる産業廃棄物の処理責任は排出事業者にあります。このため、排出事業者は、委託処理する場合であっても、自らの責任で発生から最終処分（再生を含む。）が終了するまでの一連の処理の流れをマニフェストや実地確認等によつて的確に把握し、適正な処理・循環的利用を確保する必要があります。

県、及び岡山市、倉敷市（以下「県等」という。）においては、県内事業者に対して、岡山県循環資源総合情報支援センターによる情報発信や各種研修会など、あらゆる機会を通じて法令等の周知、適正処理の助言・指導等に努め、引き続き排出事業者処理責任の徹底を図っていく必要があります。

(3) 優良な処理業者の育成と適正処理意識の醸成

産業廃棄物処理に対する不安や不信感を払拭し、循環的利用や適正処理を推進するためには、排出事業者だけでなく、地域住民からも信頼され理解が得られる優良な処理業者を育成し、優良な処理業者が優先的に選ばれる健全な市場を形成することが不可欠です。

処理業者は、信頼を確保するため、自ら情報を積極的に公開することによって事業の透明化を図るとともに、ISO14001、エコアクション21などの環境マネジメントシステムの認証を取得するなど、環境配慮の取組を強化する必要があります。また、優良な処理業者の育成・支援等を目的に創設された「優良産廃処理業者認定制度（平成23年4月施行）」の積極的な活用が求められています。

一方で、適正処理・環境美化意識の醸成や不法投棄等の不適正処理の未然防止を図るため、県等は、立入検査や監視パトロール等の監視指導体制を強化するとともに、講習会や研修会などあらゆる機会を通じて、排出事業者や処理業者への意識改革等についても積極的に推進する必要があります。

(4) 産業廃棄物の広域移動への対応

産業廃棄物の広域処理状況については、平成21年度は中間処理目的では搬出超過（県内搬入量<県外搬出量）、最終処分目的では大幅な搬入超過（県内搬入量>県外搬出量）の状態にありましたが、平成26年度は中間処理目的、最終処分目的の両方とも搬入超過となっていま

す。

県では、最終処分を主目的とする県外産業廃棄物の搬入に対しては、県民の不安増大のみならず、県内における循環型社会形成や県内発生産業廃棄物の適正処理への支障等を招くことのないよう、これまでどおり搬入前に義務付けている事前協議制度の厳正な運用を図っていく必要があります。

(5) 産業廃棄物処理施設の安定的確保

排出抑制や循環的利用の推進によって産業廃棄物の削減を徹底したとしても、現在の生産・製造技術やリサイクル技術では、すべての産業廃棄物を再生資源・原料や再生品に転換することは困難です。このため、産業廃棄物を適正に処分できる施設を確保することは、県内の適正処理体制の維持のために必要なだけでなく、循環型社会を形成し持続的な発展を図る上でも必要不可欠といえます。

県内の最終処分場については、その残余年数が平成 26 年度末現在で 8.7 年が見込まれており、直ちに逼迫した状況にはありませんが、引き続き最終処分量の削減を図るとともに、事業者処理責任の原則を堅持しつつ、これを補完する立場としての公共関与による産業廃棄物最終処分場の残余容量の確保についても計画的な検討が必要です。

施設の計画・設置に当たっては、廃棄物処理法や岡山県産業廃棄物適正処理指導要綱に基づき、安全性・信頼性の高い処理施設の確保に努めるとともに、今後は非常災害時における災害廃棄物の適正かつ迅速な県内処理体制を支援するため、災害廃棄物処理が可能な産業廃棄物処理施設の確保についても検討しておく必要があります。

また、焼却施設の新設・改修等においては、温室効果ガスの排出削減など、地球温暖化対策の観点から、熱回収（サーマルリサイクル）を積極的に進める必要があります。

第2節 産業廃棄物の将来予測と目標

1. 排出量の将来予測

産業廃棄物（特別管理産業廃棄物を含む）の将来予測については、今後とも飛躍的な技術革新及び法律上の産業廃棄物の分類に変更がなく、現状（平成 26 年度実績）における産業廃棄物の排出量と業種ごとの経済指標（活動量指標）との関係は変わらず、排出原単位は変化しないものと仮定して、次式を用いて予測を行いました。

また、業種ごとの活動量指標の将来予測に関しては、過去からの傾向（トレンド）が将来も同様に続くものとして、トレンド法を基本に用いています。

業種ごとの予測式：

$$\text{将来の排出量} = \text{排出原単位（平成 26 年度実績）} \times \text{活動量指標（予測値）}$$

業種ごとの活動量指標の予測値

- ◆建設業：「元請完成工事高」のトレンドをもとに適合度の高い回帰式で推計した。
- ◆製造業：「製造品出荷額等」のトレンドをもとに適合度の高い回帰式で推計した。
- ◆電気・水道業：各施設の将来計画値をそのまま用いた。
- ◆その他業種：「従業者数」のトレンドをもとに業種別に適合度の高い回帰式で推計した。

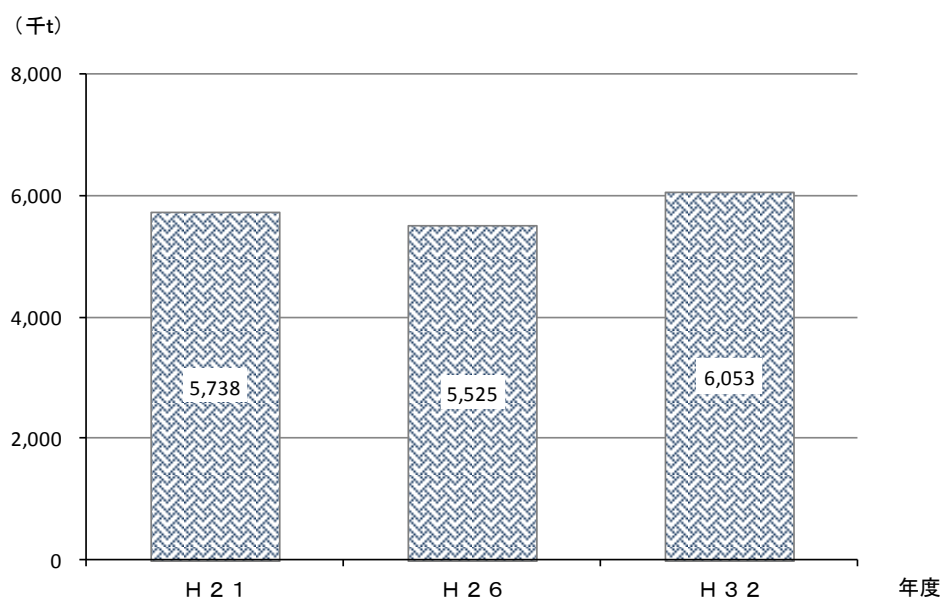


図 4-2-1 排出量の将来予測

(1) 種類別排出量の将来予測

平成 32 年度における種類別排出量の予測結果をみると、汚泥、がれき類、ばいじん等いずれの種類も増加すると予測されます。

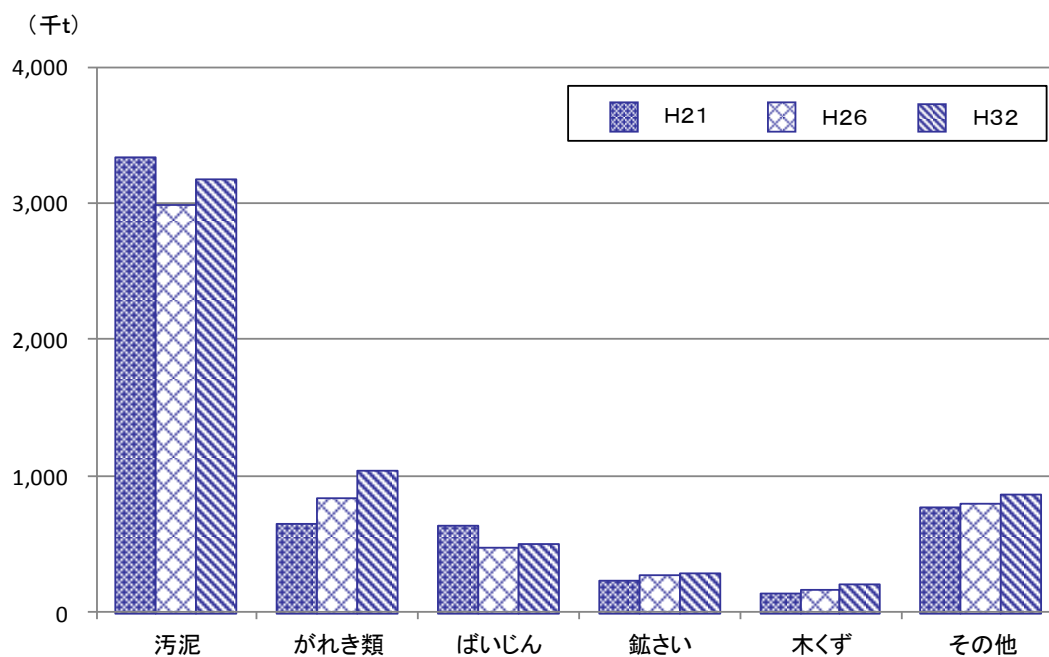


図 4-2-2 種類別排出量の将来予測

表 4-2-1 種類別排出量の将来予測

(単位:千t/年)

| 種類 | 年度 | H21 | | H26 | | H32 | |
|------|----|-------|--------|-------|--------|-------|--------|
| | | 排出量 | 構成比(%) | 排出量 | 構成比(%) | 排出量 | 構成比(%) |
| 合計 | | 5,738 | 100.0 | 5,525 | 100.0 | 6,053 | 100.0 |
| 汚泥 | | 3,329 | 58.0 | 2,991 | 54.1 | 3,170 | 52.4 |
| がれき類 | | 647 | 11.3 | 834 | 15.1 | 1,040 | 17.2 |
| ばいじん | | 632 | 11.0 | 477 | 8.6 | 502 | 8.3 |
| 鉱さい | | 229 | 4.0 | 267 | 4.8 | 278 | 4.6 |
| 木くず | | 131 | 2.3 | 160 | 2.9 | 203 | 3.4 |
| その他 | | 769 | 13.4 | 795 | 14.4 | 861 | 14.2 |

備考：四捨五入の関係で合計が合わない場合がある。

(2) 業種別排出量の将来予測

平成 32 年度における業種別排出量の予測結果をみると、製造業、建設業は増加する傾向に、電気・水道業、その他の業種では僅かに減少すると予測されます。

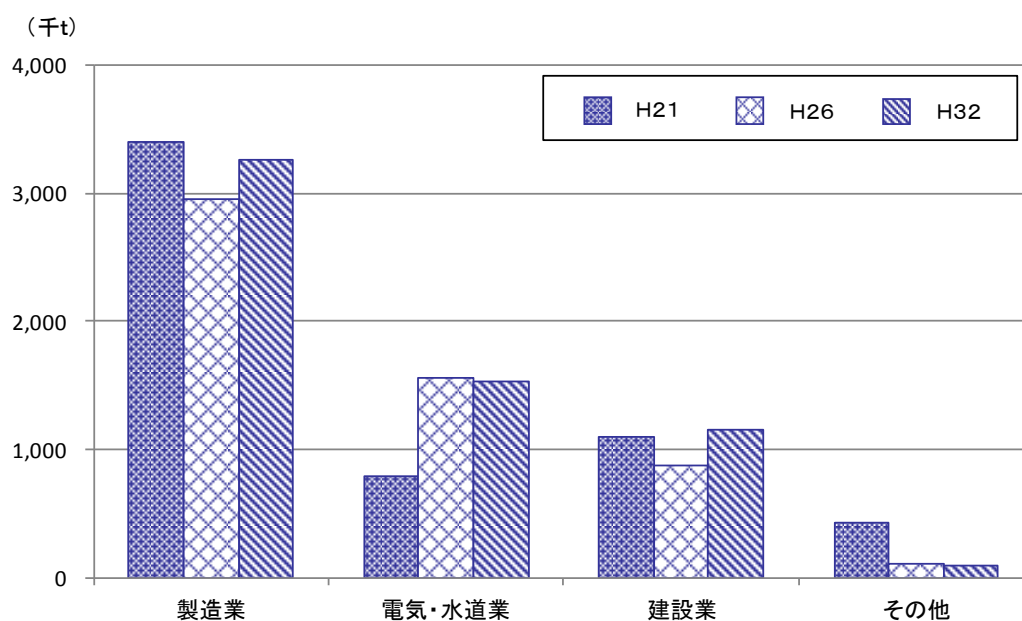


図 4-2-3 業種別排出量の将来予測

表 4-2-2 業種別排出量の将来予測

(単位: 千t/年)

| 業種 | 年度 | H21 | | H26 | | H32 | |
|--------|----|-------|--------|-------|--------|-------|--------|
| | | 排出量 | 構成比(%) | 排出量 | 構成比(%) | 排出量 | 構成比(%) |
| 合計 | | 5,738 | 100.0 | 5,525 | 100.0 | 6,053 | 100.0 |
| 製造業 | | 3,403 | 59.3 | 2,961 | 53.6 | 3,261 | 53.9 |
| 電気・水道業 | | 1,104 | 19.2 | 1,569 | 28.4 | 1,538 | 25.4 |
| 建設業 | | 803 | 14.0 | 874 | 15.8 | 1,155 | 19.1 |
| その他 | | 428 | 7.5 | 120 | 2.2 | 97 | 1.6 |

備考：四捨五入の関係で合計が合わない場合がある。

2. 処理の将来予測

処理状況の将来予測については、排出事業者や処理業者による減量化・リサイクルなど現状の取組みが将来も同様に行われるものと仮定して推計を行いました。

平成 32 年度における処理状況の予測結果をみると、排出量 6,053 千トンのうち、45.4%が再生利用され、48.7%が中間処理によって減量化、5.9%が最終処分されるものと見込まれます。

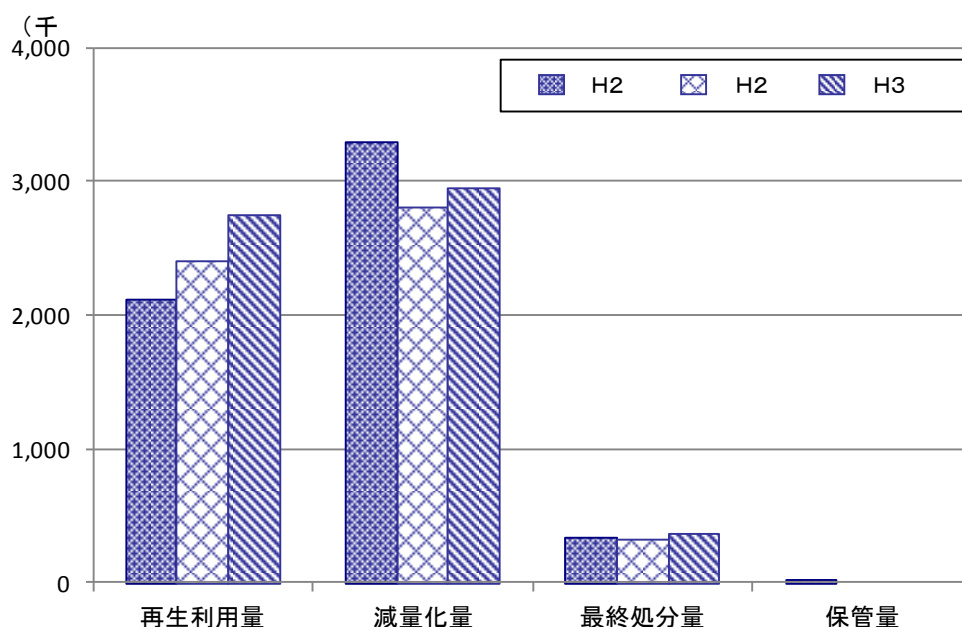


図 4-2-4 処理状況の将来予測

表 4-2-3 処理状況の将来予測

(単位: 千t/年)

| 項目 | 年度 | H21 | | H26 | | H32 | |
|-------|----|-------|--------|-------|--------|-------|--------|
| | | 量 | 構成比(%) | 量 | 構成比(%) | 量 | 構成比(%) |
| 排出量 | | 5,738 | 100.0 | 5,525 | 100.0 | 6,053 | 100.0 |
| 再生利用量 | | 2,107 | 36.7 | 2,399 | 43.4 | 2,751 | 45.4 |
| 減量化量 | | 3,291 | 57.4 | 2,808 | 50.8 | 2,942 | 48.7 |
| 最終処分量 | | 335 | 5.8 | 318 | 5.8 | 360 | 5.9 |
| 保管量 | | 5 | 0.1 | 0 | 0.0 | 0 | 0.0 |

備考：四捨五入の関係で合計が合わない場合がある。

3. 産業廃棄物の再生利用等の目標

国の基本方針において示された目標や本県の状況を踏まえ、次のとおり目標値を設定します。

表 4-2-4 国の基本方針における産業廃棄物の目標値

| | 平成32年度目標値 |
|-------|--------------------------------|
| 排出量 | 増加を現状（平成24年度）に対し、約3%に抑制 |
| 再生利用量 | 現状の約55%から約56%に増加（＝現状から1ポイント増加） |
| 最終処分量 | 現状に対し、約1%削減 |

(1) 排出量の目標

平成32年度における排出量をおおむね 5,649 千 t/年 とすることを目指します。

国の目標値は、平成24年度から平成32年度の8年間での排出量の増加を約3%に抑制することとされています。

本県における排出量の目標としては、平成26年度の実績（5,525 千トン/年）を基準とし、国の目標値の6年分相当以内に抑制することとして、排出量 5,649 千トン/年を目標とします。

(2) 再生利用量の目標

平成32年度におけるリサイクル率を 45.4 % とすることを目指します。

国の目標では、再生利用量の割合を平成24年度から1ポイント増加させることとしていますが、本県の再生利用率は、既に平成26年度実績（43.4%：平成24年度から4.7ポイント増加）においてこれを上回っていることから、平成32年度予測値の45.4%を着実に実現することを目標とします。

(3) 最終処分量の目標

平成32年度における最終処分量を 303 千 t/年 とすることを目指します。

国の目標値に準ずると 316 千トン/年となりますが、排出抑制及び資源化の目標を踏まえ、303 千トン/年まで最終処分量を削減することを目標とします。

以上の産業廃棄物減量化の目標を整理すると、次のとおりです。

表 4-2-5 産業廃棄物の減量化の目標

| 項目 | | 年度 | | | |
|--------|-----|--------|--------|---------|--------------|
| | | H21 実績 | H26 実績 | H32 予測値 | H32 目標値 |
| 排出量 | 千 t | 5,738 | 5,525 | 6,053 | 5,649 |
| リサイクル率 | % | 36.7 | 43.4 | 45.4 | 45.4 |
| 最終処分量 | 千 t | 335 | 318 | 360 | 303 |

備考：1) 網掛け部分は目標値である。

2) リサイクル率＝再生利用量÷排出量×100

第3節 目標達成等に向けての取組

1. 排出者の責務の徹底・強化

(1) 廃棄物処理法の周知徹底と指導強化

産業廃棄物の適正処理を推進するためには、処理責任を有する排出事業者に対して、廃棄物処理法に基づく処理基準や委託基準等の遵守、マニフェスト制度の適正な運用などの周知徹底を図るとともに指導を強化する必要があります。

| 主 な 取 組 |
|--------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| ○ 産業廃棄物は排出事業者処理責任があること（排出事業者処理責任）や法改正事項等を周知するため、引き続き講習会等を開催するとともに、事業場への立入検査を計画的に実施するなど、排出事業者への監視・指導を徹底します。 |
| ○ 産業廃棄物の自社保管（事業場外）に関する届出制度、排出事業者が処理業者に処理委託する際の基準（委託基準）の遵守、排出事業者自らが産業廃棄物の処理の流れを的確に把握するためのマニフェスト制度（紙又は電子マニフェスト）の適正な運用や実地確認などについて、あらゆる機会を通じて周知するとともに、立入検査等による監視・指導を一層強化します。 |
| ○ 事務処理の効率化や処理状況の即時把握など情報管理の合理化等が図れ、他者による偽造など不適正処理の防止に効果のある電子マニフェストの普及促進に努めます。 |

(2) 多量排出事業者に対する処理計画の作成指導の徹底

多量排出事業者（産業廃棄物の年間排出量が1,000トン（特別管理産業廃棄物は50トン）以上の事業場を設置している事業者）は、当該事業場に係る産業廃棄物の減量等その処理に関する計画（以下「処理計画」という。）を作成の上、県知事及び政令市長（以下「知事等」という。）に提出し、また、その処理計画の実施の状況（以下「実施状況」という。）を県知事等に報告する義務があります。

| 主 な 取 組 |
|----------------------------------------------------------------|
| ○ 知事等は、提出された処理計画・実施状況等をインターネットにより公表することにより、産業廃棄物の減量等の取組を促進します。 |

(3) 環境マネジメントシステムの導入促進

企業や自治体などの組織が自らの活動から生じる環境への影響を、自主的かつ継続的に減らしていくための経営手法・仕組みを定めた国際規格であるISO14001や、中小事業者等の幅広い事業者における環境への取組を促進するために環境省が策定したエコアクション21の普及を進めています。

| 主 な 取 組 |
|-----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| ○ 循環型社会の形成には、単に物質的な循環のみならず、関係事業者の環境に配慮した事業活動の展開が不可欠であり、事業者による自主的かつ積極的な取組が望まれます。県では、県内事業者によるISO14001の認証の取得や、エコアクション21の導入を促進するため、引き続き情報提供や支援（県の物品の調達等での入札資格審査において優遇措置等）を行います。 |

＜エコアクション21 認証・登録制度＞

- ・一般財団法人持続性推進機構 (<http://www.ea21.jp/>)

(4) リサイクル関連法に基づくリサイクルの推進

廃棄物等の循環的利用（再使用、再生利用、熱回収）をより一層推進するためには、廃棄物処理法だけでなく、リサイクル関連法の関係者への周知の徹底と円滑かつ適正な運用が不可欠です。

主 な 取 組

- 資源有効利用促進法、建設リサイクル法、食品リサイクル法、自動車リサイクル法、家電リサイクル法、小型家電リサイクル法などリサイクル関連法の周知を図り、リサイクルの一層の促進、製造業者による自主的取組等が効果的かつ円滑に進むよう、関係機関とも連携し、関係者に対し法令遵守の徹底を図ります。

2. 排出抑制と循環的利用の推進

(1) 再生品等の使用促進

拡充

再生品の使用促進を図るためには、事業者の主体的な取組により、魅力的で、かつ、市場競争力のある再生品が開発・販売され、それが県民・事業者へ広くPRされることが重要です。

また、製品やサービスを購入する際に、環境を考慮して、必要性をよく考え、環境への負荷ができるだけ少ないものを選んで購入することを「グリーン購入」と言います。グリーン購入は、消費生活など購入者自身の活動を環境にやさしいものにするだけでなく、供給側の企業に環境負荷の少ない製品開発を促すことで、経済活動全体を変えていく可能性を有しています。

(再掲)

主 な 取 組

- リサイクル製品の需要を喚起するため、県、事業者、県民が取り組むべき事項等を定めた「岡山県再生品の使用促進に関する指針」の周知徹底を図るとともに、新たな製品等に対応した製品の種類や品目の拡充に努め、再生品等の普及を図ります。(再掲)
- 県における環境に配慮した製品やサービスの調達方針である「岡山県グリーン調達ガイドライン」に基づき、県が率先してグリーン調達に努めます。(再掲)
- 県内で生産されているリサイクル製品等を「岡山県エコ製品」として認定・公表し、県ホームページや各種広報媒体などを活用して県民や事業者に対しこれらの製品を積極的にPRするとともに、イベントや展示会において製品とともに優れた活用事例を紹介するなどして使用促進を図ります。また、機能、用途、デザイン面などの高付加価値化、リサイクル技術の高度化による低価格化など、市場競争力の高いリサイクル製品の開発に取り組む事業者を支援します。(再掲)
- 公共工事に係る資材の調達に関しては、引き続き「岡山県エコ製品」の優先的な調達に努めるとともに、「特定調達品目（再生加熱アスファルト混合物、再生骨材、プレキャストコンクリート製品）」については、毎年度これらの調達状況を把握し、その結果を環境白書や県ホームページ等で公表します。

(2) 環境にやさしい企業づくり

拡充

岡山エコ事業所認定制度は、循環型社会の形成のための取組が先進的、かつ、優秀であると認められる県内の事業所を県が「岡山エコ事業所」と認定し、その取組を他の事業者及び県民の間に広く周知することにより、循環型社会の形成に向けた取組の促進を図るものです。また、県内の企業は、中小企業が大部分を占めていることから、環境にやさしい企業づくりを推進するためには、中小企業への取組を強化する必要があります。

主 な 取 組

- 岡山エコ事業所の認定事業所の増加に向け、認定制度・認定事業者の PR 方法や認定区分の拡充などについて検討します。
- 中小企業に対し、廃棄物の排出抑制・リサイクルなどの取組に対する助言や情報提供等の支援を行うアドバイザー派遣制度を創設し、事業活動における3Rの促進や循環資源のマッチングを進めます。

(3) 最終処分量の多い品目の減量化・リサイクルの推進

汚泥、鋳さい、ガラス・コンクリート・陶磁器くず、がれき類、燃え殻、廃プラスチック類の6品目で最終処分量全体の約9割を占めています。これら排出量が多く、最終処分量も多い品目については、その組成・性状等を的確に把握した上で、安全性を確保しながら、減量化・リサイクルを一層推進する必要があります。なお、汚泥、鋳さい、ばいじん、燃え殻、廃プラスチック類については「岡山県循環型社会形成推進条例」の規定により、循環資源に指定されています。

主 な 取 組

- 多量排出事業者から提出された処理計画及び実施状況については、インターネットにより情報公開することで、多量排出事業者のさらなる排出抑制や再生利用等の取組が期待されることから、処理計画等の作成・提出義務の周知、取組への指導等を徹底します。
- コンクリート塊やアスファルト塊などのがれき類については、建設リサイクル法に基づき再資源化が適切に行われるよう、関係機関（建設部局、環境部局及び国の労働基準監督機関）合同による県内一斉パトロールを実施するなど、監視・指導を徹底・強化するとともに関係者の意識向上に努めます。
- 最終処分量の多い6品目については、引き続き排出事業者に対し、ごみゼロガイドラインに沿った取組を促すとともに、先進的な排出抑制の取組事例や、新たなリサイクル技術情報などを紹介しながら、ガイドラインの改定等も視野に入れ、最終処分量の削減、リサイクルに向けた取組を一層促進します。

(4) 岡山エコタウンプランの推進

「岡山エコタウンプラン」は、環境ビジネスを地域産業の基軸とし、先進的な環境と経済が調和したまちづくりを推進するために策定（エコタウン事業承認：平成16年3月）したものです。

主 な 取 組

- 岡山エコタウンプランでは、地域の産業特性を活かした地域づくり、循環資源の有機的連携による活用、各種リサイクル法の拠点施設の整備促進のほか、本プランのハード事業によ

り支援した施設を積極的に環境学習のフィールドとして活用するなど、先進的な環境と経済が調和したまちづくりを推進します。

- エコタウン事業のさらなる発展、地域の活性化を図るため、エコタウンを核とした地域循環圏の構築を目指し、産学官の広域ネットワーク「中四国環境ビジネスネット（B-net）」を活用して、県内だけでなく、瀬戸内地域を視野に入れた広域的連携（循環資源の広域マッチングシステム）を図ります。

（5）新処理技術等の導入促進

世界的な資源制約や、地球温暖化などの環境制約の問題に対応するため、CO₂の削減やリサイクルの質にも着目した高度な処理技術等の導入など、民間主導による経済と環境の両立に向けた取組に対する支援を行う必要があります。

主 な 取 組

- 産業廃棄物の3Rを推進するため、循環型社会形成推進モデル事業（地域ミニエコタウン事業）により、先進的なリサイクル関係施設の整備や新技術の開発等を行う企業に対して経済的支援を行います。
- 「中四国環境ビジネスネット（B-net）」を活用し、大学等の研究者による循環資源の資源化等に資する研究シーズの発信や、広く瀬戸内海圏域等から3Rに関する新技術や各種ニーズ等の情報を一同に集めた意見交換・商談等を行うことにより、新技術等の事業化の促進と地域の枠を超えた循環型産業クラスターの形成を促進します。

（6）バイオマス資源の利活用の推進

持続的に再生可能な生物由来のバイオマスについては、その性質や特性、地域の実情に合わせて、循環的に最大限利活用していく必要があります。県では、地域の木質バイオマス資源を活用する新たな産業の創出により、地域経済の発展と地球温暖化防止を図る「おかやまグリーンバイオ・プロジェクト」等を推進しています。

主 な 取 組

- 廃棄物系バイオマスの利活用に関する調査、研究・開発等を進めるとともに、地域におけるマテリアル及びエネルギー利用等のリサイクル事業を支援します。
- 木くすなど食料と競合しないセルロース系バイオマス資源については、これまでの取組を基に、高機能で付加価値の高い新素材（セルロースナノファイバー）の普及に向けた製造技術の高度化並びに用途の拡大及び製品開発を推進します。
- 平成28年3月末現在、県内では真庭市、津山市、西粟倉村、の3自治体が、国のバイオマス産業都市の選定を受けており、地域の実情やバイオマスの特性に応じて具体的な取組みや検討が進められています。県では、廃棄物系バイオマスの利活用の広がりに合わせて、必要な情報提供等を行います。
- 都市部エネルギーの地産地消を目指して、下水汚泥の燃料化事業や、バイオガスからの水素製造事業等について検討を行います。

（7）農業系廃棄物のリサイクル・適正処理等の推進

畜産農家から排出される家畜のふん尿については、国の基本方針及び「家畜排せつ物の利用

の促進を図るための岡山県計画」に基づき、計画的に整備を進めてきた堆肥舎等を活用して、引き続き適正な処理・利用の促進を図ります。

そのため、畜産農家等においては生産したたい肥を耕種農家と連携を図りながら、一層利用を促進し、環境と調和のとれた農業生産を推進します。

また、ハウスを覆うビニール、マルチ及び牧草用ラップフィルム等の農業用廃プラスチックは、農業協同組合等の協力のもと、リサイクルと適正処理を推進します。

| 主 な 取 組 |
|-------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| <ul style="list-style-type: none"> ○ 地域で排出される農場副産物等を有効利用するため畜産農家と耕種農家との連携を図り、肥料等の利用拡大を促進します。また、相当量の家畜排せつ物が発生する大規模畜産農家や畜産団地に対して、良質たい肥の生産やその流通促進等を図るため、技術指導等の支援を行います。 ○ 農家から排出される農業用廃プラスチック類についても、引き続き農業協同組合等の協力のもと、リサイクル・適正処理の啓発・指導等を行います。 |

(8) 循環資源マッチングシステム及びリサイクル技術情報提供システムの活用推進

循環型社会の形成を推進するためには、県民、事業者の自主的かつ積極的な取組がきわめて重要であり、各主体が循環資源に関する信頼性が高く、利用しやすい整理された情報を迅速かつ手軽に入手される必要があります。

| 主 な 取 組 |
|------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| <ul style="list-style-type: none"> ○ 岡山県循環資源総合情報支援センターとの連携により「循環資源マッチングシステム」の周知に努め、システムのより一層の利用促進を図ることで、県内発生 of 循環資源の利用拡大を進めます。 ○ 県内の中小企業による産業廃棄物の減量化・リサイクルをより一層促進させるため、岡山県循環資源総合情報支援センターが、岡山県内のリサイクル技術、リサイクル施設、リサイクル製品の情報を収集し、「リサイクル事業者及びリサイクル技術情報提供システム」により、誰もが閲覧できる形で公開し、情報発信します。 ○ 上記の取組を促進するため、岡山県循環資源総合情報支援センターにこれまで蓄積されたリサイクル技術に関する情報等をもとに、ニーズに即した質の高いリサイクル製品の製造、事業化に係る助言・情報提供等の支援を行うアドバイザー派遣制度を創設します。 |

3. 適正処理の推進

(1) 優良な処理業者の育成と認定制度の普及促進

排出事業者が産業廃棄物の処理を委託するに当たって、優良な産業廃棄物処理業者を選択しやすい環境を整備し、産業廃棄物の処理の一層の適正化を図るため、平成 23 年度から「優良産廃処理業者認定制度」を運用しています。

| 主 な 取 組 |
|------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| <ul style="list-style-type: none"> ○ 産業廃棄物の適正処理を推進し、優良な処理業者を育成・支援するため、「優良産廃処理業者認定制度」を、講習会、県ホームページなどを通じて周知・啓発に努め、産業廃棄物処理業者の認定取得を促進します。 |

(2) 適正処理に係る講習会・研修会等の充実

産業廃棄物処理法に基づく産業廃棄物の処理基準・委託基準、処理施設の構造基準等について適正な処理が確保されるよう、排出事業者や処理業者等に対して周知徹底を図っていく必要があります。

| 主 な 取 組 |
|--------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| ○ 産業廃棄物の適正処理の推進や処理技術の向上を図るため、一般社団法人岡山県産業廃棄物協会等とも連携し、排出事業者や処理業者を対象とした講習会・研修会等を定期的を開催します。 |
| ○ 講習会・研修会では、電子マニフェスト制度、優良産廃処理業者認定制度、エコアクション21、環境会計など経営基盤の健全化に繋がる内容や、有害物質等を含む産業廃棄物（特別管理産業廃棄物）の適正処理などを中心として、内容の充実を図っていきます。 |

(3) 県外産業廃棄物の搬入抑制に向けての対応

県域を越えて広域的に処理される産業廃棄物については、関係都道府県との密接な連携を図り、よりの確な実態把握に努める必要があります。

| 主 な 取 組 |
|--------------------------------------------------------------------------------------------------|
| ○ 県外から搬入される産業廃棄物に対しては、引き続き「廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行細則」に基づいて、これまでどおり事前協議を厳正に運用することによって、県内の適正処理体制を確保します。 |

(4) 不法投棄等の不適正処理対策の強化

追記

野外焼却や不法投棄等の不適正処理の未然防止と早期発見のため、監視や指導体制の強化が必要です。

| 主 な 取 組 |
|-------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| ○ 不適正処理の未然防止と早期発見のため、監視指導員の配置、ヘリコプターによる上空監視、民間委託による夜間・休日の監視、不法投棄110番の設置などによる強力な監視・指導体制等により対応するとともに、不法投棄防止の啓発に取り組みます。また、事業者や処理業者においても、不適正処理がなされないよう、立入検査を通じて指導の徹底を図り、悪質な違反行為に対しては、行政処分を行うほか、警察とも連携し厳正に対処します。 |

(5) ダイオキシン類排出削減対策の指導の徹底

産業廃棄物焼却施設からのダイオキシン類の排出量については、構造基準や維持管理基準などの強化による削減対策の推進により全国的にも減少する傾向にありますが、引き続き、基準値を遵守した適切な運転を確保していく必要があります。

| 主 な 取 組 |
|----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| ○ 産業廃棄物焼却施設からのダイオキシン類の排出については、ダイオキシン類対策特別措置法の制定や、廃棄物処理法の改正により、排出基準、構造基準、維持管理基準等が大幅に強化されたことから、全国的に施設数も排出量も大幅に減少する傾向にありますが、施設設置者による排ガス中のダイオキシン類の自主検査・報告の徹底や立入検査による排ガス測定の実施などによって、施設設置者に対する監視・指導を徹底し、基準値を超過した設置者に |

対しては、使用停止を命ずるなど厳正に対応します。

(6) アスベスト廃棄物の適正処理の推進

吹き付け石綿の除去工事に伴って排出される飛散性の廃石綿等や解体工事により排出される非飛散性の石綿含有産業廃棄物などの石綿を含む産業廃棄物は、他の廃棄物と区別して適正な処理を行うよう厳正に管理を行う必要があります。

主 な 取 組

- 解体工事業者及び処理業者に対し、「石綿含有廃棄物等処理マニュアル（平成 23 年 3 月）」等の周知の徹底を図り、解体工事現場や処理業者への監視・指導を強化するとともに、関係行政機関・関係団体で構成する「岡山県アスベスト対策協議会」における取組などにより適正処理を推進します。

(7) PCB廃棄物の適正処理の推進

ポリ塩化ビフェニル廃棄物（以下「PCB廃棄物」という。）の処理については、「ポリ塩化ビフェニル廃棄物の適正な処理の推進に関する特別措置法」（以下「PCB特別措置法」という。）に基づく「岡山県ポリ塩化ビフェニル廃棄物処理計画」（平成 27 年 3 月改訂。以下「県計画」という。）に基づき、保管事業者及び使用事業者に対して、適正な保管等の監視・指導を行うとともに、対象となる PCB 廃棄物の期限内（平成 39 年 3 月末まで）の確実かつ適正な処理の推進を図る必要があります。

主 な 取 組

- PCB使用製品の使用事業者及びPCB廃棄物の保管事業者に対しては、PCB特別措置法に基づき、引き続き報告徴収や立入検査による指導を行います。高濃度PCB廃棄物の処理については、中間貯蔵・環境安全事業株式会社（JESCO）と連携を取りながら、県計画に基づき、県内のPCB廃棄物の早期の処理を推進します。
- 微量PCB汚染廃電気機器等については、国の無害化認定を受けた施設又は都道府県が許可した施設において処理することとなりますが、現在、処理施設及び処理体制の整備が進められているところです。今後は、これらの進捗状況に応じて、事業者等に対して具体的な処理についての指導を行います。

(8) 水銀廃棄物の適正処理の推進

新規

「水銀による環境の汚染防止に関する法律」（平成 27 年 6 月）が制定されたことに伴い、廃棄物処理法も改正されており、「廃水銀等」が特別管理産業廃棄物に指定され、収集運搬等の基準が追加されました。さらには、「廃水銀等」の処分基準、新たに産業廃棄物の枠組みとして追加された「水銀使用製品産業廃棄物」等の処理基準等が平成 29 年 10 月 1 日に施行されたことを踏まえて、法改正内容等の周知及び適正な処理を推進する必要があります。

主 な 取 組

- 法改正の動向を踏まえつつ、県内における水銀廃棄物の適正な処理を推進します。

4. 廃棄物処理施設の計画的な整備の促進

(1) 産業廃棄物処理施設の安定的確保

県内における産業廃棄物の適正処理を推進し、適正処理体制を維持するためには、安全性、信頼性の高い処理施設の安定的な確保が不可欠です。このため、県では、施設の設置者への必要な指導・助言等を行うとともに、施設の設置者は、情報公開等により処理施設に対する住民からの信頼の向上に努める必要があります。

| 主 な 取 組 |
|-----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| ○ 県では、処理施設の設置計画者に対し、廃棄物処理法や「岡山県産業廃棄物適正処理指導要綱」に基づき、引き続き適正な指導・助言を行っていきます。 |
| ○ 産業廃棄物の焼却施設の整備等に当たっては、地球温暖化防止の観点から、熱回収が可能な施設の整備について、設置計画者に助言します。 |
| ○ 地域住民と処理施設の運営主体が相互理解を深めるためには、処理施設の維持管理状況等を積極的に情報公開することが重要であることから、とりわけ焼却施設及び最終処分場については、これらの情報をインターネット等により広く公開するよう設置者を指導します。 |
| ○ 県内における最終処分容量の適正な確保については、事業者処理責任の原則は堅持しつつ、国の基本方針や災害時の支援等も視野に入れ、民間処理を補完する立場から、公共関与による産業廃棄物最終処分場の残余容量の確保について検討します。 |

5. 廃棄物情報の共有化と相互理解

(1) 廃棄物等関連情報の充実と情報公開の推進

県民や事業者への説明責任や廃棄物処理をめぐる課題の共有など、各主体間で情報を共有することは相互理解を深める上で重要なテーマとなっています。廃棄物に関する多くの情報を県民や事業者に分かりやすい表現で伝えていくことが重要です。とりわけ、産業廃棄物処理の透明化は、処理業全体の社会的信頼を高め、優良な処理業者が選択される環境づくりに役立つものと考えられます。

| 主 な 取 組 |
|-----------------------------------------------------------------------|
| ○ 岡山県循環資源総合情報支援センターにおいて、インターネット等を活用した情報の受発信を行います。 |
| ア 企業間における循環資源に関する情報交換 |
| イ 事業者及び県民への廃棄物等の発生抑制並びに適正な循環資源の循環的利用及び処分に資する情報提供 |
| ウ 循環型社会の形成に関する事業者及び県民の意識の向上を図るために必要な情報提供 |
| ○ 地域の循環資源を活用した地域密着型の資源循環システムの調査、研究・開発等を推進するとともに、これらの成果（情報）を積極的に公開します。 |

(2) 環境教育・環境学習の推進（再掲）

県民や事業者が環境に配慮した行動を実践することは、環境保全や循環型社会形成において重要な要素であり、環境教育や環境学習を県全体で推進していくことが重要です。

| 主 な 取 組 |
|--------------------------------------------|
| ○ 学校・公民館、自治会・子ども会など幅広い年齢層を対象に環境学習出前講座を開催する |

とともに、環境セミナー等の各種普及啓発イベントを実施しながら、環境学習を通じて、自ら進んで環境に配慮した行動を実践する人づくりを進めます。

- 環境学習機材を装備した移動環境学習車を活用し、県内各地で子どもや地域住民等に対する環境学習を行います。
- 環境問題を身近な問題としてとらえるため、資源循環を推進している先進的企業や廃棄物処理施設等を訪問し、見学・体験する環境学習エコツアーを実施します。
- 子どもたちが、身近な環境問題について正しい認識を持ち、自然観察やリサイクル活動などに取り組めるよう、こどもエコクラブや水辺の生きもの学習など、地域における子どもたちの自主的な環境学習や実践活動を支援します。
- 環境学習を重点的に行う学校をスーパーエンバロメントハイスクールに指定し、カリキュラムの開発、大学の研究機関との効果的な連携方策等について研究を推進し、課題に気づき、その解決に積極的に取り組むことのできる人材の育成を図ります。
- NPO 等の環境団体で構成する環境学習協働推進広場において、環境学習にかかる意見交換等を進めながら、それぞれの取組を高めるとともに、協働で取り組む活動の推進に努めます。
- 地域社会において環境学習を担う人材を育成するため、NPO 等環境団体、事業者、大学などとの協働による研修事業等を実施するとともに、育成した人材や専門的知識を有する人材等が、地域や学校において広く積極的に活用されるよう、必要な情報提供や体制づくりに努めます。
- 環境負荷低減活動を通じて、自らの環境に多雨する影響を認識し、その改善に向けた取組を継続して行う県民や事業者を会員登録する「アースキーパーメンバーシップ」について、会員の拡充や取組意欲の向上を図ります。

上記1から5までの施策の財源として産業廃棄物処理税を充てています。

産業廃棄物処理税は、産業廃棄物の発生抑制、減量化、再生利用その他適正な処理の推進を図ることを目的として平成15年4月に導入し、上記の施策に充てられるほか、将来にわたり、県民の意識改革や廃棄物の適正処理に取り組む必要があることから、岡山県環境保全循環型社会形成推進基金に積み立てています。

その後、産業廃棄物処理税条例の規定（施行後5年を目途に見直し）により、平成19年度及び平成24年度に施行後の状況、社会経済情勢の推移、事業の成果についての評価・分析を行い、納税者や関係各機関等の意見を聞いた結果、平成25年4月以降も現行の課税制度による産業廃棄物処理税及び税収を活用した事業を継続することとなりました。

◆産業廃棄物処理税は3つの区分の事業に充当されています。

- ①「産業活動の支援」：リサイクル技術の開発支援・リサイクル製品の利用促進など
- ②「適正処理の推進」：不法投棄の未然防止対策など
- ③「意識の改革」：環境教育・環境学習、循環資源等の情報提供など

第5章 計画の推進

第1節 関係者の役割

本県における廃棄物対策において、循環を基調とした廃棄物再生・処理システムを構築し、廃棄物の削減により環境への負荷を低減していくためには、県民、事業者、処理業者、市町村及び県がそれぞれの立場において、適切な役割分担により取り組んでいくことが重要です

1. 県民の役割

県民は、廃棄物の適正処理やリサイクルに対する理解を深め、循環型社会の形成に向けたライフスタイルの見直しや適正処理のための自治体の施策等に積極的に協力することが大切です。

県 民 の 役 割

環境負荷の低減に配慮した消費行動

- マイバッグの持参、レジ袋・包装類の辞退、容器包装等のごみの排出の少ない商品・繰り返し使用できる商品・耐久性に優れた商品・再生利用が容易な商品・再生品の積極的な選択といった、廃棄物の減量化やリサイクルの推進を踏まえたライフスタイルを実践する。
- 食品の購入に当たっては、賞味期限に関する正しい理解を深め、適量の購入等により食品ロス（本来食べられるにもかかわらず捨てられる食品）の削減に努める。
- 物品やサービスの購入に当たっては、グリーン購入に努める。
- 物品の使用に当たっては、修理等を行いながらなるべく長期間使用する。
- 食品の食べ切り・使い切り、生ごみの水切り等により、一般廃棄物の排出抑制に努める。

市町村の分別収集への協力とリサイクルの推進

- 市町村が定める分別排出ルールに基づいた分別収集に協力する。
- 容器包装に係る分別収集及び再商品化の促進等に関する法律（容器包装リサイクル法）、家電リサイクル法、自動車リサイクル法、小型家電リサイクル法等に基づく制度への理解を深め、分別排出やリサイクル料金負担に協力する。
- 県、市町村が行っているごみ減量、リサイクル推進をテーマとした各種イベントや環境美化活動に積極的に参加し、ごみ減量化・リサイクル推進及び環境保全に関する意識を深める。

不法投棄防止への協力

- 土地や建物の所有者又は管理者は、不法投棄や不適正な保管が行われないよう、土地や建物を適切に管理する。
- 不法投棄等を発見したときは、速やかに県・市町村へ通報するなど、不法投棄の早期発見、早期対応に協力する。

2. 事業者の役割

事業者は、事業活動に伴って生じた廃棄物の排出抑制、減量化・リサイクル及び適正処理に努めるとともに、環境に配慮した製品の製造・販売やグリーン購入等を通じて、循環型社会の形成を先導する重要な役割が求められています。

| 事 業 者 の 役 割 |
|--------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| <p>環境に配慮した資材の調達</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 物品やサービスの購入に当たっては、グリーン購入に努める。 |
| <p>循環的利用の促進</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 廃棄物の再生利用等による減量を行い、適正な循環的利用に努める。 ○ 自ら排出する廃棄物の処理計画を作成することにより、廃棄物の減量化とリサイクルを推進する。 ○ 自らが製造等を行った製品や容器等が廃棄物となったものについて、極力これらを自主的に引き取り、循環的な利用を推進する。 ○ 最終処分量の多い品目を排出する事業者は、「ごみゼロガイドライン」等に沿って、廃棄物の減量化・リサイクルを推進する。 ○ 行政が実施する廃棄物・リサイクルに関する各種調査に協力し、情報提供を行うとともに、各施策への協力を努める。 |
| <p>環境に配慮した事業活動の実践</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 製造から流通、販売に至るサプライチェーン全体において排出される廃棄物の排出抑制に努める。 ○ 消費実態に合わせた製品の容量の適正化、容器包装の減量・簡素化、繰り返し使用できる商品、耐久性に優れた商品、再生利用が容易な商品、適正な処理が困難とならない商品、廃棄物を原料とした商品等の製造・販売、修繕体制の整備、建物の長寿命化、必要な情報の提供等に努める。 ○ 環境マネジメントシステム（ISO14001、エコアクション 21 等）の導入や、電子マニフェストの活用など、積極的に環境に配慮した事業活動の展開に努める。 ○ 岡山県エコ製品及び岡山エコ事業所の認定取得に積極的に取り組む。 ○ 行政等が開催する講習会・研修会に積極的に参加し、産業廃棄物処理に係る各種制度の理解に努める。 |
| <p>適正処理の実施</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 排出抑制、再生利用等を行った上で処分しなければならない廃棄物については、適正な処理を確保する。 ○ 廃棄物処理業者に処理・処分を委託する場合は、適正な対価を負担し、優良な廃棄物処理業者を選択することで、不適正な処理が行われるリスクを低減する。 |

3. 処理業者の役割

処理業者は、事業者の自己処理責任を補完する重要な立場にあり、廃棄物処理の専門業者として、常に処理・リサイクル技術や資質の向上に努めるとともに、法に従って、受託した廃棄物を適正に処理するほか、循環型社会形成の担い手としての役割が求められています。

| 処 理 業 者 の 役 割 |
|----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| <p>適正処理・リサイクルの推進と信頼の醸成</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 関係法令の遵守はもちろんのこと、地域の生活環境の保全に配慮し、処理事業に係る県民の信頼確保に努める。 ○ 行政が実施する廃棄物・リサイクルに関する各種調査に協力し、施策に協力するとともに積極的な情報の公開に努めるなど、信頼の醸成に努める。 <p>環境に配慮した事業活動の実践</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 環境マネジメントシステム（ISO14001、エコアクション 21 等）の導入や、電子マネーフエストの活用など、積極的に環境に配慮した事業活動の展開を図り、優良産廃処理業者の認定取得に努める。 ○ 岡山県エコ製品及び岡山エコ事業所の認定取得に積極的に取り組む。 ○ 廃棄物処理施設の整備に当たっては、新処理技術の導入により、効率的な資源回収やエネルギーの有効活用が推進される処理施設となるよう配慮する。 ○ 行政等が開催する講習会・研修会に積極的に参加し、産業廃棄物処理に係る各種制度の理解に努める。 |

4. 市町村の役割

市町村は、長期的な視点に立った一般廃棄物処理計画等を策定し、区域内の生活環境の保全と公衆衛生の向上及び地域産業の健全な発展に努めるほか、県との連携を密にして、廃棄物処理対策を推進することが求められています。

| 市 町 村 の 役 割 |
|---------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| <p>一般廃棄物処理計画の策定と施設の計画的な整備</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 一般廃棄物処理計画を策定（改訂）し、計画に従って一般廃棄物の減量化とリサイクルの推進、適正処理を推進する。 ○ 一般廃棄物の処理に関する事業の実施に当たっては、広域ブロックの枠組みを踏まえつつ、関係市町村の協議のもとで推進するとともに、各種リサイクル法に基づく循環利用やエネルギー回収等に積極的に取り組む。 ○ 食品循環資源の再生利用等の実施等について、一般廃棄物処理計画において適切に位置付けるよう努める。 ○ 廃棄物処理施設の効率的な更新整備や保安全管理を充実するストックマネジメントを導入し、施設の長寿命化・延命化を図る。 ○ し尿処理施設の整備に当たっては、汚泥再生処理センターなど資源回収を行う施設として整備を図る。 <p>一般廃棄物の排出抑制等の推進と適正処理の確保</p> |

- 分別収集の推進及び一般廃棄物の再生利用により、一般廃棄物の適正な循環的利用に努めるとともに、処分しなければならない一般廃棄物については、適正な中間処理及び最終処分を確保する。
- 小売業者が家電リサイクル法に基づく引取義務を負わない製品、使用済小型電子機器等、水銀使用製品が廃棄物になったものについて、地域の実情に応じた回収体制の構築に努める。
- 物品やサービスの購入に当たっては、グリーン購入に努める。
- マイバッグ運動、集団回収活動、生ごみの排出抑制等を推進するとともに、廃棄物系バイオマスの利活用等に取り組む。
- 一般廃棄物処理有料化などによる一般廃棄物の排出抑制、費用負担の公平化及び住民の意識改革を推進する。
- 災害廃棄物処理計画を策定し、災害発生時の廃棄物について適正な処理体制を確保する。また、災害時に適正かつ円滑・迅速な処理体制が確保されるよう、研修等を通じて職員の人材育成等に努める。
- 海岸漂着物等の処理に関し、必要に応じ、海岸管理者等に協力する。

廃棄物に関する意識啓発

- 一般廃棄物の排出状況を適切に把握した上で、排出抑制や再生利用等に関する取組等について、適切に普及啓発や情報提供、環境教育等を行うことにより、住民の施策への協力や自主的な取組を促進する。
- 廃棄物・リサイクル情報の提供と環境教育・環境学習を推進する。
- 不法投棄等の不適正処理に対する監視・指導を強化し、不適正処理の未然防止と早期発見に努める。

5. 県の役割

県は、県内における廃棄物の排出及び処理状況を的確に把握し、これらの廃棄物の排出抑制、適正な循環的利用（再使用、再生利用、熱回収）及び適正処理を推進するため、廃棄物処理の総合的かつ計画的な対策を講ずるとともに、県民、事業者、処理業者及び市町村の取組に対して、情報の提供や技術支援等を積極的に行います。

県 の 役 割

廃棄物の排出抑制の推進と処理体制の整備促進

- 産学官の連携や民間団体と協働して、県内における廃棄物の排出抑制、循環的利用及び適正処理に関する各種施策を推進するとともに、関係機関との連携調整を図り、率先して廃棄物の排出抑制、循環的利用に努める。
- 廃棄物・リサイクル情報を提供する循環資源情報システムの利用促進を図る。
- 一般廃棄物の処理に関する市町村の責務が十分果たされるために必要な技術的助言の実施に努める。
- 廃棄物処理の広域化に当たり、市町村等の関係機関との調整等の推進に努める。
- 岡山エコタウンプランに掲げるハード・ソフト事業を推進する。
- 県外から搬入される産業廃棄物に対して事前協議の徹底と県内における適正処理体制を確

保するとともに、県外への搬出に対しても適正処理を指導する。

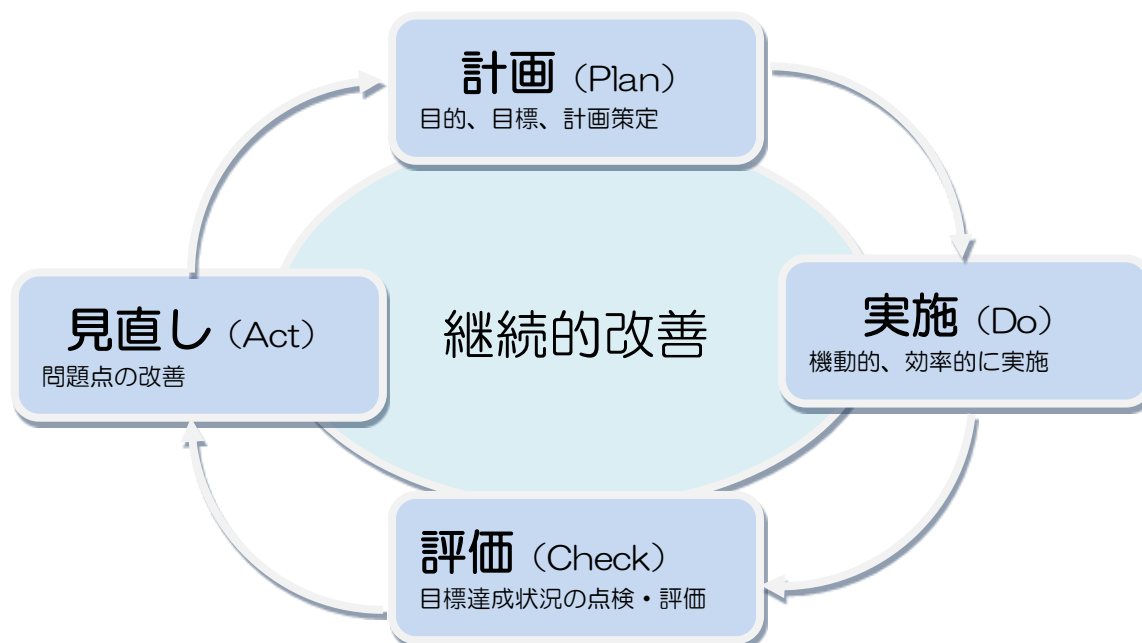
- 産業廃棄物の排出抑制、減量等について、特に中小零細の排出事業所に対し個別具体的な助言、提案等を行うよう努める。
- 不法投棄等の不適正処理に対する監視・指導体制を強化し、不適正処理の未然防止と早期発見に努める。
- 災害時に適正かつ円滑・迅速な処理体制が確保されるよう、研修等を通じて職員の人材育成等に努める。

3Rの推進及び廃棄物の適正処理に関する意識啓発

- おかやま・もったいない運動等の各種啓発イベントや各種広報媒体を通じた普及啓発を行い、ごみの排出抑制、減量化、リサイクル、再生品の使用等を推進する。
- 排出事業者や処理業者を対象とした講習会・研修会等を開催し、産業廃棄物の適正処理、3Rの推進、処理技術の向上を図る。
- 瀬戸内海に多くの海ごみが存在していることや、それらが我々の生活等から生じたものであることを周知し、発生抑制に向けた啓発を進める。
- 循環型社会形成のための環境教育・環境学習を推進する。

第2節 計画の進行管理

本計画の進行管理と事後評価については、計画（Plan）、実施（Do）、評価（Check）、見直し（Act）のサイクル（PDCAサイクル）により、継続的改善を行っていくこととします。



資 料 編

1 制度、施設等の紹介

あ行

【アースキーパーメンバーシップ】

地球温暖化防止のための様々な環境負荷低減活動について、県民・事業者が自らの取組目標を定め、実行する会員を募集、登録して、地球温暖化防止活動の普及を図ることを目的に、平成 14 年 9 月に岡山県が創設した制度。

【ISO14001】

国際標準機構（International Organization for Standardization）が発行した環境マネジメントシステムの国際規格。PDCA（Plan：計画、Do：実施・運用、Check：点検・評価、Action：見直し）サイクルにより、各企業等が環境へ与える影響を継続的に改善していくことが特徴で、自ら目的や目標を設定し、その目的・目標達成に向け継続的に取り組むことにより、結果として環境への負荷低減を図ることをねらいとしている。

【アスベスト】

石綿（イシワタ又はセキメン）ともいわれ、天然に産する鉱物繊維。耐熱性、耐薬品性、絶縁性等の諸特性に優れているため、建設資材、電気製品、自動車、家庭用品等多くの用途で使用されてきたが、平成 17 年 7 月以降大手企業から健康被害についての公表がなされ、住民の健康への不安が高まったことから、吹付けアスベストやアスベスト含有保温材・断熱材等の除去について規制が強化されるとともに、平成 18 年 9 月からは原則全面使用禁止となった。

【アスベスト】

石綿（イシワタ又はセキメン）ともいわれ、天然に産する鉱物繊維。耐熱性、耐薬品性、絶縁性等の諸特性に優れているため、建設資材、電気製品、自動車、家庭用品等多くの用途で使用されてきたが、平成 17 年 7 月以降大手企業から健康被害についての公表がなされ、住民の健康への不安が高まったことから、吹付けアスベストやアスベスト含有保温材・断熱材等の除去について規制が強化されるとともに、平成 18 年 9 月からは原則全面使用禁止となった。

【アダプト】

県民・企業・各種団体等が道路や河川などの公共施設を養子（英語で adopt）とみなし、定期的に清掃や緑化活動を行う活動。

【EPR】

拡大製造者責任（Extended Producer Responsibility）の略。生産者が生産した製品が使用され、廃棄された後においても、当該製品の適正なリサイクルや処分について物理的又は財政的に一定の責任を負うという考え方。

【エコアクション21】

環境省が策定した環境活動評価プログラムで、中小企業等においても容易に環境配慮の取組を進めることができるよう、環境マネジメントシステム、環境パフォーマンス評価及び環境報告を一つに統合した環境配慮の手法。

【岡山エコ事業所】

事業者が自ら環境保全に関する取組方針、取組内容等を定期的に公表するなど、循環型社会の形成のための取組が先進的かつ優秀な事業所として県が認定した事業所。平成13年12月に制定した岡山県循環型社会形成推進条例に基づき、認定制度を創設し、平成16年2月から募集している。

エコ事業所は、廃棄物の排出抑制と循環資源の利用に積極的に取り組んでいる「ゼロエミッション事業所」、再生品の購入等に積極的に取り組んでいる「一般事業所」、再生品の販売等に積極的に取り組んでいる「小売店」の3部門について認定している。

【岡山エコタウンプラン】

「岡山県循環型社会形成推進条例」の実行行動計画となる基本構想として、先進的な環境と経済が調和したまちづくりを推進するために策定し、平成16年3月に資源循環型社会の形成に資するものとして環境省と経済産業省の共同承認を受けている。（全国で26地域承認、20番目）

【おかやまグリーンバイオ・プロジェクト】

岡山県内の間伐材や製材端材等の木質バイオマスの利活用による新産業の創出を目指し、県内企業等による高機能で付加価値の高い新素材であるセルロースナノファイバー（CNF）や、CNFをはじめとする木質バイオマスを利活用した製品・用途に係る研究開発及び事業化の推進などに取り組んでいる。

【岡山県エコ製品】

県内で現に製造・販売されている使用を促進すべき再生品であって、岡山県の定める認定基準を満たした製品。平成13年12月に制定した岡山県循環型社会形成推進条例に基づき、認定制度を創設し、平成14年10月から募集している。

主な認定品としては、再生PET樹脂を使用した制服・作業服等、高炉スラグ等を使用したプレキャストコンクリート製品、建設発生土・建設汚泥等を原材料とした改良土などを認定している。

【岡山県海岸漂着物等対策推進地域計画】

美しく豊かな自然を保護するための海岸における良好な景観及び環境の保全に係る海岸漂着物等の処理等の推進に関する法律に基づき、平成27年3月に策定したもので、行政、民間団体等多様な主体による役割分担と連携、協力を通じて、海ごみ（海岸漂着物、漂流ごみ、海底ごみ）の円滑な回収、処理及び発生抑制対策を総合的かつ効果的に推進するための基本的な方針や課題解決の方向性を示すもの。

【岡山県環境基本計画（エコビジョン）】

岡山県の環境の保全に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図るため、岡山県環境基本条例第10条に基づき知事が定める計画。平成10年3月に策定したのち、平成19年度に社会情勢の変化を踏まえて全面的に見直し、2020年までの長期的な目標と施策の大綱を示す新岡山県環境基本計画（エコビジョン2020）を策定した。岡山県廃棄物処理計画の上位計画に当たる。

【岡山県ごみゼロ社会プロジェクト推進会議】

廃棄物の発生抑制、再使用及び再生利用を県民、事業者、行政の役割分担のもと県民総く

るみで推進するために平成12年4月1日に設置した、学識経験者、事業者団体等、NPO等、義務教育関係者、市町村、一部事務組合又は広域連合で構成する外部有識者会議。

廃棄物の発生抑制、再使用及び再生利用に関する計画の策定及び施策の企画立案、新岡山県環境基本計画に定める基本目標「循環型社会の形成」に関する重点プログラムの推進、その他前条の目的を達成するために必要な事業の実践を事業内容とする。

【岡山県災害廃棄物処理計画】

⇒「災害廃棄物」の項を参照

【岡山県循環型社会形成推進条例】

岡山県における循環型社会の形成について、基本原則を定めるとともに、県、事業者、県民の責務を明らかにし、県の行う基本的な施策等を定めることにより循環型社会の形成を総合的かつ計画的に推進するための条例。

【岡山県循環資源総合情報支援センター】

企業間における循環資源に関する情報交換の促進、事業者及び県民への廃棄物等の発生の抑制並びに適正な循環資源の循環的な利用及び処分に資する情報提供、循環型社会の形成に関する事業者及び県民の意識の向上を図るために必要な情報提供等、循環資源の総合的な情報受・発信基地として「岡山県循環型社会形成推進条例」第30条の規定により、県が公益財団法人岡山県環境保全事業団を指定したセンターをいう。

【岡山県分別収集促進計画】

「容器包装に係る分別収集及び再商品化の促進等に関する法律」（容器包装リサイクル法）に基づき、市町村が策定した市町村分別収集計画（容器包装廃棄物の排出量の見込や分別区分等を定めたもの）をとりまとめたもので、3年ごとに5年を1期として定めるもの。

【岡山県ポリ塩化ビフェニル廃棄物処理計画】

平成13年6月に制定された「ポリ塩化ビフェニル廃棄物の適正な処理の推進に関する特別措置法」（PCB特措法）第7条の規定により、岡山県廃棄物処理計画及び国が平成15年4月に策定した「ポリ塩化ビフェニル廃棄物処理基本計画」（PCB廃棄物処理基本計画）に即して、岡山県内のPCB廃棄物の確実かつ適正な処理の推進に関し必要な事項を定め、早期かつ計画的な処理を促進し、もって、PCB廃棄物による環境汚染の未然防止、県民の健康保護、生活環境の保全を図ることを目的に、平成27年度から平成38年度までを計画期間として、平成27年3月に策定された計画

【おかやま・もったいない運動】

循環型社会の形成に向けた3R（スリーアール）（「ごみを減らす（リデュース）」、「再使用する（リユース）」、「再生利用する（リサイクル）」）についての県民の意識改革と実践行動を促すため、小学生を対象としたコンテストや地域ごとのイベント等による普及啓発を行っている。

【汚泥再生処理センター】

し尿及び浄化槽汚泥に加え、生ごみ等の有機性廃棄物を併せて処理し資源を回収する施設。この施設の特徴は、従来のし尿処理施設の持つ「し尿及び浄化槽汚泥を所定の水質まで衛生的に処理する」機能を保持しつつ、処理対象物に生ごみ等の有機性廃棄物を含め、処理工程にエネルギー回収・利用設備、資源化設備を有している。

か行

【ガス化溶融・改質施設】

ガス化溶融施設とは、ごみを熱分解した後、発生したガスを高温で燃焼させ、灰・不燃物等を溶融する施設(化石燃料等の外部エネルギーを用いる方式もある)。熱分解と溶融を一体で行う方式と、分離して行う方式がある。これに対して、ガス化改質施設とは、発生した熱分解ガスを改質し回収する方式がある。

【合併処理浄化槽】

生活排水のうち、し尿と生活雑排水を併せて処理することができる浄化槽。これに対して、し尿のみを処理する浄化槽を単独処理浄化槽という。水質汚濁の原因として生活排水の寄与が大きくなっており、生活雑排水を未処理で放流する単独処理浄化槽に替わって、下水道の整備等と並んで合併処理浄化槽の普及が進んでいる。

【家電リサイクル法】

正式名称は「特定家庭用機器再商品化法」（平成 10 年法律第 97 号）。テレビ、エアコン、洗濯機、冷蔵庫及び冷凍機について、小売業者に消費者からの引取り及び引き取った廃家電の製造業者等への引渡しを義務付けるとともに、製造業者等に対しては引き取った廃家電の一定水準以上のリサイクルの実施を義務付けたもの。

【環境会計】

企業等が、持続可能な発展を目指して、社会との良好な関係を保ちつつ、環境保全への取組を効率的かつ効果的に推進していくことを目的として、事業活動における環境保全のためのコストとその活動により得られた効果を認識し、可能な限り定量的（貨幣単位又は物量単位）に測定し、伝達する仕組み。

【環境マネジメントシステム】

企業等が自主的に環境保全に関する取組を推進するに当たり、環境に関する方針、目的、目標等を自ら設定し、これらの達成に向けて取り組んでいく管理の仕組みで、ISO14001 もその一つ。

【クリーンライフ 100 構想】

汚水処理施設整備率 100%を目指し、汚水処理施設の整備をより一層効率的かつ適正に進めるため、市町村が地域の実情を踏まえて策定した計画を取りまとめた本県における汚水処理施設の整備に関する総合的な計画。

【グリーン購入】

製品やサービスを購入する際に、価格や品質だけで選択するのではなく、環境への負荷ができるだけ少ないものを優先的に購入すること。平成 12 年5月に「国等による環境物品等の調達の推進等に関する法律」（通称：グリーン購入法）が成立し、国の諸機関ではグリーン購入が義務付けられたほか、地方公共団体にも努力義務が課せられ、事業者及び国民には一般的な責務があるとされた。

【建設リサイクル法】

正式名称は「建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律」（平成 12 年法律第 104 号）。一定規模以上の建設工事について、その受注者に対し、特定建設資材（コンクリート塊、建設発生木材、アスファルト・コンクリート塊）の分別解体及び再資源化等を義務付けるとともに、制度の適正かつ円滑な実施を確保するため、発注者による工事の事前届出制度、解体工事業者の登録制度等を設けている。

【公共関与臨海部廃棄物処分場】（水島埋立処分場第2処分場）

県が策定した公共関与臨海部新処分場基本構想に基づき、財団法人岡山県環境保全事業団が倉敷市水島沖水面で進めていた公共関与臨海部新処分場（埋立面積 229,000 m²、埋立容量 2,400,000 m³）。平成 21 年 4 月から稼働している。



【公共下水道】

下水道法による下水道の種別の一つで、「主として市街地における下水を排除し、または処理するために地方公共団体が管理する下水道で、終末処理場を有するもの、または流域下水道に接続するものであって、汚水を排除すべき排水施設の相当部分が暗渠である構造のものをいう」と定義されている。

【小型家電リサイクル法】

正式名称は「使用済小型電子機器等の再資源化の促進に関する法律」（平成 24 年法律第 57 号）。使用済小型電子機器等に含まれているレアメタル等の有用金属の回収を目的に定められた法律。市町村が回収対象品目や回収品目を独自に設定し、国から再資源化事業計画の認定を受けた認定事業者が再資源化を図る中で、自発的に回収方法やリサイクルの実施方法を工夫しながら、それぞれの実情に合わせた形でリサイクルを実施する促進型の制度。

【ごみ処理基本計画】

市町村が、長期的・総合的視点に立って、計画的なごみ処理の推進を図るための基本方針となるもので、ごみの排出抑制及びごみの発生から最終処分に至るまで、ごみの適正な処理を推進するために必要な事項を定めたもの。

【ごみゼロガイドライン】

岡山県循環型社会形成条例の規定に基づき、県内で大量に排出される産業廃棄物を循環資源として指定し、排出抑制の目標、事業者が取り組むべき事項、必要な県の施策等を定めた指針。

さ行

【災害廃棄物処理計画】

自治体が被災することを想定し、災害予防、災害応急対応、復旧・復興等に必要な事項を平常時に計画としてとりまとめるとともに、支援自治体となることも想定し、必要となる事項を計画としてとりまとめた、各都道府県及び市町村が定める計画。

岡山県では、平成 28 年 3 月に「岡山県災害廃棄物処理計画」として策定。

【災害廃棄物対策指針】

都道府県及び市町村における災害廃棄物処理計画の作成に資することを目的に、平成 23 年 3 月 11 日の東日本大震災の経験を踏まえ、今後発生が予測される大規模地震や津波及び水害、その他自然災害による被害を抑止・軽減するための災害予防、さらに発生した災害廃棄物（避難所ごみ等を含む）の処理を適正かつ迅速に行うための応急対策、復旧・復興対策について、必要事項を整理した環境省の指針。

【最終処分場】

廃棄物は、資源化又は再利用される場合を除き、中間処理などを経て最終的には原則として埋立処分される。最終処分場は、埋め立てる廃棄物の性状によって、しゃ断型処分場、管理型処分場、安定型処分場の 3 つの異なる構造に分類される。

【産業クラスター】

米国の経営学者マイケル・E・ポーターが提示した概念で「特定分野における関連企業、専門性の高い供給業者、サービス提供者、関連業界に属する企業、関連機関（大学、規格団体、業界団体など）が地理的に集中し、競争しつつ同時に協力している状態」をいい、ブドウの房のような企業・機関のネットワーク。その新しい組み合わせを産業クラスターという。

【産業廃棄物】

工場や事業場の事業活動（物の製造、加工、販売等）に伴って生じた廃棄物のうち、燃え殻、汚泥、廃油、廃酸、廃アルカリ、廃プラスチック類など 21 種類の廃棄物をいい、これら以外の廃棄物を「一般廃棄物」という。

産業廃棄物のうち、廃油、廃酸、廃アルカリ、感染性産業廃棄物、特定有害産業廃棄物（廃ポリ塩化ビフェニル（PCB）、PCB 汚染物、PCB 処理物、廃水銀等、廃石綿、ばい塵等）など、爆発性、毒性、感染性その他の人の健康又は生活環境に係る被害を生ずるおそれがある性状を有するものを「特別管理産業廃棄物」という。

【自動車リサイクル法】

正式名称は「使用済自動車の再資源化等に関する法律」（平成 14 年法律第 87 号）。自動車製造業者等の関係者に適切な役割分担を義務付けることにより、使用済自動車のリサイクル・適正処理を図るための法律。自動車製造業者・輸入業者に、使用済自動車の解体・破砕によって生じるフロン類、エアバッグ、シュレッダーダスト（車体破砕後に残る破砕くず）の 3 品目を引き取り・リサイクルする等の義務を課し、そのために必要な費用は自動車の所有者が原則新車購入時に負担する制度。

【循環型社会】

大量生産・大量消費・大量廃棄型の社会に代わるものとして提示された概念。循環型社会形成推進基本法では「製品等が廃棄物となることが抑制され、製品等が循環資源となった場合は適正に循環的な利用が行われることが促進され、循環的な利用が行われない循環資源については適正な処分が確保され、もって天然資源の消費を抑制し、環境への負荷ができる限り低減される社会」としている。

【循環型社会形成推進基本法】

循環型社会の形成について基本原則、関係主体の責務を定めるとともに、循環型社会形成推進基本計画の策定その他循環型社会の形成に関する施策の基本となる事項などを規定した法律（平成 12 年法律第 110 号）。

【食品リサイクル法】

正式名称は「食品循環資源の再生利用等に関する法律」（平成 12 年法律第 116 号）。食品循環資源の再生利用並びに食品廃棄物等の発生抑制及び減量に関する基本事項を定めるとともに、登録再生利用業者制度等の食品循環資源の再生利用を促進するための措置を講ずることにより、食品に係る資源の有効利用及び食品廃棄物の排出抑制を図ること等を目的とする法律。

【食品ロス】

まだ食べられるのに廃棄される食品のことをいい、日本の食品廃棄物等が年間 2,797 万トンあるうち、食品ロスは 632 万トンと推計されている。（農林水産省及び環境省による平成 25 年度推計値）

【新潟県ごみ処理広域化計画】

平成 9 年 5 月の旧厚生省通知に基づき、ダイオキシン類削減対策、焼却残渣の高度処理、マテリアル・サーマルリサイクルの推進、最終処分場の確保対策、ごみ処理コストの削減を目的として平成 10 年 3 月に策定した「新潟県ごみ処理広域化計画」について、構成市町村のブロック割等の見直しを行い、平成 19 年度から平成 28 年度を計画期間として、平成 19 年 3 月に策定したもの。

【新晴れの国岡山生き生きプラン】

全ての県民が明るい笑顔で暮らす「生き生き岡山」の実現を基本目標として、将来の目指すべき岡山の姿を描く長期構想（2030 年頃を展望）と、その実現に向けて、平成 32 年度までに重点的に取り組む中期的な行動計画という二つの性格を併せ持つ本県のマスタープラン。

【ストックマネジメント】

既存の建築物（ストック）を有効に活用し、長寿命化を図る体系的な手法のことを「ストックマネジメント」という。廃棄物処理施設は他の都市施設と比較すると施設全体として耐用年数が短い上、高額な整備費がかかる。一方で国及び地方公共団体の財政状況は厳しい状況にあり、既存の廃棄物処理施設を有効利用するため、施設の機能を効率的に維持することが急務となっている。

【3R】

Reduce（リデュース：発生抑制）、Reuse（リユース：再使用）、Recycle（リサイクル：再生利用）の 3 つの頭文字をとったもので、循環型社会を形成するための廃棄物等に対する取組。3R に以下の言葉を加え、4R・5R 等と呼ぶ場合もある。

リフューズ（拒否）マイバッグを持参してレジ袋を断る等ごみになるものを拒否する。

リペア（直す）壊れても修理して使う。

リターン（戻す）携帯電話など使用後は購入先に戻す。

リフォーム（改良する）着なくなった服などを作り直す。

【生活排水】

し尿と日常生活に伴う台所、洗濯、風呂等からの排水。なお、生活排水のうちし尿を除くものを生活雑排水という。

【セルロースナノファイバー】

木材などの植物繊維の主成分であるセルロースをナノサイズ（1mm の百万分の 1）にまで細かく解きほぐすことにより得られる木質バイオマス資源であり、軽量・高強度、高比表面積、低熱膨張性、高増粘性といった特徴を兼ね備えることから、新たな機能を持つ素材として期待され、その製造方法や用途の開発が国内外で盛んに行われている。

岡山県においては、平成 22～26 年度に、文部科学省の補助を受けて実施した「森と人が共生する SMART 工場モデル実証」において、セルロースナノファイバーの製造技術の開発等に取り組んだ。

【ゼロエミッション】

産業から排出されるすべての廃棄物や副産物が他の産業の資源として活用され、全体として廃棄物を生み出さない生産を目指そうと、平成 6（1994）年に国連大学が提案した構想。我が国では、廃棄物を出さない地域社会づくりを目指し、このコンセプトを積極的に取り入れる動きが強まり、日本発のオリジナルな運動として位置づけられるようになった。

「岡山エコ事業所」のゼロエミッション事業所は、廃棄物の排出の抑制と循環資源の循環的な利用に積極的に取り組んでいる事業所としている。

た行

【ダイオキシン類】

ポリ塩化ジベンゾーパラジオキシン、ポリ塩化ジベンゾフラン及びコプラナー PCB を含めてダイオキシン類と定義している。ダイオキシン類は農薬の生産工程及びごみ焼却による燃焼過程で非意図的に発生するもので、塩素の結合する位置や数により、多くの種類があり、種類によって毒性が異なる。

【ダイオキシン類対策特別措置法】

ダイオキシン類による環境汚染の防止やその除去などを図り、国民の健康を保護することを目的に、施策の基本とすべき基準（耐容一日摂取量及び環境基準）の設定、排出ガス及び排出水に関する規制、廃棄物処理に関する規制、汚染状況の調査、汚染土壌に係る措置、国の削減計画の策定などが定めた法律（平成 11 年法律第 105 号）。

【地域循環圏】

地域の特性や循環資源の性質に応じて、最適な規模の循環を形成することが重要であり、地域で循環可能な資源はなるべく地域で循環させ、地域での循環が困難なものについては循環の環を広域化させていくという考え方。

【中間処理】

廃棄物を最終処分する前に、焼却、溶融、脱水、破砕、選別、圧縮などによって、できるだけ廃棄物の体積や重量を減らすとともに、最終処分後も環境に悪影響を与えないようにすること。さらに鉄やアルミ、ガラスなど再資源として利用できるものを選別回収し、有効利用する役割もある。

【中四国環境ビジネスネット（B-net）】

循環資源の利活用による企業間等の連携支援、環境をキーワードに広域ネットワークを活用した企業側の技術開発、市場の動向及び先進事例等に係る情報収集と情報発信、中国地域産学官連携コンソーシアム（さんさんコンソ）と連携した大学シーズに係る情報収集と情報発信を行っている。

な行

【熱回収（サーマルリサイクル）】

廃棄物等から熱エネルギーを回収すること。サーマルリカバリーともいう。

は行

【バイオガス】

家畜の排せつ物や有機性廃棄物（生ごみ、下水汚泥等）などの発酵により発生するメタンを主な成分とする可燃性ガス。近年では廃棄物処理の観点だけでなく、化石燃料に替わるエネルギー源としての活用が地球温暖化防止対策に有効であるとして注目されている。

【バイオマス】

再生可能な生物由来の有機性資源で、化石燃料を除いたもの。廃棄物系バイオマスとしては、廃棄される紙、家畜排せつ物、食品廃棄物、建設発生木材、黒液、下水汚泥などがある。主な利活用の方法としては、飼料化・肥料化などの他、アルコール発酵やメタン発酵による燃料化などのエネルギー利用がある。

【PFI】

プライベート・ファイナンス・イニシアチブ（Private Finance Initiative）の略。公共事業に民間企業の資金やノウハウを導入して社会資本を整備・管理する方式で、競争原理の導入による事業コストの低減、安価で質の高いサービスの提供が期待されている。

【PCB】

ポリ塩化ビフェニル（Poly Chlorinated Biphenyls）の略。有機塩素化合物で、耐熱・耐薬品性、絶縁性に優れているため、絶縁油、熱媒体、印刷インキ、感圧紙などに幅広く用いられていたが、昭和 43 年のカネミ油症事件により、その毒性が社会問題となったことから、昭和 47 年 7 月に「化学物質の審査及び製造に関する法律」によって新たな製造等が禁止された。

【PCB 特別措置法】

正式名称は「ポリ塩化ビフェニル廃棄物の適正な処理の推進に関する特別措置法律」（平成 13 年法律第 65 号）。PCB 廃棄物について、処理体制の速やかな整備と確実かつ適正な処理を推進し、国民の健康の保護と生活環境の保全を図ることを目的として定められた法律。処分そのものを一定期間（法律施行より 15 年）内に行う点に重きを置いて立法措置がとられた。

ま行

【マイクロプラスチック】

ペットボトルやレジ袋などのプラスチックごみが、紫外線や波の力で 5mm 以下まで細かくなったもので、有害物質が付着しやすいことや魚などに誤食されやすいことから、新たな環境への懸念材料となっているが、人体への影響など不明な部分も多く、様々な研究が進められている。

【マニフェスト制度】

排出事業者が廃棄物の処理を委託する際に、処理業者に管理票（マニフェスト）を交付し、処理終了後に処理業者よりその旨を記載した管理票の写しの送付を受けることにより、排出事業者が廃棄物の流れを管理し、適正な処理を確保するための仕組みのことで、平成 10 年度からは電子マニフェスト制度が導入され、インターネット上での手続きが可能になった。なお、本制度は、家電リサイクル法や自動車リサイクル法でも採用されている。

【水島エコワークス（倉敷市資源循環型廃棄物処理施設）】

平成 17 年度に倉敷市水島地区で稼働開始したサーモセレクト方式のガス化溶融施設で、555ト/日の処理能力を持つ。

倉敷市内の一般廃棄物や水島コンビナート企業等からの産業廃棄物を処理し、有機物はガス化・改質により精製合成ガスとしてコンビナートで利用し、無機物はスラグ、メタル、塩などに資源化している。県下の一般廃棄物のリサイクル率 26.0%（平成 21 年度）のうち水島エコワークスによる資源化分が約 7% を占めている。



や行

【優良産廃処理業者認定制度】

「産業廃棄物処理業者の優良性の判断に係る評価制度（平成 17 年 4 月施行）」の見直しを受け、平成 22 年度の法改正に基づいて新たに創設された制度で、平成 23 年 4 月より施行されている。

本制度は、産業廃棄物処理業の実施に関し優れた能力及び実績を有する者の基準（優良基準：①実績と遵法性、②事業の透明性、③環境配慮の取組、④電子マニフェストシステムの加入、⑤財務体質の健全性）に適合する処理業者を都道府県知事・政令市長が認定し、認定を受けた処理業者（優良認定業者）について、通常 5 年間の業の許可の有効期間を 7 年とする等の特例を付与するとともに、排出事業者が優良認定業者に処理を委託しやすい環境を整備することにより、産業廃棄物処理の適正化を図ることを目的としている。

【容器包装リサイクル法】

正式名称は「容器包装に係る分別収集及び再商品化の促進等に関する法律」（平成 7 年法律第 112 号）。一般廃棄物の減量及び再生資源の利用を図るため、家庭ごみの大きな割合を占める容器包装廃棄物について、消費者は分別して排出し、市町村は分別収集する、容器を製造又は販売する商品に容器包装を用いる事業者は再商品化を実施するという役割分担を定めている。

【溶融スラグ】

廃棄物等を高温で加熱溶融し、冷却固化したもの。なお、一般廃棄物や下水汚泥の溶融スラグについては、JIS規格を遵守することにより、路盤材やコンクリート骨材等としてリサイクルの促進が期待されている。

ら行

【リサイクル】

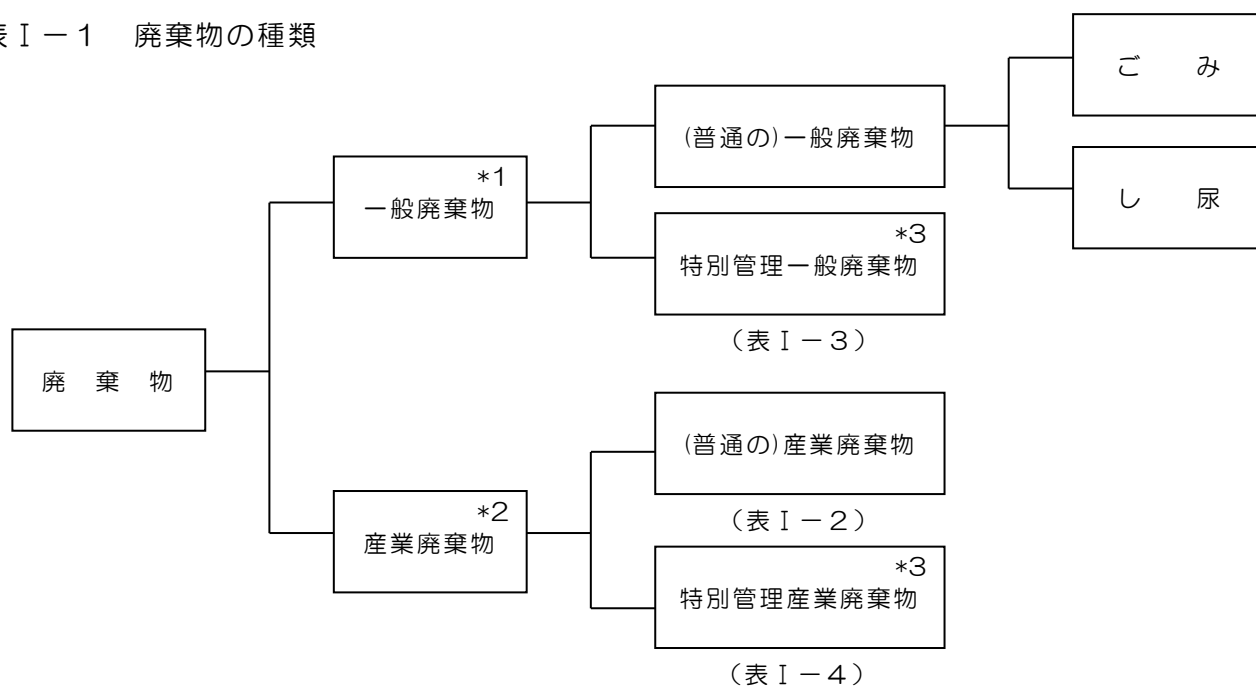
不要となったものをそのまま、または加工するなどして再利用すること。原材料として再利用する再生利用（再資源化）と焼却して熱エネルギーを回収するサーマル・リサイクル（熱回収）がある。

【レアメタル】

レアメタル（希少金属（きしょうきんぞく））は非鉄金属のうち、様々な理由から産業界での流通量・使用量が少なく希少な金属のこと。自動車やIT製品、家電製品などあらゆるハイテク製品の製造に欠かせない貴重な金属である。

2 その他参考資料

表 I - 1 廃棄物の種類



*1：産業廃棄物以外の廃棄物

*2：事業活動により生じた20種類の廃棄物と輸入廃棄物

*3：爆発性、毒性、感染性等の有害な性状を有する廃棄物

表 I - 2 産業廃棄物

| 種類 | 例 |
|--------------------------|-------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 1 燃 え 殻 | 石炭がら、焼却炉の残灰、炉清掃排出物、その他の焼却残さ |
| 2 汚 泥 | 工場排水などの処理後に残る泥状のもの、各種製造業の製造工程で出る泥状のもの、活性汚泥法による処理後の汚泥、パルプ廃液汚泥、動植物性原料使用工程の排水処理汚泥、生コン残さ、無機性汚泥、建設汚泥など |
| 3 廃 油 | 鉱物性油、動植物性油、潤滑油、絶縁油、洗浄油、切削油、溶剤、タールピッチなど |
| 4 廃 酸 | 廃硫酸、廃塩酸、各種の有機廃酸類などすべての酸性廃液 |
| 5 廃 アルカリ | 廃ソーダ液、金属せっけん液などすべてのアルカリ性廃液 |
| 6 廃プラスチック類 | 合成樹脂くず、合成繊維くず、合成ゴムくず、廃タイヤなど固形状・液状のすべての合成高分子系化合物 |
| 7 紙 く ず | 紙くず及び板紙くずなど〔建設業に係るもの（工作物の新築、改築又は除去に伴って生じたものに限る。）、パルプ、紙又は紙加工品の製造業、新聞業（新聞巻取紙を使用して印刷発行を行うものに限る。）、出版業（印刷出版を行うものに限る。）、製本業及び印刷物加工業に係るもの並びにPCB（ポリ塩化ビフェニル）が塗布され、又は染み込んだものに限る。〕 |
| 8 木 く ず | 木くず、おがくず、パーク類など〔建設業に係るもの（工作物の新築、改築又は除去に伴って生じたものに限る。）、木材又は木製品の製造業（家具の製造業を含む。）、パルプ製造業、輸入木材の卸売業に係るもの及び物品賃貸業に係るもの、貨物の流通のために使用したパレット（パレットへの貨物の積付けのために使用したこん包用の木材を含む。）並びにPCBが染み込んだものに限る。〕 |
| 9 織 維 く ず | 木綿くず、羊毛くずなどの天然繊維くずなど〔建設業に係るもの（工作物の新築、改築又は除去に伴って生じたものに限る。）、繊維工業（衣服その他の繊維製品製造業を除く。）に係るもの及びPCBが染み込んだものに限る。〕 |
| 10 動植物性残さ | あめかす、のりかす、醸造かす、発酵かす、魚及び獣のあらなど（食料品製造業、医薬品製造業又は香料製造業において原料として使用した動物又は植物に係る固形状の不要物） |
| 11 動物系固形不要物 | 牛の頭部、脊髓及び回腸など（と畜場においてとさつし、又は解体した獣畜及び食鳥処理場において食鳥処理した食鳥に係る固形状の不要物） |
| 12 ゴ ム く ず | 天然ゴムくずのみ |
| 13 金 属 く ず | 鉄鋼又は非鉄金属の研磨くず、切削くずなど |
| 14 ガラスくず、コンクリートくず及び陶磁器くず | ガラスくず、レンガくず、コンクリートくず（工作物の新築、改築又は除去に伴って生じたものを除く。）、コンクリート製品くず、廃石膏ボードなど |
| 15 鉱 さ い | 高炉、転炉、電気炉などの残さい、キューポラのノロ、ボタ、不良鉱石、不良石炭、粉炭かす、鋳物砂など |
| 16 が れ き 類 | 工作物の新築、改築又は除去に伴って生ずるコンクリートの破片、アスファルトの破片、レンガの破片、その他これに類する不要物 |
| 17 動物のふん尿 | 牛、馬、豚、鶏などのふん尿（畜産農業に係るものに限る。） |
| 18 動物の死体 | 牛、馬、豚、鶏などの死体（畜産農業に係るものに限る。） |
| 19 ば い じ ん | 大気汚染防止法第2条第2項に規定するばい煙発生施設又は汚泥、廃油、廃酸、廃アルカリ、廃プラスチック類などの焼却施設において発生するばいじんであって、集じん施設によって集められたもの |
| 20 処 理 物 | 上記1～19に掲げる産業廃棄物を処分するために処理したものであって、これらの産業廃棄物に該当しないもの |
| 輸 入 廃 棄 物 | 輸入された廃棄物（上記の1～20及び政令第2条の2、第2条の3に規定する「航行廃棄物」並びに「携帯廃棄物」を除く。） |

表 I-3 特別管理一般廃棄物

| 種 類 | 例 |
|-------------------------|--------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| ポリ塩化ビフェニル (PCB) を使用した部品 | 一般廃棄物である廃エアコンディショナー、廃テレビジョン受信機、廃電子レンジから取り出された PCB 使用部品 |
| ばいじん | 1 時間当たりの処理能力が 200kg 以上又は火格子面積が 2m ² 以上のごみ焼却施設のうち、焼却灰とばいじんが分離して排出されるものに設けられた集じん施設で集められたもの |
| 感染性一般廃棄物 | 医療機関等から排出される、血液の付着したガーゼなどの感染性病原体を含むか又はそのおそれのある一般廃棄物 |
| ダイオキシン類を含むもの | ダイオキシン類対策特別措置法第 2 条第 2 項に規定される特定施設(廃棄物焼却炉)から排出され、ダイオキシン類を 1 グラムにつき 3 ナノグラムを超えて含む燃え殻、ばいじん及び汚泥 (廃ガス洗浄施設を有するもの) |

表 I-4 特別管理産業廃棄物

| 種 類 | 例 | |
|-------------------------------------------|----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 廃油 | 揮発油類、灯油類、軽油類 (燃烧しやすいもの: おおむね引火点 70℃以下) | |
| 廃酸 | 水素イオン濃度指数 (pH) が 2.0 以下の廃酸 (著しい腐食性を有する廃酸) | |
| 廃アルカリ | 水素イオン濃度指数 (pH) が 12.5 以上の廃アルカリ (著しい腐食性を有する廃アルカリ) | |
| 感染性産業廃棄物 | 医療機関等から排出される、使用済みの注射針などの感染性病原体を含むか又はそのおそれのある産業廃棄物 | |
| 特 定 有 害 産 業 廃 棄 物 | 廃 PCB 等 | 廃 PCB 及び PCB を含む廃油 |
| | PCB 汚染物 | <ul style="list-style-type: none"> PCB が塗布されたり、染み込んだ汚泥・紙くず・木くず・繊維くず PCB が付着したり、封入された廃プラスチック類・金属くず・陶磁器くず・がれき類 |
| | PCB 処理物 | 廃 PCB 等又は PCB 汚染物を処分するために処理したもので環境省令で定める基準に適合しないもの |
| | 廃水銀等 及びその処理物 | <ul style="list-style-type: none"> 廃水銀等 (廃水銀及び水銀化合物) 廃水銀等を処分するために処理したもので (環境省令で定める基準に適合しないものに限る) |
| | 廃石綿等 | <ul style="list-style-type: none"> 建築物から除去した、飛散性の吹き付け石綿 建築物から除去した、飛散性の石綿含有保温材 (石綿保温材、けいそう土保温材、パーライト保温材並びにこれらと同等以上に石綿が飛散するおそれのある保温材、断熱材及び耐火被覆材) 石綿建材除去工事において用いられ、廃棄されたプラスチックシート、防じんマスク、作業衣その他の用具又は器具で石綿が付着しているおそれのあるもの 大気汚染防止法第 2 条第 11 項に規定される特定粉じん発生施設を有する事業場の集じん施設で集められた飛散性の石綿など |
| その他 | 燃え殻、汚泥、廃油、廃酸、廃アルカリ、銻さい、ばいじん又は表 I-2 の 20 に掲げる産業廃棄物のうち、政令で定められた特定施設等から排出されるものであって、有害物質(注)について、環境省令で定める基準に適合しないもの (注)アルキル水銀化合物、水銀又はその化合物、カドミウム又はその化合物、鉛又はその化合物、有機燐化合物、六価クロム化合物、砒素又はその化合物、シアン化合物、PCB、トリクロロエチレン、テトラクロロエチレン、ジクロロメタン、四塩化炭素、1・2-ジクロロエタン、1・1-ジクロロエチレン、シス-1・2-ジクロロエチレン、1・1・1-トリクロロエタン、1・1・2-トリクロロエタン、1・3-ジクロロプロペン、チウラム、シマジン、チオベンカルブ、ベンゼン、セレン又はその化合物、ダイオキシン類 | |
| ばいじん | 輸入廃棄物の焼却に伴って排出され、集じん施設で集められたもので、環境省令で定める基準に適合しないもの | |
| ダイオキシン類を含むもの | ダイオキシン類対策特別措置法第 2 条第 2 項に規定される特定施設 (廃棄物焼却炉) から排出されるダイオキシン類を 1 グラムにつき 3 ナノグラムを超えて含む燃え殻、ばいじん及び汚泥 (廃ガス洗浄施設を有するもの) (輸入廃棄物の焼却に限る) | |

表Ⅱ ごみ処理状況<平成26年度>(その1)

| 市町村名 | 総人口 | 計画収集人口① | 自家処理人口② | ごみ排出量 t/年 | | | | | 自家処理量 t/年⑧ |
|-------|-----------|-----------|---------|-----------|--------|-----------|--------|---------|------------|
| | | | | 収集量③ | 直接搬入量④ | 搬入総量⑤=③+④ | 集団回収量⑥ | 総量⑦=⑤+⑥ | |
| 合計 | 1,939,935 | 1,939,856 | 79 | 564,022 | 84,410 | 648,432 | 59,881 | 708,313 | 30 |
| 岡山市 | 705,180 | 705,180 | 0 | 219,996 | 13,343 | 233,339 | 27,687 | 261,026 | 0 |
| 倉敷市 | 483,538 | 483,526 | 12 | 153,852 | 31,666 | 185,518 | 15,586 | 201,104 | 4 |
| 津山市 | 104,840 | 104,840 | 0 | 28,033 | 3,212 | 31,245 | 2,853 | 34,098 | 0 |
| 玉野市 | 63,022 | 63,022 | 0 | 21,177 | 2,816 | 23,993 | 1,542 | 25,535 | 0 |
| 笠岡市 | 52,052 | 52,052 | 0 | 14,970 | 6,949 | 21,919 | 1,141 | 23,060 | 0 |
| 井原市 | 42,959 | 42,959 | 0 | 9,603 | 1,881 | 11,484 | 1,106 | 12,590 | 0 |
| 総社市 | 67,809 | 67,809 | 0 | 17,834 | 6,388 | 24,222 | 1,508 | 25,730 | 0 |
| 高梁市 | 33,170 | 33,170 | 0 | 9,693 | 1,418 | 11,111 | 0 | 11,111 | 0 |
| 新見市 | 32,118 | 32,118 | 0 | 9,137 | 293 | 9,430 | 951 | 10,381 | 0 |
| 備前市 | 36,984 | 36,923 | 61 | 8,230 | 1,284 | 9,514 | 1,486 | 11,000 | 20 |
| 瀬戸内市 | 38,446 | 38,440 | 6 | 7,699 | 2,938 | 10,637 | 792 | 11,429 | 6 |
| 赤磐市 | 44,826 | 44,826 | 0 | 10,334 | 1,291 | 11,625 | 727 | 12,352 | 0 |
| 真庭市 | 48,650 | 48,650 | 0 | 9,222 | 4,649 | 13,871 | 1,965 | 15,836 | 0 |
| 美作市 | 29,914 | 29,914 | 0 | 6,675 | 1,887 | 8,562 | 52 | 8,614 | 0 |
| 浅口市 | 35,779 | 35,779 | 0 | 10,384 | 1,296 | 11,680 | 640 | 12,320 | 0 |
| 和気町 | 15,102 | 15,102 | 0 | 2,533 | 961 | 3,494 | 371 | 3,865 | 0 |
| 早島町 | 12,291 | 12,291 | 0 | 4,559 | 292 | 4,851 | 0 | 4,851 | 0 |
| 里庄町 | 11,123 | 11,123 | 0 | 3,023 | 219 | 3,242 | 232 | 3,474 | 0 |
| 矢掛町 | 15,006 | 15,006 | 0 | 3,072 | 317 | 3,389 | 452 | 3,841 | 0 |
| 新庄村 | 989 | 989 | 0 | 158 | 14 | 172 | 0 | 172 | 0 |
| 鏡野町 | 13,808 | 13,808 | 0 | 2,763 | 347 | 3,110 | 276 | 3,386 | 0 |
| 勝央町 | 11,331 | 11,331 | 0 | 2,466 | 163 | 2,629 | 0 | 2,629 | 0 |
| 奈義町 | 6,239 | 6,239 | 0 | 1,412 | 81 | 1,493 | 176 | 1,669 | 0 |
| 西粟倉村 | 1,525 | 1,525 | 0 | 269 | 68 | 337 | 0 | 337 | 0 |
| 久米南町 | 5,201 | 5,201 | 0 | 1,171 | 407 | 1,578 | 0 | 1,578 | 0 |
| 美咲町 | 15,522 | 15,522 | 0 | 2,945 | 230 | 3,175 | 119 | 3,294 | 0 |
| 吉備中央町 | 12,511 | 12,511 | 0 | 2,812 | 0 | 2,812 | 219 | 3,031 | 0 |
| 合計 | 1,939,935 | 1,939,856 | 79 | 564,022 | 84,410 | 648,432 | 59,881 | 708,313 | 30 |

表Ⅱ ごみ処理状況<平成26年度>(その2)

| 市町村名 | 収集量③(内訳) t/年 | | | | | | | | | | | |
|-------|--------------|---------|--------|--------|-----|-------|-------|---------|-------|------|-----|------|
| | 生活系ごみ | | | | | | 事業系ごみ | | | | | |
| | 混合ごみ | 可燃ごみ | 不燃ごみ | 資源ごみ | その他 | 粗大ごみ | 混合ごみ | 可燃ごみ | 不燃ごみ | 資源ごみ | その他 | 粗大ごみ |
| 岡山市 | 0 | 125,226 | 5,516 | 11,852 | 119 | 1,130 | 0 | 73,394 | 2,020 | 0 | 0 | 739 |
| 倉敷市 | 0 | 90,458 | 1,615 | 5,243 | 0 | 204 | 0 | 55,821 | 511 | 0 | 0 | 0 |
| 津山市 | 0 | 12,906 | 1,252 | 2,547 | 0 | 102 | 0 | 10,901 | 57 | 193 | 0 | 75 |
| 玉野市 | 0 | 13,992 | 979 | 2,245 | 0 | 83 | 0 | 3,339 | 506 | 33 | 0 | 0 |
| 笠岡市 | 0 | 7,848 | 435 | 1,836 | 0 | 20 | 0 | 4,522 | 231 | 30 | 0 | 48 |
| 井原市 | 0 | 5,634 | 340 | 1,247 | 0 | 81 | 0 | 2,301 | 0 | 0 | 0 | 0 |
| 総社市 | 0 | 10,343 | 287 | 1,267 | 15 | 24 | 0 | 5,762 | 108 | 1 | 0 | 27 |
| 高梁市 | 0 | 5,376 | 175 | 854 | 0 | 145 | 0 | 3,026 | 46 | 41 | 0 | 30 |
| 新見市 | 0 | 4,830 | 121 | 536 | 0 | 27 | 0 | 3,504 | 82 | 0 | 0 | 37 |
| 備前市 | 0 | 6,418 | 69 | 718 | 0 | 53 | 0 | 972 | 0 | 0 | 0 | 0 |
| 瀬戸内市 | 0 | 6,240 | 288 | 871 | 82 | 218 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 |
| 赤磐市 | 0 | 6,743 | 50 | 715 | 50 | 255 | 0 | 2,521 | 0 | 0 | 0 | 0 |
| 真庭市 | 0 | 6,109 | 140 | 727 | 0 | 83 | 0 | 2,097 | 18 | 47 | 0 | 1 |
| 美作市 | 0 | 4,210 | 41 | 1,198 | 0 | 0 | 0 | 1,226 | 0 | 0 | 0 | 0 |
| 浅口市 | 0 | 6,492 | 300 | 980 | 0 | 87 | 0 | 2,469 | 43 | 13 | 0 | 0 |
| 和気町 | 0 | 1,430 | 10 | 931 | 0 | 162 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 |
| 早島町 | 0 | 2,110 | 154 | 338 | 0 | 0 | 0 | 1,923 | 34 | 0 | 0 | 0 |
| 里庄町 | 0 | 2,100 | 154 | 175 | 0 | 14 | 0 | 580 | 0 | 0 | 0 | 0 |
| 矢掛町 | 0 | 2,241 | 158 | 454 | 0 | 0 | 0 | 219 | 0 | 0 | 0 | 0 |
| 新庄村 | 0 | 130 | 2 | 26 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 |
| 鏡野町 | 0 | 2,336 | 169 | 126 | 0 | 132 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 |
| 勝央町 | 0 | 1,815 | 100 | 414 | 0 | 0 | 0 | 102 | 10 | 25 | 0 | 0 |
| 奈義町 | 0 | 1,241 | 44 | 87 | 0 | 40 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 |
| 西粟倉村 | 0 | 207 | 2 | 60 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 |
| 久米南町 | 0 | 854 | 40 | 146 | 0 | 6 | 0 | 125 | 0 | 0 | 0 | 0 |
| 美咲町 | 0 | 2,440 | 154 | 301 | 0 | 50 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 |
| 吉備中央町 | 0 | 1,522 | 25 | 328 | 0 | 49 | 0 | 883 | 4 | 0 | 0 | 1 |
| 合計 | 0 | 331,251 | 12,620 | 36,222 | 266 | 2,965 | 0 | 175,687 | 3,670 | 383 | 0 | 958 |

| 市町村名 | 直接搬入量④(内訳) t/年 | | | | | | | | | | | |
|-------|----------------|--------|-------|-------|-----|-------|-------|--------|-------|-------|-----|------|
| | 生活系ごみ | | | | | | 事業系ごみ | | | | | |
| | 混合ごみ | 可燃ごみ | 不燃ごみ | 資源ごみ | その他 | 粗大ごみ | 混合ごみ | 可燃ごみ | 不燃ごみ | 資源ごみ | その他 | 粗大ごみ |
| 岡山市 | 0 | 268 | 55 | 1,119 | 0 | 2,158 | 0 | 9,182 | 272 | 0 | 0 | 289 |
| 倉敷市 | 0 | 0 | 0 | 2,995 | 0 | 2,905 | 0 | 25,475 | 291 | 0 | 0 | 0 |
| 津山市 | 0 | 2,419 | 155 | 5 | 0 | 352 | 0 | 280 | 0 | 1 | 0 | 0 |
| 玉野市 | 0 | 165 | 90 | 1 | 0 | 367 | 0 | 1,492 | 617 | 8 | 0 | 76 |
| 笠岡市 | 0 | 345 | 101 | 1,127 | 0 | 0 | 0 | 414 | 1 | 4,960 | 0 | 1 |
| 井原市 | 0 | 364 | 197 | 0 | 0 | 97 | 0 | 1,220 | 0 | 0 | 0 | 3 |
| 総社市 | 0 | 1,496 | 761 | 40 | 0 | 814 | 0 | 2,049 | 576 | 236 | 0 | 416 |
| 高梁市 | 0 | 671 | 42 | 43 | 0 | 34 | 0 | 591 | 6 | 26 | 0 | 5 |
| 新見市 | 0 | 120 | 18 | 0 | 0 | 130 | 0 | 19 | 1 | 0 | 0 | 5 |
| 備前市 | 0 | 477 | 506 | 0 | 0 | 84 | 0 | 124 | 93 | 0 | 0 | 0 |
| 瀬戸内市 | 0 | 1,109 | 38 | 43 | 0 | 18 | 0 | 1,664 | 25 | 29 | 0 | 12 |
| 赤磐市 | 0 | 142 | 65 | 338 | 38 | 137 | 0 | 571 | 0 | 0 | 0 | 0 |
| 真庭市 | 0 | 1,377 | 129 | 141 | 0 | 560 | 0 | 2,175 | 32 | 87 | 0 | 148 |
| 美作市 | 0 | 1,618 | 11 | 132 | 0 | 126 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 |
| 浅口市 | 0 | 350 | 105 | 8 | 0 | 59 | 0 | 774 | 0 | 0 | 0 | 0 |
| 和気町 | 0 | 197 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 764 | 0 | 0 | 0 | 0 |
| 早島町 | 0 | 0 | 0 | 49 | 0 | 0 | 0 | 222 | 21 | 0 | 0 | 0 |
| 里庄町 | 0 | 195 | 0 | 0 | 0 | 18 | 0 | 6 | 0 | 0 | 0 | 0 |
| 矢掛町 | 0 | 65 | 0 | 1 | 0 | 11 | 0 | 240 | 0 | 0 | 0 | 0 |
| 新庄村 | 0 | 6 | 0 | 1 | 0 | 1 | 0 | 3 | 0 | 0 | 0 | 3 |
| 鏡野町 | 24 | 260 | 7 | 1 | 0 | 0 | 6 | 47 | 1 | 1 | 0 | 0 |
| 勝央町 | 0 | 29 | 6 | 2 | 0 | 107 | 0 | 17 | 1 | 1 | 0 | 0 |
| 奈義町 | 0 | 21 | 2 | 1 | 0 | 0 | 0 | 51 | 2 | 4 | 0 | 0 |
| 西粟倉村 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 3 | 0 | 63 | 0 | 2 | 0 | 0 |
| 久米南町 | 0 | 175 | 19 | 67 | 0 | 20 | 0 | 116 | 2 | 0 | 0 | 8 |
| 美咲町 | 0 | 197 | 0 | 3 | 0 | 0 | 0 | 21 | 1 | 0 | 0 | 8 |
| 吉備中央町 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 |
| 合計 | 24 | 12,066 | 2,307 | 6,117 | 38 | 8,001 | 6 | 47,580 | 1,942 | 5,355 | 0 | 974 |

表Ⅱ ごみ処理状況<平成26年度>(その3)

| 市町村名 | ごみ処理量 t/年 | | | | | | | 中間処理に伴う資源化量 t/年 ⑫ | 1人1日当たりの排出量 g/人・日 =⑦/(①+②)*365 | 生活系ごみ g/人・日 | 事業系ごみ g/人・日 | 減量処理率 =⑬-⑨/① | リサイクル率 =⑥+⑩+⑫/⑥+⑪ |
|-------|-----------|---------|--------|--------|-------|----------|---------|-------------------|--------------------------------|-------------|-------------|--------------|-------------------|
| | 直接埋立量 ⑨ | 中間処理 | | | | 直接資源化量 ⑩ | 合計 ⑪ | | | | | | |
| | | 直接焼却量 | 粗大処理 | 資源化 | その他 | | | | | | | | |
| 岡山市 | 3,681 | 208,632 | 7,936 | 7,074 | 0 | 6,016 | 233,339 | 24,393 | 1,014 | 680 | 334 | 98.4% | 22.3% |
| 倉敷市 | 230 | 171,755 | 1,904 | 4,209 | 2,187 | 5,001 | 185,286 | 76,766 | 1,139 | 674 | 465 | 99.9% | 48.5% |
| 津山市 | 0 | 26,506 | 663 | 4,076 | 0 | 0 | 31,245 | 7,585 | 891 | 590 | 301 | 100.0% | 30.6% |
| 玉野市 | 1,707 | 19,280 | 881 | 2,125 | 0 | 0 | 23,993 | 2,474 | 1,110 | 846 | 264 | 92.9% | 15.7% |
| 笠岡市 | 0 | 13,142 | 824 | 656 | 21 | 7,296 | 21,939 | 1,148 | 1,214 | 677 | 537 | 100.0% | 41.5% |
| 井原市 | 197 | 9,519 | 353 | 1,415 | 0 | 0 | 11,484 | 1,379 | 803 | 578 | 225 | 98.3% | 19.7% |
| 総社市 | 1,210 | 19,650 | 1,892 | 1,470 | 0 | 0 | 24,222 | 1,986 | 1,040 | 669 | 371 | 95.0% | 13.6% |
| 高梁市 | 0 | 9,664 | 483 | 964 | 0 | 0 | 11,111 | 1,177 | 918 | 606 | 311 | 100.0% | 10.6% |
| 新見市 | 0 | 8,473 | 0 | 421 | 0 | 536 | 9,430 | 53 | 886 | 574 | 311 | 100.0% | 14.8% |
| 備前市 | 20 | 7,796 | 0 | 1,206 | 195 | 287 | 9,504 | 960 | 815 | 727 | 88 | 99.8% | 24.9% |
| 瀬戸内市 | 0 | 9,261 | 0 | 1,376 | 0 | 0 | 10,637 | 1,376 | 814 | 691 | 123 | 100.0% | 19.0% |
| 赤磐市 | 115 | 10,073 | 358 | 213 | 64 | 802 | 11,625 | 346 | 755 | 566 | 189 | 99.0% | 15.2% |
| 真庭市 | 41 | 11,758 | 447 | 693 | 529 | 403 | 13,871 | 1,641 | 892 | 632 | 259 | 99.7% | 25.3% |
| 美作市 | 52 | 7,180 | 0 | 250 | 0 | 1,080 | 8,562 | 1,003 | 789 | 677 | 112 | 99.4% | 24.8% |
| 浅口市 | 180 | 10,104 | 0 | 835 | 0 | 561 | 11,680 | 972 | 943 | 691 | 253 | 98.5% | 17.6% |
| 和気町 | 0 | 2,391 | 162 | 63 | 612 | 238 | 3,466 | 84 | 701 | 563 | 139 | 100.0% | 18.1% |
| 早島町 | 0 | 4,255 | 0 | 0 | 208 | 383 | 4,846 | 559 | 1,081 | 591 | 490 | 100.0% | 19.4% |
| 里庄町 | 0 | 2,881 | 186 | 67 | 0 | 108 | 3,242 | 173 | 856 | 711 | 144 | 100.0% | 14.8% |
| 矢掛町 | 0 | 2,765 | 169 | 206 | 0 | 250 | 3,390 | 205 | 701 | 617 | 84 | 100.0% | 23.6% |
| 新庄村 | 0 | 139 | 0 | 10 | 2 | 21 | 172 | 24 | 476 | 460 | 17 | 100.0% | 26.2% |
| 鏡野町 | 32 | 2,658 | 88 | 56 | 167 | 99 | 3,100 | 15 | 672 | 661 | 11 | 99.0% | 11.6% |
| 勝央町 | 0 | 1,963 | 0 | 412 | 0 | 254 | 2,629 | 406 | 636 | 598 | 38 | 100.0% | 25.1% |
| 奈義町 | 0 | 1,313 | 0 | 99 | 0 | 81 | 1,493 | 58 | 733 | 708 | 25 | 100.0% | 18.9% |
| 西粟倉村 | 2 | 270 | 0 | 88 | 0 | 5 | 365 | 56 | 605 | 489 | 117 | 99.5% | 16.7% |
| 久米南町 | 0 | 1,270 | 95 | 86 | 0 | 127 | 1,578 | 230 | 831 | 699 | 132 | 100.0% | 22.6% |
| 美咲町 | 69 | 2,658 | 31 | 117 | 20 | 201 | 3,096 | 78 | 581 | 576 | 5 | 97.8% | 12.4% |
| 吉備中央町 | 0 | 2,405 | 122 | 328 | 0 | 0 | 2,855 | 378 | 664 | 469 | 194 | 100.0% | 19.4% |
| 合計 | 7,536 | 567,761 | 16,594 | 28,515 | 4,005 | 23,749 | 648,160 | 125,525 | 1,000 | 666 | 334 | 98.8% | 29.5% |

表Ⅲ－１ 一般廃棄物処理施設（焼却施設）

（平成 28 年 3 月 31 日現在稼働中）

| 地域名 | 設 置 主 体 名 施 設 | 設 置 場 所 | 処理能力 (t/日) | 使用開始年 | 構 成 市 町 村 | |
|---------------------------------|------------------------------|--------------------|------------------|-------|---------------------|----------|
| 備前 | 岡山市 岡南環境センター | 岡山市南区豊成1-4-1 | 220 | S53 | 岡山市 | |
| | 岡山市 当新田環境センター | 岡山市南区当新田486-1 | 300 | H6 | 岡山市 | |
| | 岡山市 東部クリーンセンター | 岡山市東区西大寺新地453-5 | 450 | H13 | 岡山市 | |
| | 玉野市 東清掃センター | 玉野市槌ヶ原3072-5 | 150 | S53 | 玉野市 | |
| | 備前市 クリーンセンター備前 | 備前市八木山859-4 | 34 | H10 | 備前市 | |
| | 瀬戸内市 クリーンセンターかもめ | 瀬戸内市牛窓町牛窓228 | 43 | H9 | 瀬戸内市 | |
| | 赤磐市 赤磐市環境センター | 赤磐市津崎197-1 | 44 | H26 | 赤磐市 | |
| | 備中 | 倉敷市 水島清掃工場 | 倉敷市水島川崎通1-1-4 | 300 | H6 | 倉敷市（早島町） |
| | | 新見市 クリーンセンター | 新見市金谷253 | 46 | H11 | 新見市 |
| 倉敷西部清掃施設組合 清掃工場 | | 倉敷市玉島道越888-1 | 180 | H10 | 倉敷市、浅口市 | |
| 総社広域環境施設組合 吉備路クリーンセンター | | 倉敷市真備町箭田481 | 180 | H9 | 倉敷市、総社市 | |
| 岡山県西部環境整備施設組合 里庄清掃工場 | | 里庄町新庄3655 | 200 | H11 | 笠岡市、浅口市、里庄町 | |
| 岡山県井原地区清掃施設組合 井原クリーンセンター | | 井原市木之子町2192-1 | 90 | H6 | 井原市、矢掛町 | |
| 高梁地域事務組合 クリーンセンター | | 高梁市段町748 | 56 | H10 | 高梁市、吉備中央町 | |
| 水島エコワークス株式会社 倉敷市資源循環型廃棄物処理施設 | | 倉敷市水島川崎通1-14-5 | 555 (55-兼303) | H17 | 倉敷市 | |
| 美作 | | 真庭市 クリーンセンターまにわ | 真庭市榎西290 | 30 | H11 | 真庭市 |
| | 真庭市 真庭北部クリーンセンター | 真庭市蒜山初和592-1 | 20 | H3 | 真庭市（新庄村） | |
| | 美作市 美作クリーンセンター | 美作市杉原340 | 34 | H26 | 美作市（西粟倉村） | |
| | 岡山市久米南町衛生施設組合 クリーンセンター | 久米南町上神目313-6 | 13 | H5 | 岡山市、久米南町 | |
| | 岡山県中部環境施設組合 コスモスクリーンセンター | 真庭市宮地631-3 | 30 | H6 | 真庭市、美咲町 | |
| | 津山圏域資源循環施設組合 津山圏域クリーンセンター | 津山市領家1446 | 128 | H28 | 津山市、鏡野町、勝央町、奈義町、美咲町 | |
| | 合 計 | | 21 | 2851 | | |

表Ⅲ－２ 一般廃棄物処理施設（粗大ごみ処理施設）

（平成 28 年 3 月 31 日現在稼働中）

| 地域名 | 設置主体名 施設名 | 設置場所 | 処理能力 (t/日) | 使用開始年 | 構成市町村 |
|-----|------------------------------|---------------------|---------------|-------|---------------------|
| 備前 | 岡山市 東部リサイクルプラザ | 岡山市東区西大寺新地 453-5 | 58 | H13 | 岡山市 |
| | 岡山市 西部リサイクルプラザ | 岡山市北区野殿西町428-2 | 26 | H26 | 岡山市 |
| | 玉野市 玉野市粗大ごみ処理施設 | 玉野市槌ヶ原3072-5 | 35 | H5 | 玉野市 |
| 備中 | 倉敷市 東部粗大ごみ処理場 | 倉敷市二子1917-4 | 80 | H6 | 倉敷市 |
| | 総社広域環境施設組合 吉備路クリーンセンター | 倉敷市真備町箭田481 | 36 | H9 | 倉敷市、総社市 |
| | 岡山県西部衛生施設組合 井笠広域資源化センター | 笠岡市平成町105 | 40 | H7 | 笠岡市、井原市、浅口市、矢掛町、里庄町 |
| | 高梁地域事務組合 粗大ごみ処理施設 | 高梁市段町748 | 30 | S55 | 高梁市、吉備中央町 |
| | 岡山県中部環境施設組合 コスモスクリーンセンター | 真庭市宮地631-3 | 10 | H6 | 真庭市、美咲町 |
| | 津山圏域資源循環施設組合 津山圏域クリーンセンター | 津山市領家1446 | 34.05 | H28 | 津山市、鏡野町、勝央町、奈義町、美咲町 |
| 合 | 計 | 9 | 349.1 | | |

表Ⅲ－３ 一般廃棄物処理施設（再生利用施設）

（平成 28 年 3 月 31 日現在稼働中）

| 地域名 | 設置主体名 施設名 | 設置場所 | 処理能力 (t/日) | 使用開始年 | 構成市町村 | |
|-------------------------|------------------------------|---------------------------------|----------------|-------|---------------------|-----------|
| 備前 | 岡山市 東部リサイクルプラザ | 岡山市東区西大寺新地453-5 | 27 | H13 | 岡山市 | |
| | 岡山市 西部リサイクルプラザ | 岡山市北区野殿西町428-2 | 17 | H26 | 岡山市 | |
| | 玉野市 リサイクルプラザ | 玉野市槌ヶ原3072-1 | 7 | H15 | 玉野市 | |
| | 瀬戸内市 長船クリーンセンター | 瀬戸内市長船町西須恵160 | 4 | H1 | 瀬戸内市 | |
| | 瀬戸内市 クリーンセンターかもめ不燃物処理施設 | 瀬戸内市牛窓町牛窓228 | 4 | H9 | 瀬戸内市 | |
| | 赤磐市 赤磐市環境センター | 赤磐市津崎197-1 | 4 | H26 | 赤磐市 | |
| | 備中 | 倉敷市 資源選別所 | 倉敷市水島川崎通1-18 | 15 | H8 | 倉敷市 |
| | | 倉敷市 船穂町堆肥化センター | 倉敷市船穂町船穂2636-2 | 2 | H8 | 倉敷市 |
| | | 浅口市 リサイクルセンター | 浅口市鴨方町深田930-1 | 3 | H9 | 浅口市 |
| 岡山県西部衛生施設組合 リサイクルプラザ | | 笠岡市平成町105 | 27 | H12 | 笠岡市、井原市、浅口市、矢掛町、里庄町 | |
| 高梁地域事務組合 リサイクルプラザ | | 高梁市落合町阿部2527-1 | 14.6 | H12 | 高梁市、吉備中央町 | |
| 美作 | | 真庭市 リサイクルプラザ | 真庭市榎西290 | 11 | H11 | 真庭市 |
| | | 美作市 美作クリーンセンターマテリアルリサイクル推進施設 | 美作市杉原340 | 7.9 | H26 | 美作市（西粟倉村） |
| | 津山圏域資源循環施設組合 津山圏域クリーンセンター | 津山市領家1446 | 3.95 | H28 | 津山市、鏡野町、勝央町、奈義町、美咲町 | |
| | 合 計 | 14 | 147.45 | | | |

表Ⅲ－４ 一般廃棄物処理施設（最終処分場）

（平成 28 年 3 月 31 日現在稼働中）

| 地域名 | 設置主体名 最終処分場名 | 所在地 | 設置区分 | 土地所有 | | 埋立面積 (m ²) | 全体容量 (m ³) | 埋立物 | | | | | | | | 埋立開始年 |
|----------------------------------------|--------------------------|------------------|--------------|------|---------|---------------------------|---------------------------|--------|----|----|----|----|----|----------|----------|-------|
| | | | | 自己 | 他 | | | 混合 | 可燃 | 不燃 | 資源 | 直搬 | 粗大 | 中間 残渣 | 焼却 残渣 | |
| 備前 | 岡山市 三手最終処分場 | 岡山市北区三手108-1 | 平地 | ○ | | 12,600 | 59,700 | | | ○ | ○ | | | ○ | | 埋立前 |
| | 岡山市 山上新最終処分場 | 岡山市北区山上152 | 山間 | ○ | | 36,900 | 450,000 | | | ○ | ○ | | ○ | ○ | | 2005 |
| | 岡山市久米南町衛生施設組合 大田最終処分場 | 岡山市北区建部町大田4204-5 | 山間 | ○ | | 5,354 | 10,800 | | | ○ | ○ | | | ○ | | 1985 |
| | 玉野市 一般廃棄物最終処分場 | 玉野市和田7丁目802-8 | 山間 | ○ | | 42,000 | 333,200 | | | ○ | ○ | | ○ | ○ | | 1992 |
| | 備前市 備前一般廃棄物最終処分場 | 備前市三石2952-1 | 山間 | ○ | | 10,400 | 94,550 | | | ○ | ○ | | ○ | ○ | | 1983 |
| | 備前市 日生一般廃棄物最終処分場 | 備前市日生町寒河855-2 | 山間 | ○ | | 4,390 | 15,554 | | | | | | ○ | ○ | | 1996 |
| 備中 | 倉敷市 東部最終処分場（2期） | 倉敷市二子1923-5 | 山間 | ○ | | 33,000 | 330,000 | | | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | | 2003 |
| | 総社市 一般廃棄物最終処分場 | 総社市下倉3784 | 山間 | ○ | | 23,000 | 188,000 | | | | ○ | ○ | ○ | ○ | | 1982 |
| | 総社市 宿ごみ埋立地 | 総社市宿1875-1 | 山間 | ○ | | 200 | 600 | | | | | | | ○ | 1970 | |
| | 総社市 大谷廃棄物捨場 | 総社市清音軽部999-3 | 山間 | ○ | | 2,671 | 15,500 | | | | | | ○ | ○ | 1970 | |
| | 倉敷市 船穂町不燃物処分場 | 倉敷市船穂町船穂7052-1外 | 山間 | ○ | | 7,924 | 55,769 | | | ○ | ○ | | | | | 1977 |
| | 井原市 野々迫埋立処分場 | 井原市高屋町字野々迫5090外 | 山間 | ○ | | 7,095 | 32,980 | | | | ○ | | | ○ | | 1990 |
| | 新見市 新見市処理センター | 新見市哲多町宮河内1940-24 | 山間 | ○ | | 4,200 | 27,400 | | | | | | ○ | ○ | | 2007 |
| | 浅口市 金光一般廃棄物最終処分場 | 浅口市金光町下竹地内 | 山間 | ○ | | 8,400 | 39,700 | | | ○ | ○ | | | | | 2000 |
| | 早島町 一般廃棄物埋立処分地 | 早島町矢尾地内 | 山間 | ○ | | 42,000 | 224,000 | | | ○ | ○ | | | | | 1981 |
| | 高梁地域事務組合 一般廃棄物最終処分場 | 高梁市松原町松岡5425 | 山間 | ○ | | 22,000 | 126,000 | | | ○ | | | ○ | ○ | | 1980 |
| | 美作 | 真庭市 ガレキ処分場 | 真庭市榎東1379-18 | 山間 | ○ | | 5,629 | 36,485 | | | | | | | ○ | 1996 |
| 真庭市 一般廃棄物最終処分場 | | 真庭市目木772-107外 | 山間 | ○ | | 4,500 | 27,000 | | | ○ | | | | ○ | 1999 | |
| 美作市 埋立処分地施設 | | 美作市瀬戸151-4 | 山間 | ○ | | 2,961 | 12,312 | | | ○ | | | ○ | ○ | 1988 | |
| 鏡野町 北部衛生クリーンセンター一般廃棄物最終処分場 | | 鏡野町井坂524-1外 | 平地 | ○ | | 5,100 | 15,600 | | | ○ | | | ○ | ○ | 1994 | |
| 美咲町 備前クリーンセンター一般廃棄物最終処分場 | | 美咲町連石856-1 | 山間 | ○ | | 3,200 | 14,544 | | | ○ | | | ○ | ○ | 1991 | |
| 美咲町 藤原一般廃棄物最終処分場 | | 美咲町藤原830 | 山間 | ○ | | 6,000 | 15,056 | | | ○ | | | | | 1993 | |
| 岡山県中部環境施設組合 一般廃棄物最終処分場 | | 美咲町江与味3353外 | 山間 | ○ | | 4,500 | 24,500 | | | | | | ○ | ○ | 2001 | |
| 津山圏域資源循環施設組合 津山圏域クリーンセンター一般廃棄物最終処分場 | | 津山市領家1411-1外 | 山間 | ○ | | 2,530 | 30,000 | | | ○ | | | | ○ | ○ | 埋立前 |
| 合 計 | | 24 | | | 296,554 | 2,179,250 | | | | | | | | | | |

表Ⅲ－５ 一般廃棄物処理施設（し尿処理施設）

（平成 28 年 3 月 31 日現在稼働中）

| 地域名 | 設 置 主 体 名 称 | 設 置 場 所 | 処理能力 (k l / 日) | 使用開始年 | 構 成 市 町 村 | |
|-----------------------------|---------------------------------|------------------|-------------------|-------|-------------------------|-----------------|
| 備前 | 岡山市 一宮浄化センター | 岡山市北区一宮217 | 100 | S43 | 岡山市 | |
| | (同上) | (同上) | 200 | S54 | 岡山市 | |
| | 岡山市 当新田浄化センター | 岡山市南区当新田488-4 | 70 | S60 | 岡山市 | |
| | 岡山市 犬島浄化センター | 岡山市東区犬島179 | 0.35 | S62 | 岡山市 | |
| | 玉野市 西清掃センター | 玉野市深井町9-18 | 100 | H6 | 玉野市 | |
| | 備前市 備前市衛生センター | 備前市穂浪2459-1 | 43 | S39 | 備前市 | |
| | 瀬戸内市 長船衛生センター | 瀬戸内市長船町福里589-1 | 18 | S62 | 瀬戸内市 | |
| | 神崎衛生施設組合 神崎処理場 | 岡山市東区神崎町2676 | 180 | H9 | 岡山市、瀬戸内市 | |
| | 旭川中部衛生施設組合 旭清苑 | 岡山市北区御津鹿瀬650 | 42 | H4 | 岡山市、久米南町 吉備中央町 | |
| | 和気・赤磐し尿処理施設一部事務組合 和気赤磐衛生センター | 和気町本2 | 72 | H14 | 備前市、赤磐市、和気町 | |
| | 備中 | 倉敷市 白楽町し尿処理場 | 倉敷市白楽町424 | 240 | S40 | 倉敷市 |
| | | 倉敷市 水島し尿処理場 | 倉敷市水島川崎通1丁目 | 128 | S44 | 倉敷市 |
| | | 倉敷市 玉島し尿処理場 | 倉敷市玉島乙島8255 | 70 | S56 | 倉敷市 |
| 新見市 衛生センター | | 新見市金谷252 | 50 | S52 | 新見市 | |
| 備南衛生施設組合 清鶴苑 | | 倉敷市茶屋町1919 | 80 | S60 | 岡山市、倉敷市、早島町 | |
| 総社広域環境施設組合 アクアセンター吉備路 | | 総社市窪木1101-1 | 90 | H19 | 倉敷市、総社市 | |
| 岡山県西部衛生施設組合 井笠広域クリーンセンター | | 笠岡市平成町100 | 210 | S63 | 笠岡市、井原市、浅口市、 里庄町 | |
| 高梁地域事務組合 し尿処理場 | | 高梁市段町748 | 62 | S50 | 高梁市、吉備中央町 | |
| 美作 | | 真庭市 し尿処理施設旭水苑 | 真庭市野原9-1 | 100 | H6 | 真庭市、新庄村、鏡野町、美咲町 |
| | 津山圏域衛生処理組合 津山圏域衛生処理センター | 津山市川崎458 | 150 | S58 | 津山市、鏡野町、美咲町 | |
| | 勝英衛生施設組合 滝川苑 | 勝央町小矢田31-2 | 74 | S61 | 美作市、勝央町、美咲町 西粟倉村、奈義町 | |
| | 合 計 | 21 | 2,079.35 | | | |

表Ⅳ-1 産業廃棄物処理状況（業種別）＜平成26年度＞（その1）
（その1）

（単位：千t/年）

| 区分 種類 | 発生量 | | | 有償物量 | | | 排出量 | | | 自己中間処理量 | | | 自己中間処理後量 | | | 自己未処理量 | | | 自己最終処分量 | | |
|----------|-------|-----|-------|-------|-------|-----|------|----------------|-----------------|-----------------|-----|-----------------|----------|-------|-----|------------|------|------|---------|----|----|
| | (A) | (B) | (C) | (D) | (E) | (E) | (E1) | (自己中間処理後の処理内訳) | | | (G) | (自己未処理の処理内訳) | | | (H) | (処理先地域の内訳) | | | | | |
| | | | | | | | | 再生 利用量 | 自己 最終 処分量 | 委託 中間 処理量 | | 委託 直接 処分量 | その他 量 | (G1) | | (G2) | (G3) | (G4) | (G5) | 県内 | 県外 |
| | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 合計 | 6,122 | 598 | 5,525 | 3,655 | 1,234 | 977 | 220 | 37 | 0 | 1,869 | 80 | 1,828 | 161 | 2,047 | | | | | | | |
| 鉱業 | 45 | | 45 | 35 | 28 | 28 | | | | 9 | 9 | 0 | 0 | 0 | | | | | | | |
| 建設業 | 878 | 4 | 874 | 130 | 74 | 42 | 30 | 2 | 0 | 744 | 17 | 715 | 12 | 759 | | | | | | | |
| 製造業 | 3,463 | 503 | 2,961 | 1,986 | 1,022 | 902 | 88 | 32 | 0 | 975 | 48 | 780 | 147 | 1,047 | | | | | | | |
| 食料品 | 148 | 6 | 142 | 92 | 25 | 3 | 22 | 1 | | 50 | 6 | 41 | 3 | 66 | | | | | | | |
| 飲料・飼料 | 29 | 10 | 19 | | | | | | | 19 | 0 | 19 | 0 | 19 | | | | | | | |
| 繊維 | 42 | 10 | 32 | 23 | 3 | 0 | 3 | 1 | | 9 | 1 | 8 | 0 | 11 | | | | | | | |
| 木材 | 7 | 0 | 7 | 1 | 0 | 0 | | | | 5 | 4 | 1 | 0 | 2 | | | | | | | |
| 家具 | 9 | 0 | 9 | 2 | 0 | 0 | 0 | 0 | | 7 | 0 | 6 | 1 | 7 | | | | | | | |
| ハルブ・紙 | 164 | 5 | 158 | 141 | 7 | 4 | 2 | 1 | | 17 | 6 | 9 | 2 | 14 | | | | | | | |
| 印刷 | 47 | 10 | 37 | 1 | 1 | 1 | 0 | 0 | | 36 | 5 | 31 | 0 | 31 | | | | | | | |
| 化学 | 986 | 74 | 912 | 739 | 214 | 159 | 42 | 13 | | 173 | 11 | 141 | 21 | 217 | | | | | | | |
| 石油・石炭 | 261 | 0 | 261 | 228 | 175 | 174 | 1 | | | 33 | 2 | 30 | 0 | 32 | | | | | | | |
| プラスチック | 36 | 2 | 34 | 3 | 0 | 0 | 0 | 0 | | 31 | 0 | 29 | 2 | 31 | | | | | | | |
| ゴム | 13 | 0 | 13 | | | | | | | 13 | 1 | 12 | 1 | 12 | | | | | | | |
| 皮革 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 産業土石 | 256 | 53 | 204 | 108 | 17 | | 16 | 1 | | 96 | 3 | 78 | 15 | 110 | | | | | | | |
| 鉄鋼 | 1,181 | 233 | 947 | 632 | 573 | 557 | 17 | 0 | | 316 | 0 | 220 | 95 | 332 | | | | | | | |
| 非鉄金属 | 20 | 0 | 20 | 4 | 3 | 3 | 0 | 0 | | 16 | 1 | 13 | 2 | 15 | | | | | | | |
| 金属 | 27 | 9 | 18 | 1 | 0 | 0 | 0 | 0 | | 17 | 2 | 14 | 1 | 15 | | | | | | | |
| はん用機器 | 42 | 14 | 28 | 1 | 0 | 0 | 0 | 0 | | 27 | 2 | 25 | 0 | 25 | | | | | | | |
| 生産用機器 | 24 | 6 | 19 | 2 | 0 | 0 | 0 | 0 | | 17 | 0 | 15 | 2 | 16 | | | | | | | |
| 業務用機器 | 3 | 0 | 3 | | | | | | | 3 | 0 | 3 | 0 | 3 | | | | | | | |
| 電子部品 | 22 | 1 | 22 | 8 | 1 | 1 | | | | 14 | 0 | 14 | 0 | 15 | | | | | | | |
| 電気機器 | 4 | 1 | 4 | | | | | | | 4 | 1 | 2 | 0 | 2 | | | | | | | |
| 情報通信機器 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | | | | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | | | | | | | |
| 輸送用機器 | 131 | 67 | 64 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | | 64 | 3 | 60 | 1 | 61 | | | | | | | |
| その他 | 10 | 0 | 10 | | | | | | | 10 | 0 | 9 | 1 | 10 | | | | | | | |
| 電気・水道業 | 1,651 | 82 | 1,569 | 1,501 | 111 | 6 | 103 | 2 | 0 | 68 | 0 | 68 | 1 | 173 | | | | | | | |
| 電気業 | 146 | 82 | 65 | | | | | | | 65 | | 64 | 1 | 65 | | | | | | | |
| ガス業 | 0 | 0 | 0 | | | | | | | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | | | | | | | |
| 上水道業 | 93 | 0 | 93 | 93 | 4 | 2 | 2 | 0 | | 0 | 0 | 0 | 0 | 2 | | | | | | | |
| 工業用水道 | 16 | 16 | 16 | 16 | 1 | 1 | | | | | | | | | | | | | | | |
| 下水道業 | 1,396 | | 1,396 | 1,392 | 106 | 3 | 101 | 2 | | 4 | | 4 | 0 | 106 | | | | | | | |
| 情報通信業 | 5 | | 5 | | | | | | | 5 | 0 | 5 | 0 | 5 | | | | | | | |
| 運輸業 | 20 | 1 | 19 | | | | | | | 19 | 4 | 15 | 0 | 15 | | | | | | | |
| 卸・小売業 | 35 | 7 | 28 | 0 | 0 | 0 | | | | 28 | 1 | 27 | 1 | 27 | | | | | | | |
| 宿泊・飲食 | 2 | 0 | 2 | | | | | | | 2 | 0 | 2 | 0 | 2 | | | | | | | |
| 医療・福祉 | 10 | 0 | 10 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | | 10 | 1 | 9 | 0 | 9 | | | | | | | |
| サービス業※1 | 10 | 0 | 10 | 3 | 0 | 0 | 0 | 0 | | 6 | 0 | 6 | 0 | 6 | | | | | | | |
| その他の業種※2 | 3 | 1 | 2 | | | | | | | 2 | 0 | 2 | 0 | 2 | | | | | | | |

注1)本結果表では農業からの産業廃棄物を除き、特別管理産業廃棄物を含む。注2)※1「サービス業」は、「学術・専門」、「生活・娯楽」及び「サービス業」の合計値である。※2「その他の業種」は、「林業」、「漁業」、「物品賃貸業」及び「公務」の合計値である。

表IV-1 産業廃棄物処理状況（業種別）＜平成26年度＞（その2）
（その2）

（単位：千t/年）

| 区分 種類 | 委託処理量 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | 再生 利用量 | | 最終処分量 | | その他 量 | 資源化 量 |
|----------|------------------------|-----|-----|-----|-----|----|----------------------|-------|-----|-------|-----|-------|------------------------|-------------------|-------|-----|------|------|------------------|-------|------|-----------|-----|-------|--|----------|----------|
| | 委託直接最終処分量 (処理主体の内訳) | | | | | | 委託中間処理量 (処理主体の内訳) | | | | | | 委託中間処理後量 (処理後の処理内訳) | | | | | | 再生 利用量 (R) | (Q) | (G2) | (S) | | | | | |
| | (K) | (O) | 事業者 | 自治体 | 県内 | 県外 | (L) | 事業者 | 自治体 | 県内 | 県外 | (M) | 再生 利用量 (M1) | 最終 処分量 (M2) | (R) | (Q) | (G1) | (G2) | | | | | (S) | | | | |
| 合計 | 2,047 | 198 | 189 | 0 | 189 | 9 | 1,848 | 1,847 | 1 | 1,406 | 443 | 1,461 | 1,242 | 119 | 2,399 | 318 | 318 | 0 | 0 | 2,997 | | | | | | | |
| 鉱業 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 37 | 0 | 0 | 0 | 0 | 37 | | | | | | | |
| 建設業 | 759 | 15 | 14 | 1 | 14 | 1 | 745 | 745 | 0 | 736 | 9 | 720 | 672 | 48 | 731 | 63 | 63 | 0 | 0 | 734 | | | | | | | |
| 製造業 | 1,047 | 180 | 171 | 0 | 171 | 8 | 867 | 867 | 0 | 526 | 341 | 607 | 554 | 54 | 1,503 | 233 | 233 | 0 | 0 | 2,006 | | | | | | | |
| 食料品 | 66 | 4 | 4 | 0 | 4 | 0 | 62 | 62 | 0 | 42 | 20 | 21 | 19 | 2 | 28 | 6 | 6 | 0 | 0 | 35 | | | | | | | |
| 飲料・飼料 | 19 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 19 | 19 | 0 | 19 | 0 | 7 | 7 | 0 | 7 | 0 | 0 | 0 | 0 | 17 | | | | | | | |
| 繊維 | 11 | 1 | 1 | 0 | 1 | 1 | 10 | 10 | 0 | 9 | 1 | 7 | 7 | 1 | 8 | 1 | 1 | 1 | 1 | 18 | | | | | | | |
| 木材 | 2 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 1 | 1 | 0 | 1 | 0 | 1 | 1 | 0 | 5 | 1 | 1 | 1 | 1 | 5 | | | | | | | |
| 家具 | 7 | 1 | 1 | 0 | 1 | 0 | 6 | 6 | 0 | 4 | 2 | 5 | 4 | 1 | 4 | 2 | 2 | 0 | 0 | 5 | | | | | | | |
| ハルブ紙 | 14 | 3 | 2 | 1 | 12 | 1 | 12 | 12 | 0 | 10 | 2 | 9 | 8 | 0 | 19 | 3 | 3 | 0 | 0 | 24 | | | | | | | |
| 印刷 | 31 | 0 | 0 | 0 | 31 | 0 | 31 | 31 | 0 | 28 | 3 | 28 | 26 | 2 | 32 | 2 | 2 | 0 | 0 | 42 | | | | | | | |
| 化学 | 217 | 34 | 32 | 2 | 183 | 2 | 183 | 183 | 0 | 113 | 70 | 95 | 78 | 17 | 248 | 51 | 51 | 0 | 0 | 322 | | | | | | | |
| 石油・石炭 | 32 | 0 | 0 | 0 | 32 | 0 | 32 | 32 | 0 | 12 | 20 | 12 | 12 | 0 | 188 | 0 | 0 | 0 | 0 | 188 | | | | | | | |
| プラスチック | 31 | 2 | 2 | 0 | 29 | 2 | 29 | 29 | 0 | 18 | 11 | 23 | 20 | 3 | 21 | 5 | 5 | 0 | 0 | 23 | | | | | | | |
| ゴム | 12 | 1 | 1 | 0 | 12 | 0 | 12 | 12 | 0 | 10 | 2 | 7 | 6 | 1 | 7 | 1 | 1 | 1 | 1 | 7 | | | | | | | |
| 皮革 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | | | | | | | |
| 窯業・土石 | 110 | 15 | 13 | 3 | 94 | 3 | 94 | 94 | 0 | 75 | 19 | 89 | 73 | 16 | 76 | 32 | 32 | 0 | 0 | 129 | | | | | | | |
| 鉄鋼 | 332 | 112 | 110 | 2 | 220 | 2 | 220 | 220 | 0 | 53 | 167 | 204 | 203 | 0 | 760 | 113 | 113 | 0 | 0 | 993 | | | | | | | |
| 非鉄金属 | 15 | 2 | 2 | 0 | 2 | 0 | 13 | 13 | 0 | 9 | 4 | 4 | 4 | 0 | 9 | 2 | 2 | 0 | 0 | 9 | | | | | | | |
| 金属 | 15 | 1 | 1 | 0 | 14 | 1 | 14 | 14 | 0 | 13 | 2 | 12 | 11 | 1 | 13 | 2 | 2 | 0 | 0 | 22 | | | | | | | |
| はん用機器 | 25 | 0 | 0 | 0 | 25 | 0 | 25 | 25 | 0 | 24 | 1 | 21 | 18 | 3 | 21 | 3 | 3 | 0 | 0 | 35 | | | | | | | |
| 生産用機器 | 16 | 2 | 2 | 0 | 15 | 0 | 15 | 15 | 0 | 12 | 2 | 12 | 12 | 1 | 12 | 2 | 2 | 0 | 0 | 17 | | | | | | | |
| 業務用機器 | 3 | 0 | 0 | 0 | 3 | 0 | 3 | 3 | 0 | 3 | 0 | 3 | 3 | 0 | 3 | 0 | 0 | 0 | 0 | 3 | | | | | | | |
| 電子部品 | 15 | 0 | 0 | 0 | 15 | 0 | 15 | 15 | 0 | 12 | 3 | 13 | 13 | 0 | 13 | 0 | 0 | 0 | 0 | 13 | | | | | | | |
| 電気機器 | 2 | 0 | 0 | 0 | 2 | 0 | 2 | 2 | 0 | 2 | 0 | 2 | 2 | 0 | 2 | 0 | 0 | 0 | 0 | 3 | | | | | | | |
| 情報通信機器 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | | | | | | | |
| 輸送用機器 | 61 | 1 | 1 | 0 | 60 | 0 | 60 | 60 | 0 | 48 | 12 | 28 | 23 | 5 | 26 | 6 | 6 | 0 | 0 | 93 | | | | | | | |
| その他 | 10 | 1 | 1 | 0 | 9 | 0 | 9 | 9 | 0 | 9 | 0 | 3 | 2 | 1 | 2 | 2 | 2 | 0 | 0 | 2 | | | | | | | |
| 電気・水道業 | 173 | 3 | 3 | 0 | 170 | 0 | 170 | 170 | 0 | 96 | 75 | 85 | 75 | 10 | 81 | 12 | 12 | 0 | 0 | 163 | | | | | | | |
| 電気業 | 65 | 1 | 1 | 0 | 64 | 0 | 64 | 64 | 0 | 2 | 62 | 63 | 63 | 0 | 63 | 1 | 1 | 0 | 0 | 145 | | | | | | | |
| ガス業 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | | | | | | | |
| 上水道業 | 2 | 0 | 0 | 0 | 2 | 0 | 2 | 2 | 0 | 1 | 1 | 1 | 1 | 0 | 3 | 0 | 0 | 0 | 0 | 3 | | | | | | | |
| 工業用水道 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | | | | | | | |
| 下水道業 | 106 | 2 | 2 | 0 | 104 | 0 | 104 | 104 | 0 | 93 | 12 | 20 | 11 | 9 | 14 | 11 | 11 | 0 | 0 | 14 | | | | | | | |
| 情報通信業 | 5 | 0 | 0 | 0 | 5 | 0 | 5 | 5 | 0 | 0 | 4 | 5 | 5 | 0 | 5 | 0 | 0 | 0 | 0 | 5 | | | | | | | |
| 運輸業 | 15 | 0 | 0 | 0 | 15 | 0 | 15 | 15 | 0 | 15 | 0 | 14 | 13 | 1 | 17 | 1 | 1 | 0 | 0 | 18 | | | | | | | |
| 卸・小売業 | 27 | 1 | 1 | 0 | 27 | 0 | 27 | 27 | 0 | 19 | 8 | 21 | 17 | 4 | 17 | 5 | 5 | 0 | 0 | 24 | | | | | | | |
| 宿泊・飲食 | 2 | 0 | 0 | 0 | 2 | 0 | 2 | 2 | 0 | 0 | 1 | 1 | 1 | 0 | 1 | 0 | 0 | 0 | 0 | 1 | | | | | | | |
| 医療・福祉 | 9 | 0 | 0 | 0 | 9 | 0 | 9 | 9 | 0 | 6 | 3 | 2 | 0 | 1 | 1 | 2 | 2 | 0 | 0 | 1 | | | | | | | |
| サービス業※1 | 6 | 0 | 0 | 0 | 6 | 0 | 6 | 6 | 0 | 6 | 0 | 5 | 4 | 1 | 4 | 1 | 1 | 0 | 0 | 5 | | | | | | | |
| その他の業種※2 | 2 | 0 | 0 | 0 | 2 | 0 | 2 | 2 | 0 | 2 | 0 | 2 | 1 | 0 | 1 | 0 | 0 | 0 | 0 | 2 | | | | | | | |

注1)本結果表では農業からの産業廃棄物を除き、特別管理産業廃棄物を含む。注2)※1「サービス業」は、「学術・専門」、「生活・娯楽」及び「サービス業」の合計値である。※2)「林業」、「漁業」、「物品買戻業」及び「公務」の合計値である。

表Ⅳ-2 産業廃棄物処理状況（種類別）＜平成26年度＞（その1）

（単位：千t年）

| 区分 種類 | 発生量 (A) | 有償物量 (B) | 排出量 (C) | 自己中間処理量 | | | 自己中間処理後量 | | | 自己未処理量 | | | 自己最終処分量 | | | | |
|-----------|------------|-------------|------------|---------|-------|------|----------------|------|------|--------|--------------|-------|---------|-----|------------|------|------|
| | | | | (D) | (E) | (E1) | (自己中間処理後の処理内訳) | | | (G) | (自己未処理の処理内訳) | | | (H) | (処理先地域の内訳) | | |
| | | | | | | | (E2) | (E3) | (E4) | | (E5) | (G1) | (G2) | | (G3) | (G4) | (G5) |
| 合計 | 6,122 | 598 | 5,525 | 3,655 | 1,234 | 977 | 220 | 37 | 0 | 1,869 | 80 | 1,628 | 161 | 0 | 2,047 | | |
| 燃え殻 | 27 | 5 | 22 | 3 | 6 | 4 | 1 | 2 | 0 | 20 | 3 | 7 | 10 | 0 | 19 | | |
| 汚泥 | 3,148 | 157 | 2,991 | 2,780 | 564 | 370 | 177 | 17 | 0 | 211 | 12 | 185 | 14 | 0 | 393 | | |
| 有機性汚泥 | 1,814 | 5 | 1,809 | 1,708 | 138 | 7 | 128 | 3 | 0 | 100 | 0 | 93 | 7 | 0 | 231 | | |
| 無機性汚泥 | 1,335 | 152 | 1,183 | 1,072 | 426 | 363 | 48 | 15 | 0 | 111 | 12 | 92 | 7 | 0 | 162 | | |
| 廃油 | 206 | 42 | 165 | 102 | 2 | 2 | | | | 63 | 7 | 55 | 0 | 0 | 55 | | |
| 一般廃油 | 93 | 41 | 52 | 8 | 0 | 0 | | | | 44 | 7 | 36 | 0 | 0 | 36 | | |
| 廃溶剤 | 9 | 0 | 8 | 1 | | | | | | 7 | 0 | 7 | 0 | 0 | 7 | | |
| その他 | 105 | 0 | 104 | 93 | 2 | 2 | | | | 11 | 0 | 11 | 0 | 0 | 11 | | |
| 廃酸 | 30 | | 30 | 1 | | | | | | 29 | 1 | 29 | 0 | 0 | 29 | | |
| 廃アルカリ | 60 | 1 | 59 | 2 | 2 | 2 | | | | 57 | 0 | 57 | 0 | 0 | 57 | | |
| 廃プラスチック類 | 162 | 8 | 154 | 6 | 3 | 1 | 2 | 0 | 0 | 148 | 5 | 140 | 4 | 0 | 146 | | |
| 廃プラスチック | 154 | 8 | 146 | 6 | 3 | 1 | 2 | 0 | 0 | 139 | 1 | 135 | 4 | 0 | 141 | | |
| 廃タイヤ | 9 | 0 | 9 | | | | | | | 9 | 4 | 5 | 0 | 0 | 5 | | |
| 紙くず | 46 | 9 | 37 | 1 | 1 | 1 | 0 | | | 35 | 11 | 24 | 0 | 0 | 24 | | |
| 木くず | 162 | 2 | 160 | 9 | 4 | 1 | 3 | | | 151 | 4 | 145 | 2 | 0 | 150 | | |
| 繊維くず | 1 | 0 | 1 | 0 | 0 | 0 | 0 | | | 1 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | | |
| 動植物性残さ | 48 | 15 | 32 | 10 | 1 | 1 | 1 | | | 22 | 5 | 15 | 2 | 0 | 17 | | |
| 動物系固形不要物 | 0 | 0 | 0 | | | | | | | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | | |
| ゴムくず | 0 | 0 | 0 | | | | | | | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | | |
| 金属くず | 436 | 334 | 101 | 4 | 3 | 2 | 0 | | | 98 | 9 | 88 | 1 | 0 | 88 | | |
| ガラス陶磁器くず | 166 | 12 | 154 | 42 | 24 | 0 | 12 | 12 | | 112 | 3 | 92 | 17 | 0 | 132 | | |
| 鉱さい | 274 | 7 | 267 | 100 | 92 | 92 | | | | 167 | 0 | 73 | 94 | 0 | 167 | | |
| がれき類 | 836 | 2 | 834 | 288 | 236 | 209 | 25 | 2 | | 546 | 18 | 518 | 10 | 0 | 555 | | |
| コンクリート片 | 387 | 2 | 385 | 106 | 99 | 83 | 16 | 0 | | 279 | 0 | 278 | 1 | 0 | 295 | | |
| 廃アスファルト | 352 | 0 | 352 | 165 | 121 | 113 | 8 | | | 187 | 14 | 172 | 0 | 0 | 181 | | |
| その他 | 97 | | 97 | 16 | 16 | 13 | 0 | 2 | | 80 | 3 | 68 | 9 | 0 | 79 | | |
| ばいじん | 477 | | 477 | 307 | 296 | 292 | 4 | | | 170 | | 167 | 3 | 0 | 174 | | |
| その他の産業廃棄物 | 43 | 4 | 39 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | | 39 | 0 | 35 | 4 | 0 | 39 | | |
| 感染性廃棄物 | 7 | | 7 | 0 | 0 | 0 | 0 | | | 7 | | 7 | | 0 | 7 | | |
| 混合物 | 37 | 4 | 33 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | | 33 | 0 | 28 | 4 | 0 | 32 | | |

注1)本結果表では産業からの産業廃棄物を除き、特別管理産業廃棄物を含む。注2)「変換」、「無変換」の定義については、本編13頁の「5.産業廃棄物の種類の区分」についてを参照のこと。

表Ⅳ-2 産業廃棄物処理状況（種類別）＜平成26年度＞（その2）

（単位：千t/年）

| 区分 種類 | 委託処理量 | | | | | | | | | | 委託中間処理量 | | | | 委託中間処理後量 | | | | 再生 利用量 (R) | 最終処分量 | | その他 量 (J) | 資源化 量 (S) |
|-----------|-----------|-----|------------|-----|-----------|-------|------------|----|-----------|-----|------------|-----|-----|-------|----------|------|-----|-------|------------------|-----------|-----------|-----------------|-----------------|
| | 委託直接最終処分量 | | (処理先地域の内訳) | | (処理主体の内訳) | | (処理先地域の内訳) | | (処理主体の内訳) | | (処理後の処理内訳) | | (M) | (M1) | (M2) | (Q) | (O) | | | | | | |
| | 業者 | (K) | 自治体 | 県内 | 県外 | 業者 | 自治体 | 県内 | 県外 | 業者 | 自治体 | 県内 | | | | | | 県外 | | 再生 利用量 | 最終 処分量 | | |
| | | | | | | | | | | | | | (L) | (M) | (M1) | (M2) | | | | | | | |
| 合計 | 2,047 | 198 | 0 | 189 | 9 | 1,848 | 1,847 | 1 | 1,406 | 443 | 1,461 | 443 | 119 | 1,342 | 318 | 318 | 0 | 2,997 | | | | | |
| 燃え殻 | 19 | 12 | 0 | 12 | 0 | 8 | 8 | 0 | 2 | 6 | 65 | 6 | 35 | 41 | 41 | 0 | 0 | 46 | | | | | |
| 汚泥 | 393 | 32 | 0 | 29 | 3 | 362 | 361 | 1 | 279 | 83 | 108 | 99 | 9 | 99 | 41 | 41 | 0 | 638 | | | | | |
| 有機性汚泥 | 231 | 10 | 0 | 10 | 0 | 221 | 221 | 1 | 194 | 28 | 38 | 32 | 5 | 32 | 15 | 15 | 0 | 45 | | | | | |
| 無機性汚泥 | 162 | 22 | 0 | 19 | 3 | 140 | 140 | 0 | 85 | 55 | 70 | 66 | 4 | 66 | 26 | 26 | 0 | 593 | | | | | |
| 廃油 | 55 | 0 | 0 | 0 | 0 | 55 | 55 | 0 | 36 | 19 | 23 | 23 | 0 | 23 | 0 | 0 | 0 | 75 | | | | | |
| 一般廃油 | 36 | 0 | 0 | 0 | 0 | 36 | 36 | 0 | 26 | 10 | 18 | 18 | 0 | 18 | 0 | 0 | 0 | 67 | | | | | |
| 廃溶剤 | 7 | 0 | 0 | 0 | 0 | 7 | 7 | 0 | 4 | 4 | 2 | 2 | 0 | 2 | 0 | 0 | 0 | 2 | | | | | |
| その他 | 11 | 0 | 0 | 0 | 0 | 11 | 11 | 0 | 6 | 5 | 4 | 4 | 0 | 4 | 0 | 0 | 0 | 6 | | | | | |
| 廃酸 | 29 | 0 | 0 | 0 | 0 | 29 | 29 | 0 | 14 | 15 | 5 | 5 | 0 | 5 | 0 | 0 | 0 | 5 | | | | | |
| 廃アルカリ | 57 | 0 | 0 | 0 | 0 | 57 | 57 | 0 | 45 | 12 | 11 | 11 | 0 | 11 | 0 | 0 | 0 | 14 | | | | | |
| 廃プラスチック類 | 146 | 4 | 0 | 3 | 1 | 142 | 142 | 0 | 118 | 24 | 95 | 77 | 18 | 77 | 22 | 22 | 0 | 91 | | | | | |
| 廃プラスチック | 141 | 4 | 0 | 3 | 1 | 137 | 137 | 0 | 116 | 21 | 91 | 73 | 18 | 73 | 22 | 22 | 0 | 83 | | | | | |
| 廃タイヤ | 5 | 0 | 0 | 0 | 0 | 5 | 5 | 0 | 2 | 3 | 5 | 5 | 0 | 5 | 0 | 0 | 0 | 9 | | | | | |
| 紙くず | 24 | 0 | 0 | 0 | 0 | 24 | 24 | 0 | 22 | 2 | 23 | 22 | 0 | 22 | 0 | 0 | 0 | 44 | | | | | |
| 木くず | 150 | 2 | 0 | 2 | 0 | 148 | 148 | 0 | 142 | 6 | 133 | 126 | 7 | 126 | 9 | 9 | 0 | 133 | | | | | |
| 繊維くず | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 1 | | | | | |
| 動植物性残さ | 17 | 2 | 0 | 2 | 0 | 15 | 15 | 0 | 14 | 1 | 4 | 4 | 0 | 4 | 0 | 0 | 0 | 24 | | | | | |
| 動物系固形不要物 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | | | | | |
| ゴムくず | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | | | | | |
| 金属くず | 88 | 1 | 0 | 0 | 0 | 88 | 88 | 0 | 86 | 2 | 87 | 86 | 1 | 86 | 2 | 2 | 0 | 432 | | | | | |
| ガラス陶磁器くず | 132 | 29 | 0 | 24 | 4 | 103 | 103 | 0 | 89 | 15 | 102 | 76 | 26 | 76 | 54 | 54 | 0 | 92 | | | | | |
| 鉱さい | 167 | 94 | 0 | 94 | 0 | 73 | 73 | 0 | 17 | 56 | 69 | 69 | 0 | 69 | 94 | 94 | 0 | 168 | | | | | |
| がれき類 | 555 | 12 | 0 | 12 | 0 | 543 | 543 | 0 | 510 | 33 | 543 | 524 | 19 | 524 | 31 | 31 | 0 | 753 | | | | | |
| コンクリート片 | 295 | 1 | 0 | 1 | 0 | 294 | 294 | 0 | 289 | 5 | 294 | 291 | 3 | 291 | 4 | 4 | 0 | 376 | | | | | |
| 廃アスファルト | 181 | 0 | 0 | 0 | 0 | 181 | 181 | 0 | 180 | 1 | 181 | 181 | 0 | 181 | 0 | 0 | 0 | 308 | | | | | |
| その他 | 79 | 11 | 0 | 11 | 0 | 68 | 68 | 0 | 41 | 27 | 68 | 52 | 16 | 52 | 27 | 27 | 0 | 69 | | | | | |
| ばいじん | 174 | 7 | 0 | 7 | 0 | 167 | 167 | 0 | 2 | 165 | 166 | 166 | 0 | 166 | 7 | 7 | 0 | 458 | | | | | |
| その他の産業廃棄物 | 39 | 4 | 0 | 4 | 0 | 35 | 35 | 0 | 31 | 4 | 27 | 17 | 10 | 17 | 14 | 14 | 0 | 21 | | | | | |
| 感染性廃棄物 | 7 | 0 | 0 | 0 | 0 | 7 | 7 | 0 | 4 | 3 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | | | | | |
| 混合物 | 32 | 4 | 0 | 4 | 0 | 28 | 28 | 0 | 27 | 1 | 27 | 17 | 10 | 17 | 14 | 14 | 0 | 21 | | | | | |

注1)本結果表では産業からの産業廃棄物を除き、特別管理産業廃棄物を含む。注2)「変換」、「無変換」の定義については、本編13頁の「5.産業廃棄物の種類の区分について」を参照のこと。